

いひなせり、此時諸人往來の爲、同三子年大橋を大川に掛け、翌寛文元丑年出来兩國橋と名づく、御城御普請成就の後に、小屋場跡の地所、武家町家等段々割渡し、元より地名もなき所ゆへ、御本城下小屋の文字を改て、直に本庄となし、其後延寶年中桂昌院殿、御實兄本庄因幡守殿萬石になりし時、本所と書替へさ旨、伊奈半十郎申渡す、但し文字は改られけれども、今世も「ホンジャウ」と呼ぶ事にて知るべし、(葛西考)先本所の地は、本所奉行兩人有しに、享保四亥年より町奉行支配となり、一圓江戸町のごとくなりて、町方に本所方兩人あり、又小名木川より南の方深川の地は、寛永の頃、永代島とて葭生の州なりしを、獵師町に取立、其後元祿年中迄に、追々築立寺社町屋等に至り、正徳三巳年より今のごとく町並になりし也、新大橋は元祿六酉年、永代橋は同十一寅年、初てかゝる、其外本所の内小橋は、本所築立の時ちもに掛、又小名木川より南深川の内小橋は、元祿寶永年中追々掛り、今のごとく便利を得て、江戸御城下一圓の町となり云々、(同集)大川橋は、安永三年本所町人共、願に依て掛渡し、千住大橋寛文中掛し也云々、

(葛西記)明暦年中の頃迄、武州横山町、或は何町川を渡り下總葛西領杯記し、又大川に掛させ賜ふ橋を、兩國と名づけ賜へば、此時末川、東下總と唱へし事明也、天正以前より武藏と唱るものも有しに寄、御朱印國繪圖等武藏と書せ賜ふものあるを以て、夫を證とするはあしく、却て郡名村名等を古文帖に誤るものあるは、土人の云に任せて書たるもの多が故なり、古文書は古き事證とするによ

きは、人々知所なれども、誤傳るものあればなり、なへてよしとも云がたし云々、(廿四輩順拜記)武藏下總の境に、流たる川隅田川也、されば此川にわたせる橋を兩國橋といへるも、境の川なれば也、今は此川の東、葛西邊武藏の國となりて、利根川を限とする也、(自現往來)萬治年中是又成就此方は武藏、向は下總也、故呼俗稱兩國云々、

深川

八幡 三月廿一日山ひらさといふ、(歳時記) 藪中櫻、つゝじ、牡丹多し社内酒店二軒あり、二軒茶屋と云、(礦石集) 深川の土人士産神とす、二三年に一度祭禮を行のふ、練物だし等出る、靈岸島よりもだし等出る、深川惣鎮守なり、放生會は、むかし養老四年九月、征夷の事あり、大隅日向の兩國逆亂す、依て宇治の宮に祈禱せしめ賜ふ、その禰宜辛島勝婆、豆米の神軍を率て征し、敵を討て利あり、(神統記)合戦多く殺生す、よろしく放生會を修べしと、是より諸國に此事はしまる、

洲崎辨天門前碑 葛飾郡永代浦築地、此所、寛政三亥年波あれの時、家流れ人死するもの少からず、此後高波の變はりがたく、流死の難なしといふべからず、是によりて西は入船町を限り、東は吉祥寺前に至迄、凡長貳百八十五間餘の所、家居取拂ひ明地になし置るものや、寛政六年寅十二月 日六間堀 堅川松井町より小名木川、萬年橋と高橋との間へ掘はる、

五間堀 右六間堀の枝川にして、彌勒寺脇森下町裏通り迄掘通す、
深川橋々 江戸砂子にもれたる分

猿江橋 新高橋の南の方東西にわたる 南中橋 菊川町三丁目より東へわたる 福島橋 永代寺道富よし町にかゝる 丸太
橋一色町より村木町へわたる 海邊橋 正覺寺前萬年町より靈岸前伊勢崎町へわたる 彌勒寺橋 二之橋通り彌勒寺前より森
下町へわたる 扇町橋 木場の内扇町にかゝる 豊島橋 仙臺堀入川の南永代町にかゝる 千鳥橋 同所松賀町より堀川町へ
わたる 黒江橋 黒江町にかゝる 江口橋 寺町横丁はまぐり町にかゝる 正覺寺橋 同所正覺寺前にかゝる 萬年橋 大川
ばた小名木川にわたす此川筋中川へ出る 上之橋 大川は佐賀町俗に仙臺川岸といふ 仙臺蔵やしきある故也此川筋にかゝる
横川へ出る 中之橋 大川はた仙臺堀より永代橋のかたへ行川岸通り富田町より堀川町西永代町の間へ流出る 下之橋 大川
ばた中のはしより又永代橋のかたへ行川岸通り此川八幡の裏通りより木場へ流出る

小名木川 大島町より釜屋堀へわたる橋あり、大島橋といふ、北十間川迄廿壹町餘、
靱藏 新大はし東詰より六間堀に至て、數戸の御藏あり、
靈岸寺 開山上人 寛永年中今の靈岸島海中の洲蘆原の所へ地を築、上人上總生實大願寺に住し、凡
寺院起立二十餘箇寺、後惣本山花頂山に入院あり、三世阿山上人の弟子阿碩上人は、奥澤九品佛の
開山也、本堂三四度焼失、近き頃も十八間四方なり、
講堂 圓光大師堂 稻荷社 鎮守熊野祠 開山堂 柳稻荷社 勢至堂 放生池 日月井

- 塔頭 正覺院 榮壽院 長專院 深松院 安養院 淨寺院 淨閑院 増別院 雄松院 濟松院
- 八庵 廣閑庵 濟乘院 靈光庵 見松庵 湖江庵 順雲庵 清澄庵 臨海庵
- 所化寮 柳谷 櫻谷 錦谷 凡四十六宇、往古九十字ありて、大衆一千三百人まで結集せしこ
とあり、今も千數に近し

御靈屋 圓城院殿明譽光岳泰崇大姉 大猷院殿御養女備前少將光政室延寶六年十月十日
同 光照院殿泰譽皓月大姉 神君御養女山内土佐守忠義室寛永九年二月廿三日
同 福照院殿明譽源光惠照大姉 台徳院殿御養女池田侍從隆政室寛文十二年十月廿六日
千部十月朔日より十日迄、彌陀經千部讀誦、此節參詣多し、

雲光院 開山上人、慶長十六年開起以來、住する事十二年、後黒谷金戒光明寺に轉せらる、雲光院殿
馬喰町にて八千餘坪を公へ奏進の上起立ありし也、(十八檀林巡路記)馬喰町雲光院の地は、毛利秀就、福島正
此時勅額二品親王良恕御筆を賜り、明暦三年岩井町へ轉せらる、元の地は今の代官やしきの所也 又天和二年十
二月廿八日火災後、翌年此地へ移る、

御靈屋 雲光院殿正譽周榮大法女 東福門院御準母神尾氏女子寛永十四年正月廿二日
本誓寺 (十八檀林巡路記)當山、文龜元年曜譽信公上人、相州小田原にて開基なり、六代貞蓮社文賀
上人の時、英勝院尼の願にて、文祿四年江戸八代洲河岸にうつさる、慶長年中馬喰町上寺町へ轉

し、天和三年今の地にうつる、馬喰町にて朝鮮使の旅館となれる事數度なり、

御靈屋 光源院松譽貞月大姉 神君御妹、初荒川頼持室後筒井定次室寛永十年二月廿二日

法禪寺 文祿二年八州河岸に起立、後馬喰町上寺町に移り、天和年目黒大目寺よりの火災に焼失、後此地にうつる、

一蝶寺 海邊新田にあり、蒼龍山宣雲寺といふ妙心派なり、世に一蝶寺といふは、一蝶歸郷してしばらく此の寺に住ける也、寺中の襖障子の類、すべて一蝶が筆なり、其繪寛政の度の回祿に亡びしとぞ、英一蝶は、(近世奇跡考) 承應元年、攝州に生る、又は多賀伯庵といふ、某侯の侍醫なり、一蝶寛文六年十五歳の時江戸に下り、狩野安信を師とす、(書畫一覽) 姓は藤原多賀氏、名は信香一に安雄、幼名猪三郎と云、後に治右衛門(望海每談) 助之進と云、剃髮して朝湖と稱、翠蓑翁、牛丸、曉雲堂、舊草堂、一蜂閑人後門人、にゆづる、一閑散人、隣樵庵、鄰濤庵、北窓翁等の數號あり、書を佐玄龍に學び、後一家の風を書、書名あり、俳諧を芭蕉に學び、其角嵐雪と交りふかし、俳名曉雲又和英、(洞房語園) 元祿十一年十二月吳服町壹丁目の新道に住せし時、故ありて謫せらる、時に年四十七、謫居にある事十二年、寶永六年九月歸郷して、後英一蝶と稱し、北窓と號、(人物志) 深川長崎町に住ぬ、享保九年甲辰正月十三日病で歿す、享年七十三、二本榎承教寺 日蓮宗 塔中顯乘院に葬、法名英壽院一蝶日意辭世「まさらかすうき世の業の色とりも、ありとや月の薄墨の空」

英一蝶 門人 一舟養子續師家、名信種、東窓翁、俗稱彌三郎、明和五年五月廿七日歿

男 一蝶二世名信勝、二男 俗稱百松又源内、
俗名長八 一調 一説號孤雲

(近世奇跡考) 一蝶が母、剃髮して妙壽といふ、一蝶謫居にある時、友人横谷宗珉の家に養ふ、一蝶歸郷して六年をへて正徳四年三月晦日歿、(畸人傳) 英一蝶と名付しは遠流にありける朝、草花に蝶のとまりしを見居ける時、赦免の船來りしかば斯名つく、七十一麻布常教寺に葬、(同集) に宗珉は名友常、俗稱治兵衛、檜物町に住、彫物師の名人也、享保十八年歿

淨心寺 (歲時記) 當山千部は、四月十九日より廿八日迄、法華千部讀經あり、此節客殿の庭を開き諸人に見せしむ、山あり又湖入の池あり、同五丁の芝生にして長日の遊山地なり、

森下町 長慶寺 寶晉齋其角

芭蕉の碑は 正面 芭蕉庵桃青居士 左に 麥林舎乙由居士

雲中庵嵐雪 一基 守墨庵眠柳居士

源麟文龍の碑一基あり、三翁の行狀を書たり、明和九年初冬とあり、竹外源信行建之、(歲時記) 芭蕉は江戸に住す、元祿七年十月十一日痢疾を患ひて、難波の旅亭に歿す、門人其角、去來、丈艸、等、空骸を大津の義仲寺に葬る、晋子終焉の記を作りて、枯尾花集といふ、傳記許六滑稽傳及び風俗文撰作者別傳等に詳なり、(書畫一覽) 俳諧の中興、性松尾氏、名桃青、初號風露房、稱甚七郎、

伊賀人、受業北村季吟爲一家、元祿七年甲戌十月十二日歿、年五十三、(俳諧行狀記)本國伊賀の上野へ行、兩親の墓參、夫より江州へ出旅に煩ひ、旅行にやんで笈は枯野をかけ廻る、といふ句をよみて死云云、

漁名所江戸砂子に委 (江武産物志)海蟹品川邊 芝海老天王洲 めなた御濱前 せいご中川邊 ぼら隅田川中川邊
いなだ「あいなめ」「もいを」「いしもち羽田沖 このしろき いわし出洲の外廻り はぜ八九月頃さゝみや鐵砲
洲輪の内にて釣 さす三枚洲鎌 さより」「だす品川邊 あなご品川八九月頃月夜よし あかぬい 六月の節夜繩にて釣
又春彼岸頃より水淺き所に歩行てやすにて突也 (魚漁大全)さば文化三年芝江戸にて初てともゑにて釣、

本所

一ツ目辨天 辨天屋敷といふ (江戸砂子)元祿中、物檢校杉山氏起立下略(歳時記)此檢校、遠江國濱松人十歳の時目盲となり、十七歳の時大願を發し江島岩屋に斷食、三七日願滿の夢に、鍼と管とを得ると見て夢覺ぬ、終に 大樹の召にて、しばし御前に催す或時のぞみあるべき哉と仰の時、目を一つ被下候様申上る、於此本所一ツ目といふ所に、一町四方給り五百石扶助し賜ふ、斯て江島の辨天を勸請せり、元祿七年甲戌六月廿六日歿、積塔會は、二月十六日也、(歳時記)光孝天皇の皇子、兩夜の御子は目盲賜ひぬ、衆官の官位、此皇子より初る、依て其爲に此會を執す、衆目心經を誦し、

琵琶を彈し宿忌を修す、明日皇子の忌日なり、(武江名所志)本所一ツ目辨天の社にても、積塔會を修す、大概洛の清聚庵におなじと云、

豎川通 一ツ目橋より二ツ目橋迄、道法五丁廿間、二ツ目橋より三ツ目橋迄六丁貳拾間、四ツ目橋より新辻橋迄三丁、新辻橋より四ツ目橋迄四丁五十間、四ツ目橋より五ツ目渡場迄八丁餘、一ツ目より中川迄一里八町四十八間、(芭蕉句集)深川の末五本松といふ處に船をさして、川上と此川下や月の友

横川 猿江橋より業平橋迄道法貳十四町半、此川筋にわたす橋、南辻橋、北辻橋、北中の橋、法恩寺橋、業平橋、御藏橋 本所御藏の前にかゝる 石原橋石原町大川ばたにかゝる

本所御藏 御藏六十餘、梁戸數六百餘戸 淺草御藏と同じ、數百戸の御米藏なり、俗に御竹藏といふ、埋堀 椎の木屋敷の先、川幅五間、大川より石原町に堀留る、

南割水 北割水 本所御藏うら手より横川迄又横川より先は金糸堀といふ 上屋敷 回向院うしろ、今上納地となる、吉良家、由緒は上野介より六代前、先祖三州西尾の城主東

條持廣、嗣子なきゆへ西條義堯の次男義安養子とす、其後西條義郷卒、又嗣子なし、西條吉良家斷絶するゆへ、兩家を合し相續す、義安則東條城居城、永祿三申年 東照宮の命をそむく、同七年戊年九月降參、同八亥年六月一向宗門蜂起の時、又叛く、同九子年二月降參すといへとも、東照宮御許

容無し、城を捨甲州へ出奔す、佐々木義秀を頼み塾居す、其後泉州芥川にて戦死す、於是吉良家斷絶すといへども、義安の子義定浪人となる、祖母聖在院持廣内室の元に成長す、此人徳川家へ愁訴に及ぶといへども取あげなし、依之又愁訴す、其言葉に其上義定持廣嫡孫なれば、聖在院に孫たるゆへ、吉良家御取立被成、只今おんこの貳百石をゆづりあたへ度旨言上す、

神君御許容、聖在院卒後、度々御加恩四千貳百石を領し、從五位下上野介受領す、其子上野介義弘其子若狭守義冬、其子上野介義央なり、曩祖滿氏より左兵衛佐迄、十九代にて斷絶、(赤穂義士傳)舊冬内匠頭家來共四十七人押込、上野介討取候節、左兵衛佐不届之仕方付、知行被召上諏訪安藝守へ御預け被仰付候間、難有奉存、並家財は上杉彈正少弼方へ引取可申事云云、因云、兩國元町楠屋孫八といへる者、義士の手鍵壹筋并觀音の小像を持ち、是夜打の宵、義士等此家にて調度せし蕎麥屋也、今猶存す、

中の郷鹽瀬別莊碑 鹽瀬和助、南傳馬町三丁目住、菓子屋なり、原庭町別莊、庭前碑あり、其文に 萬葉集卷第十四、下總國歌曰、

爾保籽里能可豆思加和世乎爾倍須登毛、曾能可登之伎乎刀爾多民未也母

葛飾郡、本下總國也、貞享三年、丙寅春閏二月、割利根川、西屬武藏國云、

天明二年壬寅冬十月、林居士諸烏、得陸奥國牡鹿郡石建之、

右青石にて、高四尺横一尺五寸厚五寸餘、

三圍稻荷 鎮座詳ならず、田中の稻荷とも云、むかし軀あり、田の面に向て呼に、百狐來り神供を喰ふ、此うば死てその事なし、(五元集) わせまや狐よび出すうばが許、といふ、其角が句も此所の事也といふ、(墨水遊覽誌) ちちごや三井何かし、此神を信、商賣彌繁昌、今に手代日參す、又盆暮二度、掛方取集前、當社白狐の像を本店に祭り置、掛方濟ば元のごとく社へ收むる事年久しく、此店の例也しと、故に三井稻荷といふ、(近世奇跡考) 其角、牛島にて雨乞する者にかはりて、夕立や田をみめくりの神ならば、とせしはいづれの日にや詳ならず、よつて三圍の社主に尋しに、元祿六年六月廿八日の事也とぞ、然則其角三十三才の時也、一説に南茅場町通、船問屋某、俳名白雲と云人に、いざなわれ船遊びに出て、此事ありしとぞ、能因法師雨乞の歌に、天河なはしる水にせきくだせ、天くだりませ神ならば神、此歌にもとづきたる句也と、(五元集) 翌日に雨降とあるを以て、須臾にふりしといふ説を、日頃いぶかしく思ひけるに、元祿六年の頃、存生の隱士が書たる、(舉一堂日記) 晋其角、或時與門人同船而遊隅田川、今茲天下旱魃而田面無水、門人望雨乞之句、晋辭不止故以句、須臾雨降、世人感其俳德云云、此記露斗もいつわりがましき事を書たるものにあらず、於此思へば、元祿中の人すでに此事を傳へて、風流の話柄としたるを、舉一堂しるし置たるならん、雨の降しはいづれの日にもあれ、世こぞりて此事を語り傳ふるは、其角がほまれといふべし、(畸人

傳) 其角の雨乞の句は、もとユタカといふ折句也、ひそかに豊作の意を以て祝したらんと、著作堂主人云り、(墨水遊覽誌) 此堤下邊白魚の名物也、夜はかゝり焚つらね、漁火白魚をとるその景いふ計なし、

角田川かさ木計はみめぐりの、とりゐのあしはありやなしやと、蜀山人

(武江花曆) 三圍神像は弘法大師の作にして、同大師の勸請なりといへり、文和年間三井寺の、源慶僧都再興、慶長の頃迄、今の地より南の方にありしと云、

牛御前(御影神記) 貞觀二年歲在庚辰、素盞烏命之靈垂跡、此地慈覺大師授記、以奉神號、位官影像今在本殿、蓋其記曰、國土有難、則現異、相守護之云、亦後建長年間、疫癘疱瘡大爲流行、此像時出現、以神通力故、國中病苦萬民無不歡喜焉、則模留其像、尊而舉稱、牛御前降魔尊像也、降伏一切大鬼、最勝成就、謹誌云云、本所惣鎮守にして、祭禮毎年九月十三日、北本所石原新町の旅所へ神幸ありて、同十五日歸輿なり、(花美年浪草) 祭神素盞烏尊、牛の御前と稱、慈覺大師勸請せり、清和天皇第二子皇子權現と稱す、故二座也、相傳清和天皇貞觀二年庚辰秋九月、慈覺大師東國弘法の頃素盞烏尊位官の老翁と現し、此地に跡を垂永く國家を守らんと告賜ふ、依て大師一社に奉し、上京の良本阿闍梨を留て是を守らしむ、則良本彫像の大日如來を本地佛とす、又五十七代陽成帝の御宇清和帝第七の皇子當國に遷されさせ賜ひ、天慶元年丁酉九月十五日此地にて薨じ賜ふ、依て良本阿

闍梨此所に葬り奉る、牛の御前相殿に勸請なし奉ると云り、其後靈告ありて曰、素盞烏命第二の皇子にて、假に清和帝の皇子と生を替され賜ふと云云、

朝日神明宮本所表町達摩横町濱屋敷にあり江戸砂子に不詳、別當定朝山神宮寺、一山境内惣坪數六百十九坪之内、神明宮御繩除地三十四間に十四間半、此畑壹反六畝十三步也、開闢開基不詳、別當所當時無住本尊藥師如來、脇壇聖觀音地藏尊也、右神宮寺は、攝津平野融通大念佛寺兼帶、妙法院宮、正院家、脇安養院、旅宿原庭町光徳寺、假支配になる、

白髭明神 此神猿田彦太神、(神社正宗) 是則比良明神同體也云云

辨才天 牛島 寶壽山長命寺 (江戸砂子) 慶長の頃、御鷹野頃御景色御不快に付、此庵へ入御藥召上られ、早速御快被爲成、寺の名を問せ賜ふ此時名もなき由申上る、仍て長命寺と申せとの釣命ありしと也、(墨水遊覽誌) 此時寶樹山常泉寺の舊名を改められ、寶壽山長命寺と名付賜ふ、一山公役ことく、免許あり云云、

家集角田河夏あらひしてかへるさは、長命寺をもとふへかりけり千種庵諸持

院内竹柏の大樹は、元祿年中大久保主水鎌倉扇谷より、袖に入持來り此所へ植しより、寶曆年中しるせし碑文字かすかなりしとして、文政六年屋代太良是を書改し碑あり、境内自在庵、芭蕉堂、芭蕉碑に曰、さびさらば雪見にころぶ所まで、と表にあり、裏に、寶曆四年甲戌孟冬、自在庵祇徳門人、

瓢笠坊紙庸、寶壽山長命蘭若門前建焉とあり、

隅田川 綾瀬荒川落合て隅田川となる、(東都近郊圖)綾瀬川水源は、足立郡小針領家村にて、元荒川より分れ所々悪水落合葛飾郡隅田村にて隅田川に入、荒川水源は秩父郡大瀧より出、谷々諸水落合榛澤男衾兩郡の間を流來り、西の方横見、東の方足立郡の地方を流、隅田川と成る、荒川水除築しは、元和二年石出掃部、官に願上て堤を築所也と云云、宮戸川と云は其所不詳、隅田川の内是より是迄と云所なし、(墨水遊覽誌)山谷堀の大きなばしの前に高札場有、此高札に曰、從是下觀音出現の場所にて殺生禁ず、又黒船町と諏訪町のさかいに高札、同く推古天皇御宇よりの高札なれば、此處を三谷戸川の證とすへし、兄弟の外にも漁師多しとかや、(葛西考)昔隅田川は海の入口にして、漁人も住海苔もとりしなり、(北條氏康記行)天文十五年、此地へ來り隅田川より安房上總迄見晴せしと云、(道興准后回國記)かくて隅田川の邊りに至りて、みなく歌よみて披講なとして、古への塚のすかた哀さ、今のこことく覺えて、

古塚のかけ行水にすみた川、聞わたりてもぬる、袖かな
同行の中に、さゝえ携へける人ありて、盃酌の興を催し待りき、猶行々て川上にいたり待りて、都鳥たつね見んとて人々さそひけるに、まかりてよめる、

ことゝはん鳥たに見えよ隅田川、都戀しと思ふゆへに

思ふ人なき身なれともすみた川、名もむつかしき都鳥かな

來て見れば植し柳の印のみ、春風わたる隅田かはらに

吹風も長閑けき花のみやこ鳥、おさまれる御代のことや問まし

わたりする人も衣やまざるらん、すみた川原のはるの曙

漾々溶々一葉身、海邊秋景只懷春、自從右五詠歌後、流水飛離愁殺人、羅山子

眺望の遠山は 筑波山常陸 二荒下野 赤城山上野 榛名山同 秩父山同 高雄山同 雨降山相模 足

高山同 箱根山同 不二山駿河

(伊勢物語)武藏と下總との中に、大なる川あり隅田川といふ、其河のほとりにむれ居て思ひやればかきりなく遠くも着にけるかなと、わひあへるにわたし守、はや舟にのれ日も暮ぬといふに、のりてわたらんとするに、皆人もものわひしくて、京に思ふ人なきにしもあらざる折しも、白き鳥のはしとあしとのあかき鴨の大さなるか、水の上に遊ひつゝ魚をくふ、京にはみえぬ鳥なれば、みな人見知らず、わたし守にとひければ、是なん都鳥といふを聞て、

名にしおはゝいさ事問はんみやこ鳥、我思ふ人のありやなしや

と詠りければ、船こそりてなきにけり下略、

(墨水遊覽誌) 霞たつ春のあしたより、雪つもる冬のゆふへまで、草木鳥魚虫のるゝ、色をきこひ聲をみらそひ、一とせの眺望あくことなし、やんことなき御方の御遊覽よりして、みやひたる人きたはまれ人の、詩歌連俳、春秋の月花をめて賜へは、隅田川のすみくまで、古跡ならざる所も、今は名所となりぬ、(古今著聞集)卷二十四建長六年十二月廿日、節分の御方、隨の爲に前の相國の富の小路亭に行幸ありて、次の日一日御逗留ありし、相國都鳥をめてして叡覽に備へられけり、返しつかはすとして、少將侍相のうすやうに歌を書て、鳥につけて侍りける、

春にあふ心は花のみやこ鳥、のとけき御代の事やとはまし

おとこ又女房にかはりて、檀紙にかきて同じく結ひつけける、

角田川すむとしきし都鳥、けふは雲井の上に見る哉、

此事を兼直宿彌つたえ聞て、本主より申乞て見侍りて返すとして、

都鳥芳名昔鳥、萬里跡微禽、奇體今遂一見之望、畏悅之餘、謹述心緒而已、
にこりなき御代にあひする角田川、住ける鳥の名を尋つ、前三河守卜部兼直上

(太田家譜) 剃髮而稱備中入道道灌、寛正六年上洛、後花園院給武藏國都鳥事爲尋、

登志不禮止和禮摩多嗣羅怒彌夜古渡里、洲美陀阿波羅爾屋止盤阿禮止母

此歌、達 叡聞而賜 御製一首、

ひさしのは只かやのみと思ひしに、かゝる言葉の花やさくらむ

(源平盛衰記) 治承四年九月十一日、兵衛佐頼朝隅田川に着給ひ折しも、洪水なれば江戸太郎に船橋を渡すべき由命ぜける、江戸太郎難澁しけるに、千葉介葛西の兵衛兩人が知行所、今井栗河龜梨、牛窓より海士の小舟の釣舟を數千艘登せて、石濱は江戸太郎が知行所なり、折ふし西國船の着たるを幸に、三日の内に浮橋を掛しと云々、(東鑑) 治承四年十月四日、武衛相乘千常胤廣常等之舟掛、濟太井隅田内河云々、(葛西記) 頼朝十月二日武藏に趣き、十月二日再隅田を越て、太井に入る云々
(歌枕秋寢覺) 下總名所角田川、大和紀伊に同名あり、

萬三 まつち山夕越行て庵崎の、角田川原に獨かもねむ

夫木 はるくと角田川原を明行は、霞める程やわたしなるらむ

庵崎といふは請地村邊をいふ

名寄 庵崎や角田川原に日は暮ぬ、關やの里に宿はからまし

夫木 夕きりに角田の渡りは見えねとも、舟人よはふ聲きこゆなり

家集 おほろかな都にすまぬみやことり、こと問ふ人にかてこたえん

同 都鳥何こと、はんおもふ人、ありやなしやはこゝろこそしれ

堀川百首 すみた川いせきにかゝるしら浪の、立かへるへきこゝちこそせぬ

辨 基

季 經

光 俊

讀人不知

堀川内侍

源 師頼

新勅 我思ふ人に見せはやもろともに、角田川原の夕くれの空
拾玉 時しもあれ角田川原の都鳥、むかしの人のこゝろとははや
家集 きなれし千鳥啼なりすみた川、いさ事問ん名におはすとも
藤川百首 夕暮に事問わひぬすみた川、我友ふねはありやなしやと
壬二 渡守わたらぬ先にかちかくせ、すみた川原の鳥の名もうし
現存六帖 都鳥あらはと思ふ角田川、さゝわたりてや人をとほまし
草庵集 すみた川秋霧涼しわたし守、ありやなしやと見えぬはかりに
温吟 渡守はや舟よせよすみた川、かは風寒し日も暮にけり
家集 はたつみの夕汐のほる角田川、月のそらまでふねも行なん
家集 ふねまたて橋よりかよふすみた川、世わたり安き御代を賑ふ
東歌 入間路は夕立涼し名にも似す、すみた川原の水のにこれる
うけらか花 角田川つゝみに立て舟まては、水上とほくなくほととぎす
琴波 すみた川堤の花のからにしき、春は来て見ぬ人やなからん
われもまたいさ事問んみやことり、すみた川原になつはなしとや
長堤十里白無痕、訝似澄江共月渾、飛蝶還迷三月雪、香風吹渡水晶村
鵬 季 春 千 橋 本 眞 頓 契 藤 藤 藤 藤
齋 鷹 海 蔭 枝 居 淵 沖 原 原 原 原
成 鎮 明 家 隆 家 隆 家 隆 家 隆

瓦やくけふりの末のうすくもり、さくらにそゝく雨となりけん

千 蔭

(静勝軒詩跋)に云、凡遊關左者、必以見不二山、過武藏野、渡角田川、登筑波山、則皆誇四方觀遊之美也、又亭曰泊船、齋曰含雪云々、西北有不二山、有武藏野、東南有角田川、

(羅山文集)武藏國角田川、在武藏下總之界、有鳥曰都鳥、足皆赤形以鳴、和訓、志義、好食蛤、昔在原業平來過、詠和歌云々、

(萬葉集)可豆思加又勝牡鹿又勝鹿、(延喜式)下總葛飾、(和名抄)下總州葛飾、又加止志加、萬葉 にほとりのかつかしわせをにへすとも、そのかなしさをとにたてめやも 讀人不知

家集 かつしかのわさ田のをしねこきたれて、なさもたゆれとつきぬ涙か 源俊賴

(廿四輩順拜記)武藏下總の境に流れたる川を角田川と云、境の川なれば、此川にわたせる橋を兩國はしといふ、今は隅田川の果葛西の地、武藏となりて利根川を境とす、

水くきの跡書やらん角田川、ことつてやらん人も問こす、

隅田川に橋をかけし事は、(平家物語)卷十一(源平盛衰記)卷廿一(義經記)三(鎌倉大草紙)等に見えたり、(本朝通鑑)上杉可淳入道、角田川へ三橋を造り、大軍をわたせしことあり、(梅花無盡藏)太田道灌橋を掛し事、詩に有されば、此處へ橋をかけし事見えたり、

現存六帖 すみた川ひかしは聞す今こそは、身をうき橋のうき世なりけり 藤原光俊

此歌は康元元年鹿島の社に詣けるが、すみだ川のわたりを見れば、彼わたり今はうき橋をわたしければとあり、(江戸砂子)むかし、此邊に七橋あり、武藏下總に大將七人ありて、面々橋を掛わたしけるゆへ、今に所々に橋杭のこりありと云、此説あやまりなるべし、いつの頃にや詳ならず、(墨水遊覽誌)橋の舊跡といふは、水神の森より二三丁下の方にて、文政三年庚辰 台命によりて、橋杭をぬきとられしは、七八年昔の事也、里人よく見知りて云、水底青ごけ生茂りて、上は朽て下は埋木のごとし、其土中に有杭へ綱をつけ、二艘の船へむすび付おき、汐のさし引の力にてぬきとられしと也、

關屋の里は(名寄集)下總也と云、(隅田川考)關屋の里は、すみだ川の邊と云々、(長祿年中江戸圖)關屋、角田川の東と云、今木母寺の邊を關屋といふ、(墨水遊覽誌)今按に、關屋の里は、御前栽畑、木母寺、鐘が淵迄云べし、此處に古へ關屋の御茶屋といふ有、今赤松數樹あり、その頃台命によりて植させられしと云、足立郡牛田の邊に、關屋天神と云舊跡あり、關屋の里は此所なりともいふ、此天神は天滿宮御自作の像をささみし碑也、持主は千住こもん宿石出庄左衛門也、此人千葉末孫石出帶刃、石出掃部子孫也、

千葉助古城跡 木母寺の北あやせ川ばたに、上千葉上千葉といふ兩村有、これは千葉介出城の跡にて今村名となる、千葉いづれの代にやしがたし、又小森谷と云所より九曜の紋の古瓦土中より出る

事あるよし、千葉家の城跡といふ證なり、

角田川古戰場

(前太平記)天慶三年相馬將門の弟、御厩三郎公連角田川に出陣す、(東鑑)治承四年十二月六日、武衛相乘千葉常胤廣常等之舟揖、濟太井隅田兩川、精兵及三萬餘騎、裁武藏國云々、(源平盛衰記)兵衛佐頼朝は、平家軍兵東國へ下向のよし聞給ひ、武藏と下總との境なる角田川原に陣を取て、國々の兵を召れける云々、(北條九代記)上總權佐廣常は當國の軍勢二萬餘騎引率し、角田川の邊に參向す、角田川を渡して武藏國に入、畠山葛西足立の人々馳せ付たり、又曰、文治五年頼朝奥州征伐の首途し給ふ、千葉介常胤、八田左衛門尉知家は、東海道の大將として、常陸下總兩國の勢を率て、宇田行方を経て、岩崎より角田川の湊にて渡り達云々、(太平記)新田足利合戦に、小手差原より石濱迄坂東道すでに四十六里を片時の間に追付たり、將軍石濱を打渡り云々、(本朝通記)後篇二十四 永祿六年正月の條に、北條氏康與里見義弘、太田三樂、干武州國府臺戦ふとあり、

(柳營年表秘録)享保二十年有徳公御代、大納言家重公、初而角田川御遊覽、伊奈忠達御道を拂ふ時、上意無花可視者、忠達求草花而堤の上之を植る云々、(花曆)隅田堤の花は東武第一にして、享保年中依 台命植し所也云々、隅田川橋端川船方役所、石の踏だんの上に、美奴鳥と彫たる碑あり、又はしば町には美奴酒屋といへる商人あり、隅田堤の建札に曰、

定

一、楓柳櫻御用木に候間、枝折又は種取るべからざる者也

新梅やしき 近年新樹を植て、花盛の頃は殊に群集す、百姓平六持

尼除女人濟度弘法大師眞言清瀧山蓮花寺 寺島村

弘法大師眞言の書像にて、靈驗いちじるしき尊像也、開山北條最明寺時頼の兄、經明入道して佐々目大僧正頼助といふ、弘安三年鎌倉より寺崎へうつる、當寺權大都法印與之の再興なり、

水神 六月十五日祭禮 隅田山多門寺持 隅田村

江戸砂子には、木母寺持とあり、今改正す、隅田村鎮守也、此村むかし羽芝わたし場の千軒町と云し頃、どく蛇ありて時々人をなやます、水神の功力によつて、村民安緒の思をなせりといふ、(墨水遊覽誌)石濱砂尾長者の古跡、或は橋場寺、又法源寺 此時眞言今淨土 舊地則此所也、また隅田村の多門寺、普門院弘福寺 此時天台今黃蘗 舊地なり、されば多門寺縁記に、須田の橋場千軒町とありされば、橋場の名東西にあり、往右は奥州街道ゆへに、民家もあつまりありしと云々、文治五年頼朝公泰衡征伐の時淺草の觀音石濱の明神へ詣賜ひ、又角田村を過て若宮村八幡宮に詣賜ふと云、別當東正院、此八幡宮は八幡太郎義家、貞任征伐の時の勸請といふ、よつて頼朝祈願あり、歸陣の時造營ありしといふ(江戸砂子)鎧出り笹の事義家朝臣、鎧すりし馬上より眺望の事あれど、所不詳、

木母寺 縁記に曰、往古吉田少將惟房卿の七男、七歳の時父におくれ、愁傷の餘り、遂に有爲の道に入らん事を願ひ、叡山月林寺に登りて修學す、十三歳の時野人の爲に欺れ、東海の旅に赴く途中、病にかゝりて此の所に早世す、忠田阿闍梨たましく是に會し、無上菩提の作業をなし、常行會佛を修す、夫より以來今に至て三月十五日大念佛會あり、遺語に任せ塚を築柳を植る云々、(歲時記)吉田の少將惟房或作惟足と云人、公卿補任にも見えず、年月も詳ならず、又一説に、源頼朝卿の幕下に駿河の國住人吉田田小次郎惟定といふ者あり、曾我兄弟夜討の時、此惟定時致と戰て疵を得たり、後に惟定の一子某、駿河の墨田川の邊にて横死せし事あり、武州隅田川梅若の事は、後人は是を附會せしにやといへり、亦一書に、近江の國佐々木の宮の別當は、佐々木の一族にして、吉田と稱し少將坊と號、一子梅若、その伯父松井源吾が爲に追出され、栗津に住ける舊臣六郎左衛門が方へ落行しに、瀬田の邊にて勾引され、關東に下向し旅中にて死云々、この兩説も又考る所なし、畢竟吉田の少將の事跡分明ならざるが故に、説をなすものならん、鳥井の類には、梅若山王大權現とあり三月十五日社前に布紙の幟を立て、神饌神酒の祭祀あり、(江戸砂子)に、二説又しかり、同集に謠曲のおこるところ是より古し、隅田川の謠、佐々木の説よりおこりたるや、もしは後に佐々木の事似たればとり合て作りたるや云々、又同集に、(江戸砂子)前板に享保十三年梅若七百五十年忌とあるより勘れば、人皇六十五代花山天皇寛和二年丙戌三月十五日と見えたり、しかれども吉田少將と

いふ人、公卿補任に見えず、下略(墨田川考)案に、梅若丸の事、きはめて正説なしといへども、すでに梅若、無盡藏、回國雜記等の書、みな三四五十年に及べり、其上古しへの塚のすがた杯とあるを思へば、その頃已に古塚の趣にて、慥に四五百年のものとは思はるゝなり、(墨水遊覽誌)句ひ梅といふ大樹あり、花大にてかほり異木にすぐれ、世にめづらしき名木也、

萬葉集 思ひさやことしなかげの秋に来て、すみたかはらの月を見んとは 烏丸光廣

斯詠めける程に、月の曇りければ

われも又手にとる筆のすみた川、そめてあたなる名や流すへき

おなじく

木母寺ふんぎ和歌

こたへをば我出てこしこみやこどり、とりあつめてもことゝはましを

三藐院近衛信尹公

たはむれに

来て見ればむさしの花の江戸からは、北と東のすみだ川なり

おなじく

信尹公御自筆にて、柳の枝を折取賜ひ、筆として木母寺といふ表門の額是なり、

因曰、照光院御門跡すみだ川御遊覽の時、

かへるさの道に關屋の里もあれや、角田川原のあかねなかめに

龜戸天神 當社は、寛永三年菅家の末葉、大鳥居信祐、筑紫太宰府の天神を勧請す、安樂寺より他國

へうつす事當社を初とす、故に世俗號して東の安樂寺と稱す、社頭に飛梅の若木といふあり、筑紫より來れる所也といふ、餘は江戸砂子にくわし(歳時記)社頭一個の清泉ありて、常に涌出て掩ふに石龜を以す、龜の甲の上に穿て水を引、故に龜井戸といふか、(近世奇跡考)當社神寶、天國の劍といふあり、この外後水尾帝の宸筆、安樂寺の瓦硯、又紅葉の文臺あり、秀吉公の御文臺なり、連歌師紹巴に賜ふといふ、後當社の重寶となる、紅葉の繪詩あり、

妙義權現は地内にあり、(花曆)正月初卯の日、今日受る所の紙符を串に挿て、諸人は是を頭髮につらぬき家に歸る、正月廿五日に鳥飼神事あり、此日諸人群集、

梅やしき 一樹の梅地に横たわりて、臥る龍のごとし、故に臥龍梅といふ、(歳時記)いにしへの淵は

此田か梅の花 法橋吾山

千葉石 (江戸砂子)に所不詳、(古鹿子)龜戸少し行、千葉介居住の所といふ、石に月と星見ゆると也、(江戸鹿子)にも不詳とあり、(江戸名跡志)大法寺の廣布石の事なりといふ、

香取明神 香取は下總の一宮なれば、當所に勸請と見えたり、(葛西考)當山棟札曰、故下總國葛飾郡

八島郷龜津島、今改武藏國葛飾郡西葛西領本所龜戸云云、

浄土宗二尊教院 別院 照滿寺此別院江戸砂子に洩たる故記、(二十四輩順禮廻路記)照滿院は、智恩院三十

六世真如院法親王尊空大和尚の尊牌所なり、伏見の宮の御子な也、當山檀林中絶の内は、下總大野

村大澤山虎溪虎圓通寺を替て其員に加入せり、其後當山再建といへども、于今十八ヶ山にひとしく縁山に寄託せり、當山、慶長六年駿河臺に草創あり、同十一年寺頭五十石を賜ふ、同十七年檀林へ加入せられ、學寮三十餘宇を建賜はる、寛永三年湯島に移され、其後中絶、七世中興明譽廓瑩上人、貞享三年六月入院、元祿二年二月此地に移され、更に檀林を再興あり、

本堂二尊安置 閻魔堂 地藏堂 觀音堂 鐘樓 開山堂 大悲閣 鎮守堂
比丘尼寺感應寺 ばんば比丘寺横町といふ

ひかし清薰寺といふ、桂昌院殿御取立以後、寺號改、桂昌院殿仁譽國惠光大姉は 大猷院殿御寵女にして常憲院殿の御實母也本庄因幡守娘寶永三年六月廿二日逝去御遺骨は三縁山に納る
牛島弘福寺 黄檗宗 牛島 開山鐵牛和尚は名機、仙臺大年寺開山也、(墨水考) 當山延寶年中隅田村より此所へうつる、

五ツ目羅漢寺 黄檗宗 開山、識眼(書畫一覽)名は道光、肥後人、親鸞教徒之子、爲木庵弟子、難波瑞龍寺開基云云、(江戸名跡志)西國秩父坂東百所觀音安置せり堂をさゝの堂と稱し、不登して高樓に至る、其工尤奇也、安永九年庚子建立也、

上水堀常泉寺 日蓮宗 御靈屋 本乘院殿妙融日耀大姉 文昭院殿御養女近衛家照公女寶永元年七月廿二日
荒井町出山寺 天台律 出山釋迦佛(當山縁記)此尊像は、紀州和歌浦の漁父海中に落入し時、一命を

助りし尊像にして、武州比企郡慈光山の岩窟に安置しけるを、慈覺大師感得して清水寺に安置す、其後住持圭圓阿闍梨夢中の事よりして、此地に一字建立して出山寺と號、是天正八年辰三月八日の事也云云、

五ツ日顯松山安住寺自性院 淨土宗 歌舞伎座市村竹之亟、舞臺より遁世して此堂に入て、剃髮すといふ、(崎人傳)に曰、市村座四代目竹之亟、技藝の譽れ世に高く、殊に容貌美麗なりしが、故あつて無常をさとり、菩提の門に入て延享六年二十五才の時、佐藏兵衛憲清發心して、西行法師の狂言を一世一代と究め、舞納の日舞臺にて剃髮して、笈をひ諸國修行に出後、當山を再興して、常念佛四十年來おこたりなく、享保三戌年十月十日死、法名自性院中興權僧都大阿闍梨堅者法印誠阿和尚當山に竹之亟の木像あり、先年舞臺にて勤めし西行の形を其儘残して、今も常念佛絶ず、かゝる技舞の家に生れ、その尊事諸人皆感ず、世に竹之亟寺といふ、(歌舞伎年代記)二代目也と云云、

葛西の事

葛西と云ふ事は、刀禰川以て西の葛飾といふ事にて、下總の葛飾は、刀禰川の葛東也(葛西考)今刀禰川より隅田川の間に、中川といへる川ありて、後世其中川以て東を東葛西領、以西を西葛西領と二つに別てり、又葛西の地、北方の一部を二合半領と唱えるは、葛西の地二つに分ちて、其東葛西を、又二つに分てるが故に、二合半領の名出ることなり、

(北條分限帳)葛西の地名 寺島、小村井、葛西川、千葉袋、青戸、龜梨、木毛川、澁江、堀切、飯塚、奥戸、平井、小松川、一ノ江、二ノ江、長島、高城、今井、篠崎、鹿骨、曲金、小合、一色、柴俣、小岩、松本、猿俣、是等の村名、鎌倉以前より開けし地なるべし、葛西の地は往古葛西家の領地なり、(葛西記)抑葛西家は、桓武天皇七代秩父六郎將常の子武常、初て武州葛西に居城して、葛西三郎と名乗、其子六郎常家、其子因幡守豊島三郎康家、其子權守清光、其子葛西三郎清重也、(同集)葛西三郎清重、建久元年十二月十一日、任右兵衛尉、又壹岐守、仕頼朝卿、居葛西城、泰衡征伐時、文治五年發向奥州、供奉而下、依有軍功於奥州、内賜數郡、從是子孫相繼而居住于東奥、賜五郡、建保四年丙子八月祝髮、承久三年九月十四日卒壽七十四、(平泉舊跡志)曰、高館の西に、葛西屋敷跡あり、牡鹿郡石山日和山に、葛西城跡あり、清重より十七世晴信の時、天正十八年秀吉の時沒收せらる、(葛西系圖)を見るに、十七世左京大夫晴信、天正十八年庚寅秋八月沒收、背秀吉合戦無利、於佐沼城自殺斷絶、(葛西分限帖)天正十九年秋葛西一揆を發、此時一族不殘斷絶す、(葛西舊跡誌)葛西壹岐守清重、奥州には息左衛門尉清親を殘し、實は是同姓石馬允朝經二男養子とす、其身は舊領葛西澁江に閑居して卒すと云々、(東鑑)文治五年七月廿九日、二品爲征伐、奥州泰衡發向供奉中、有豊島權守清光、葛西三郎清重、同十郎同年九月廿二日、陸奥御家人之事、葛西三郎清重可奉行云々、又曰、清重今度勳功賜奥州五郡領地、所謂膽澤、磐井、牡鹿、登米、桃生、(葛西家系圖)

武州豊島を葛西と併領せしもの也、康家清光の二代也、(葛西誌)武州葛西領、澁江村西光寺は、葛西三郎清重の城跡、又は閑居の地と土人いひ傳ふ事は、清重塚清重稻荷などある故也、城跡といへるは、是より東北の方、廿餘町を隔て青戸村あり、中川に寄たる所也、其地に御殿跡といふ所、杉林の内にあり、是葛西家の古城跡也といへど、青砥村に青砥藤綱が城跡あり、この地舊葛西家の城跡なりと、因て青砥氏も住居せしなるべし、神君御入國の後、御鷹野の御休所に用ひ賜ひしは、則青戸の古城也、(北條分限帳)、又は南向茶話には、葛西在城遠山彌九郎とあれど、東鑑にいふ、太井の要害なるにや、但し此城太井隅田の中央にて、いかゝあるべきや、中川の上流を古刀禰と云るは中川を太井といふにもしるべからず、(葛西考)葛西家、武常家常の二代は、葛西と稱せしが、康家清光の二代、豊島と稱するは、此二代豊島を併領して、其地に居住せし故に、豊島を氏とせしなれとも、素より葛西の地を領して氏となすか故に、清重は葛西と稱せし事なるべし、(東鑑)治承四年九月廿九日、被遣中四郎惟重於葛西清重之許、可見太井要害云云、(葛西記)この太井の要害こそ、葛西か城跡なり、清重父子別れて葛西に居城せし也、此太井と云は今刀禰江戸川の古名なり、古刀禰川中川といふ 水源は埼玉幡羅兩郡の境、利根川より分て、葛飾郡猿か俣村までを古利根と唱へ、夫より下は中川といふ、

利根川 坂東一の大川なれば、坂東太郎とも云、(東都近郊圖)水源數多にて記がたし、烏川、神流川

佐野川、渡良瀬川、其外之川々落合大河となる、下總葛飾郡中田宿、武州葛飾郡栗橋宿の堤を過て東西に分れ、東の方は赤堀川又下利根川と云、凡三十里程下にて銚子の海に入、西の方は権現堂川又中利根川とも云、關宿より下を江戸川と云、

砂子の残月卷の上終

砂子の残月卷の下

筑土明神（南向茶話）舊次戸と書、往古江戸明神とて、江戸城の鎮守なり、江と次と字形相似たれば、何れの頃よりか誤來りしと云云、（武藏國風土記）江戸神社、（江戸名所圖會）江戸神社ならんかと云り、（歲時記）太田道灌、將門の靈を祭りて田安明神と號、元和二年今の津久土山にうつりてより、筑土明神と號す、例祭九月十五日、當日神供、十二座の神樂等あり、（太田家譜）應仁十年六月津久土明神祠建江戸城云云、

逢坂 舊奈良帝の御宇、小野美佐吾といへる人、武藏守に任じ此國へ下る、さねかづらが事は、江戸砂子へ云へるがごとく、美佐吾任あけて都に登る、いく程なく身まかる、其時遺言にさねかづらが住る邊へ葬べしと、されど境はるかにへだちぬれば、大和國若草山の麓へ葬、其所をむさしと名づけたる也、（江戸名所圖會）又其塚をむさし塚と呼にける云云、（江府名所志）大和の若草山の麓なる武藏塚は、其地の古老傳へ云、是は大納言兼武、武藏守良岑安世卿の古墳なりと云云、

鎮護山善國寺 毘沙門堂 池上末法華宗神樂坂上にあり、是を神樂坂の毘沙門と云、毎月寅日には群集する、當山舊地は麴町六丁目に有、今善國寺と云、

牡丹屋敷 神樂坂下西の角町家と云、

船川原橋 江戸砂子に、仙臺橋とあり、俗にどんと橋と云、此橋掛替の時、水府公にて掛らる、

久寶山萬昌院 禪宗上州長年寺末 筑土にあり 吉良上野介菩提所也、

吉良碑名 靈性院殿實山相公大居士 元祿十五年十二月十有五日

從四位上左近衛少將吉良上野介源義央朝臣

(本朝諸國風土記)吉良家打死の臣、墓所六ツ七ツありしが、無縁なりとて二三代以前の住僧取捨たりとぞ、こゝろなしといふべし、(江戸名所志)足利義氏二男東條義繼の末流吉良と稱、北條氏康關東領せし時、吉良其縁家也、十五萬石御當家に至り、吉良三州東西兩派の外稱すべからざる旨被仰出、依て蒔田と改、九昌佛淨土寺吉良氏城跡也、

地藏坂 酒井修理太夫下屋敷脇、天神町へ下る坂也、

今此坂を地藏坂といへど、ひかし楠ふでんが害せられたるは、酒井の屋敷と西丸御先手組屋敷との間なり、由井正雪が宅地は、榎町濟松寺脇、西丸御先手組屋敷の所なりといふ、

大友松 舊所天神町の東に續たる御持組高野氏の地にありといふ、

昔、大友義延庭前別荘の松なりしが回祿に亡たり、其地主舊跡を失はん事を歎き、若木を植たりと云、(大友家傳記)義延武州へ遷る頃、從ひ來る所の家臣吉良傳左衛門營作せし數寄屋の前の松にし

て、蔭涼山濟松寺の名も此松より出たると云、大友稻荷同所にあり、是も義延勸請なり、

蔭涼山濟松寺 妙心末 開山心印正傳禪師、開基素心尼、此人は牧野兵部少輔政玄娘なり、春日局と共に

大將軍家昵近の侍女なり、

御佛殿 定光院殿桂岳長心大姉大猷院殿御龍女、龜松君母、太田氏女、延寶二年六月廿日、鳳凰池は、御佛殿前にあり、靈龜泉は、御別當芳心院庭前にあり、寛永の頃御茶水に掬らしめ賜ふ、

此地は、豊後小侍從大友義延の舊館の地なり、(江戸名所圖會)文祿二年、大友義延、朝鮮征伐の役に携といへども、武備怠るを以て、豊臣大閥罪して當國へ遷し、此地に蟄居す、此地即其舊跡なり、(南向茶話)大友左兵衛尉義統、文祿年間朝鮮征伐の役怠り有を以て、領國沒收せられ、其後常陸の國に於て卒す、嫡子宗五郎義延此地に住む、義延從四位に叙し侍從に任ず、故に豊後小侍從と稱しける、早世す、慶長五年關ヶ原御一戰の後、常州筑波郡に於て三千五百石の地を賜はりし也、(江戸地名考)大友屋敷は今濟松寺の門前のあたり也、ひかし文祿二年豊後大守大友義統は、太閤秀吉公の勘氣を請て、安藝へ配流、其子義乘武藏へ遠流、牛込に蟄居す、大友の松とて、御先手同心組屋敷に有しが、今は枯たり、(同上)此地、舊牛込氏宅地なり、濟松寺うしろ田の中に小祠あり、是牛込氏最初赤城勸請の地なり、今濟松寺後の方田の中に小川あり、其側に小さき木立有、その中に祠あり、是也、(江戸鹿子)にも義乘と記せしは、義延の謬なり、(江戸名所圖會)大友の後、此地に大

橋立慶居住す、(望海每談)寛永十七の事實を記し、次に御祐筆大橋立慶、高田大友の屋敷を賜はり、其地に天満宮の祠あり、

牛込城跡 神樂坂上菊店の上の方、其舊地なりといふ、

(江戸名所圖會)天文の頃牛込宮内少輔勝行、此城に住たりし城壘なり、(諸家系圖纂)牛込系圖、

藤原秀郷二男千堂其子兼光其子頼行頼行長男

兼行 淵名大夫 安房守 成行 足利大夫從五位下 重俊 大胡太郎、始上州住、移大胡城依大胡以爲姓

成家 太郎 俊行 太郎 俊光 彦次郎 光兼 宮内少輔 光堯 彦次郎

光行 彦次郎 重清 太郎 重高 彦次郎 重國 五郎

重行 宮内少輔 法名宗參 上州大胡城主 後移武州牛込城住 天文十二年没年七十八

勝行 宮内少輔 法名清雲 屬北條氏康、爲父宗參寺起立、而美田四十斛之地寄附 天正十五年卒年八十五

勝重 彦次郎、後三右衛門改、法名道哲、北條氏直屬、北條亡後、天正十九年仕

東照宮

房光 主計介 重房 五郎兵衛 重頼 五郎兵衛

俊重 傳三郎奉仕 台徳院殿 重成 權兵衛 勝定 傳左衛門

女子 忠左衛門

重忠 忠左衛門 女子 本多源右衛門妻 小次郎 某 萬之助

女子 岩間八郎右衛門妻

女子 逸見五郎左衛門妻 重義 筑紫右近妻

俊治 小幡新次郎 女子 小田内記妻

女子 烏田三郎右衛門妻 女子 千石采女妻

女子 佐脇傳右衛門妻

見龍山天徳院 禪宗 吉祥寺末 牛込五軒町にあり

當山に、梶川氏の碑あり、是は元祿年中淺野内匠頭を、殿中にてだき留しもの也、梶川與惣兵衛といふ、

砂子の残月 卷の下

鎌亨院殿閑雲古水居士 俗名梶川與惣兵衛平姓頼照 享保八亥年八月廿七日卒年七十七

大六天社 上水はた御先手組やしき惣門前、上水の堤の上の祠なり、當社往古よりの社也と云、牛天神別當龍門寺持、社の廻りに古碑八基あり、地藏菩薩寛文七年丁未九月十八日金杉村庚申塔元祿十二又天和三又明曆二六月 日 各武州金杉村と彫たり、今傳隨院脇に金杉水道町といへるあり、此邊なべて金杉村なりけるにや、

氷川社 同續 日輪寺持

新坂 大久保出雲守屋敷前通り

切支丹坂 水道端御先手組屋敷通り抜、右は小石川鷹匠町、左り上る坂を云ふ、(江戸砂子)新坂見を切支丹坂といふ、切支丹坂役屋敷ありし故斯云、又切支丹のものとも御吟味中、此所に獄屋を造り入置しとも、此坂なめらかにして雨後にはころび安し、故に云ならはせしと云云、是江戸砂子に誤たり、新坂と切支丹改とは異なり、此坂を登れば墨石往古の儘に存せり、明き屋敷となりて竹生茂りていと淋しき荒地なり、(柳營秘録)寶永の度、イスハニヤの船、薩州へ着岸漂泊す、長崎奉行石尾阿波守勤役中申上、イスハニヤ、カヒタン、願ひ日本にとゞまり、切支丹を行ふ事を申上げるに程なく江戸へ召出され、此所に屋敷を下さる、日本名を願ひて西村三右衛門と名乗る、正徳の度ひそかに諸人を切支丹を行ふ事をすゝめ、是を行はせけるよし、上聞に達し御仕置と成、依て明き屋

敷となり其名残り、小日向茗荷谷切支丹屋敷裏門通りと、古江戸繪圖にあり、是を以て考るに、表門通りは、今御先手長井五右衛門組屋敷の方と見えたり、

茗荷谷 坂を登れば、小石川箆筒町と大日坂上新屋敷、との間の谷をいふ、

秋葉社 同所 禪宗 鏡翁山傳明寺 靈驗いらじるし、俗に藤寺といふ、境内に藤あり、

大日坂 小日向水道町より、新屋敷御賄組屋敷へ上る坂、坂下に大日堂あればなり、

掃部橋 音羽町上水へかゝる、

石切橋 同通り江戸川へかゝる、赤城下へ出る道、

東照宮御宮 目白坂 浄土宗 松樹山養國寺 例年、正七月十六日、開扉、諸人群集、

護持院 (柳營秘録)知足院隆老大僧正、宇榮春河邊氏なり、慶安二年己丑二年八日生、元祿元年戊辰

知足院建、享保二年丁酉此地に移さる、(可羅木隨筆)有徳公御代、享保元年丙申五月、護國寺僧、朔

望朝賀を禁、(年表秘録)寛政四年壬子、護國寺山内之西國三十三所の移出來る、護國寺は元祿五年

壬申建、

雜司谷 十月十三日、をちめい講又會式といふ、(歳時記)日蓮上人の忌日也、上人房州の産、三國氏なり、弘安五年十月十三日寂年六十一、後醍醐天皇勅して大菩薩の號を贈る、蓋洛北妙顯寺の妙實兩を祈りし賞に仍てなり、(註書贊)昨今宗門の徒、佛檀を掃除し、紙製の造花を挟み、五色の餅を

供す、毎年十月七日より廿三日頃まで、多しき中は院々傍ものあり、中にも塔頭大行院には、工なるかざりものをしけるゆへ、諸人群をなす、此宗、九月十二日餅を供す、是を御難の餅といふ、(博物筌)日蓮一派の宗門を立て、安國論をあらはして諸人にしめし、諸宗をそしる故に、平時頼怒つて伊豆に流す、三年にして免され鎌倉に歸る、爾諸宗を誹る事元のごとし、故に牢舎す、文永八年九月十二日鎌倉龍の口といふ所にて首を刎んとす、時頼の子是を憐み死罪をなだめ、佐渡の國へ配流す、其後大赦あつて歸る、上人遷化の後、弟子の僧龍の口へ寺を建る、是を龍口寺といふ、此寺へ參詣多し、像の前へ餅を供す、是難に逢賜日故斯する事なり、故に御難の餅といふ、

正覺山月桂寺 禪宗 鎌倉圓覺末 寺領百石 川田窪にあり、むかし市谷にありて平安寺といふ、(江戸砂子)喜連川菩提所なり、明暦乙未喜連川嫡女、月桂院禪尼八十八歳にして卒去、當寺に葬、それより月桂寺と號云々、(武藏國風土記)月桂寺は、開基喜連川左兵衛督、母堂の法號、月桂院殿、知行地方百石寄附、(柳營年表秘録)柳澤美濃守實父、正覺院殿贈官頼候處、上意にて被遂吟味之所、先例無之に付月桂寺と名を被 仰出、月桂寺と改、御黒印を秀長老頂戴、永慶寺様難有御本望被爲思召候由御意被成候、柳澤家より百俵づ、寄附、元祿年中より段々増米有之、境内も狭く添地いたし、山號は正覺山と號す、(江戸名所圖會)舊圓桂山平安寺と號しけるが、明暦元乙未喜連川左衛門督源頼純の嫡女、月桂院殿龍室宗珠大禪定尼を葬してより、寺號をあらたむ云々、

戸塚 高田の事也、(古鹿子)毘沙門の靈夢によりて、古木のしげりたる所を見れば古き塚あり、白狐すむ事久し、故に戸塚といふ、(江戸砂子)はきとせぬ説なり、(武藏名所記)戸塚と書ける故わからずと、塚と書べきか、案ずるにとうか塚の略なるべし云々、此説尤とるべきか、小網町うら通りの堀を、とうか堀と云、稻荷堀と書、是も稻荷塚と書べきか、

比丘尼坂(江戸砂子)中里の南、組やしきの内に少しの坂也、江戸廻りに、此坂なし、江戸圖に、比丘尼方と記せり、延寶三、江戸圖に、比丘尼衆と有、其後の圖に、比丘尼方又びくに坂と有云々、(江戸名所志)稻荷村何某といへる者、從來此地に住居せしに、此邊に此名の坂ある事を聞ず、江戸古國に、早稻田の北方に比丘尼方と記せし所あり、是は此地に元來御奥に仕へし婦人尼となりし衆の屋敷有ゆへ也、若是を聞あやまりて坂と記せしか、一谷牛小屋のうしろの坂を、比丘尼坂といへり、

高田穴八幡 (南向茶話)此地、往古早稻田村地中島といふ、此地に青柳津六兵衛といふ富家あり、往古北條家に仕へし士にて、其人の持傳へし山林にてありし云々、

同 稻荷 別當 天台禪英山寶泉寺 當社は、始め尤舊し、文龜元年辛酉、上杉治郎少輔入道朝良、靈夢に依て宮居を再興し、戸塚村の地を社領に附らる、當社に古き棟札を藏す、其文に曰、

天文十九年二月廿九日、牛込主膳時國再興、別當寶泉坊秀室、

大工 與 左衛門 同 左衛門 五郎

(江戸名所圖會)上州大胡氏の後裔、武州牛込に住して、天文二十四年氏を牛込と改むるといふ事、其家系及び宗參寺傳記に載たり、依て時代を合せて考るに、大胡氏も天文十九年の頃は、いまだ牛込氏に改めざりし時也、然れば此時に時國といふは、別の人にてあるべし、境内に富士山あり、稻荷のうしろ巖石を疊て、その形を摸擬す、安永九年唐子に企たりといふ、毎年六月十五日より十八日まで、山を開て參詣をゆるす、

(江戸名所圖會)宗良親王陣營の舊跡は、寶泉寺の山林をさして其御跡也とす、後村上天皇の正平七年壬辰、新田家信濃の宮宗良親王を供奉して、武藏野合戦ありし時の陣營の舊跡なりと云り、宗良親王は後醍醐天皇第三の皇子にして、信濃の宮と申奉る、

新葉集雜の部

あつまの方にひさしくはへりて、ひたすらものゝ道の道にのみたつさはりつゝ、征伐將軍の宣旨など下されしも、思ひの外なるやうに覺て、よみ侍りし、

おもひさや手もやれざりし梓弓、起臥わが身なれんものとは

宗良親王

おなし頃、武藏國へ打越て、小手差原といふ所にあり居て、手わけなとし侍りし時、いさみあるへきよし、つはものともにめしあふせ侍りし時、思ひつゝけ侍りし

君か爲世の爲なにかおしからむ、すて、かひあるいのちなりせは

同

金川 穴八幡の前を、わせだの方へ流る、小川を云なり、今是を古川と唱へり、水源は戸山御庭中より發る所なり、(江戸名所圖會)文明年中、太田道灌遊獵の時、急雨に逢しは此地にして、昔は川幅も廣かりしとなり、其頃は加奈川又加能川とも稱けるとなり、又は蟹川につくる、

加賀屋敷 今馬場となりしを、加賀やしきと云、市谷尾州公御館の所、加州大姫君清泰院御屋敷なり、故に清泰院屋敷といふ、此姫君は、實は水戸頼房卿御息女なり、大猷院殿御養女、加賀少將光高へ嫁、明暦二年九月廿三日卒去、御法號、清泰院殿法譽性榮大姉、傳隨院へ葬後、享保八未年回祿後平原となる、

大久保映山紅 百人組屋しき一圓、つゝじ、きりしまを作る、江戸の市中へ出る所の、きりしまは悉く此所より出る、(武江産物志)大窪のつゝじを武江第一とす、(江戸遊覽花曆)大久保百人町に、つゝじ今あまたあり、中にも百人組屋敷北の方へ出る門より、二三軒手前、右の方飯島何某といへる同心の地面内に殊多し、(江戸名所圖會)大窪のきりしまは彌生の末を盛とす、長丈餘の物數多あり、其紅艶、愛するもの群遊す、花形小なりといへども、むらがり開て枝莖をからす、更に滿庭紅をそぐ、夕陽に映じて錦繡の林をなす、此邊の壯觀なるべし、

鎮護山圓融院自證院 上野末 大寺 四谷北寺町 (江戸名所圖會)尾州亞相光友卿御簾中千代姫君、御母公御菩提所として開基せし精舎なり云々、

御靈屋 自證院殿曉山光林大姉

大猷院殿御龍女、千代姫君、母堂
岡氏女寛永十七年八月廿一日卒

十段山愛染院

眞言護持院末

四谷南寺町

(柳營秘藏實記)

江戸愛染院は、正覺院殿御代より御祈禱所

に有之、愛染院靈雲寺え、年々米五俵づ、金子爲祈禱料被遣云云、

内藤新宿

日本橋より二里

此所、元祿中新驛になり、

後故ありて享保中破壊す、又明和の度新驛に仰

付、諸向へ御達し御書付、

明和九辰年四月 松平右近將監殿御渡御書付

甲州道中は、江戸高井土宿と人馬繼來候處、内藤新宿繼場と相成、當月十四日より登は江戸内

藤新宿高井土宿、下りは高井土宿内藤新宿江戸と、人馬繼立候間、可被得其意もの也、

右之趣、向々え可被相傳候、

箆ヶ谷 江戸砂子に千駄がやとさき木村との間也と云々、

(江戸地名考) さき木村といふは代々木村の誤なり、

代々木は千駄谷隣村なり、

柏木村右衛門櫻

眞言宗延正寺

(歳時記)右衛門さくらといふ、藥師堂の前にあり、昔武田右衛門とゆ

ふもの、この櫻を愛せり、當所柏木村にて右衛門が愛せし花なりければ、後人源氏物語の柏木右衛

門に假借して斯名づく云云、

熊野十二社權現

角筈にあり、淀橋の南也、曹洞

成願寺持

紀州熊野權現に同じ、本郷村成願寺奉

祀す、(社記)應永年間、鈴木庄司重邦が後裔、鈴木九郎某なるものありて、紀州藤代に住せしが、流
落して此中野の地に移り住す、熊野權現は産土神なりければ、宅の邊の岡をひらき小祠を營篤信す、
然るに九郎成時北總葛西の市に飼ふ所の瘦馬を賣て、價一貫文を得たる歸路、淺草に至り參詣其殘
を賣前に奉り手を空し歸りしが、夫より後はからざる幸福を得て、其家大に富り、故に應永十年社
を再建し、改て十二社の御神を勸請し奉り、田園若干を附す、後世荒廢す、遂に享保年中官に訴、成
願寺奉祀の宮とす、

淀橋

鳴子と中野との間にわたる、大小二橋あり、橋よりこなたな水車あり、ひかし寛永の度、將軍家此地に

御鷹野の頃、山城の淀になぞらへ、此橋を淀はしと唱ふべき旨 上意ありて號す、舊は面影又は姿

見ずの橋とも云ける、

多寶山成願寺

曹洞宗同所上水を隔西の方向じ川端にあり、本郷村橋より右は多摩郡也、相州田原村

香雲寺末寺、(江戸名所圖會)鈴木莊司重國末孫鈴木九郎、此中野に住す、富貴たりしかど宿因にや

一人の娘俄に死て蛇形をあらはせしが、相州小田原最勝寺住僧春屋禪師の法化に依て解脱天上す、

○十二所權現御手洗の池を蛇池と唱ふるも、此因縁によりし名なり、○於是、父母類に菩提心を發

し法喜受戒して自ら正蓮と改る、又居宅を壊して精舎となし、女の法名正觀の文字を以て其寺號と

す、娘の法號、眞窓正觀禪女と號、永祿二年小田原北條家役帳に、島津又次郎といふ人の所領の内

に中野の内正観寺といへる號を注してあるは同寺の事也、しかる時は永祿の頃迄は正観寺と呼ける其後成願寺とは改し事也、△居宅を精舎となして三層塔を建立し、生涯優婆塞を勤行して遂に永享十二年庚申歲に終る、三層の塔は今中野の道右にあり、境内に塔屋敷と稱するは其舊地なり、當寺の本尊釋迦如來の像も、其塔中の本尊也といふ、

中野長者正蓮墳墓 同じ境内叢林の中にあり、開基鈴木九郎の墓なり、其石塔今崩れて半土中に埋れり、(紫一本) 武州多摩郡中野の内正観寺といふ藥師の棟札に、朝日長者昌蓮と記しあり云々、

中野七塔 (江戸砂子) 此邊に塚七ツあり、何の塚なるやしれず、斯云來る事は古き事也といふ、二三ヶ所は其所もしれたり、猶考へし、(江戸名所圖會) 今其所在を不知、三ツ所計りは知たり、中野長者正蓮佛に供養の爲、高田より大窪迄百八の塚を築といふ、こゝに七塔といへるも其類ならんか、又中野の通り右側叢林の中に、三層の塔あり七塔の一ならん、昔成願寺の境にありしを、後世今の地に移す、今大日如來を本尊とす、むかしの本尊釋迦如來は、當時成願寺の本尊也、中に長者鈴木氏夫婦の像と稱するもの有、

中野 ひさしの中央なるゆへ、中野といふと(江戸砂子)にあり、

北國紀行、ひさしのうち中野といへる所に、平重俊といへるか催によりて、渺々たる朝露を分入て瞻望するに、いつれの草葉の末にも、たゞ白雲のみかゝれるを限りと思ひて、又なかやとりの里に

かへり待りて、

露はろふ道は袖より村消の、草葉にかへるひさしの、原

堯 惠

明王山無動院寶泉寺 中野にあり、くわしくは江戸砂子にあり、當山に象の枯骨といふものあり、

享保十三年戊申、交趾國より鄧大威なる者、廣南に産る所の大象牝牡二頭を率え來て本邦に貢獻す、(事物權輿)には、大泥國より來るとあり、同年九月十一日長崎に於て死せり、(柳營年表秘録) 同年六月十三日長崎に着す、同十九日上陸す、象奴二人曰潭藪、潭綿、通事二人曰李錫、明廣、南陣、阿卯等各從來す、翌十四年己酉三月十三日長崎を出で、四月十六年大坂に至り、同廿六日伏見より京花に入、同廿八日禁脔に朝して天覽を蒙る、爵位なくして禁闕に參入の例なしとて、獸類といへども從四位に叙せられ、廣南從四位白象と稱へられたり、同五月二十五日江戸へ迎へたまへり、同二十七日營中に於て上覽終れり、其後中野に象厩を建て是を飼せられたりしか、二十四年を歴て寛延の頃死せりと云、當寺に存するものは其象の枯骨なり、○牡象七歳、總身灰色にして頭長さ二尺七寸、頭は俯さす又顧廻りすること能はず、鼻長さ四尺程、末の方にては六寸計り有と云、鼻穴二つ端深く凹にしてよく開闔す、中小さき肉爪有てよく針を拾ひ芥子をつまむ、水飲酒をすゝむるにも又鼻を以てし、鼻のめぐり一尺五寸、又鼻を以て食する鼻を卷入るゝ、一身の力は皆鼻にあり、起て行んとする時も、先鼻を以て地をさゝへて後、足を迂す、口は頤にかくれて地を去る事遠く常には

見ることなし、牙の長さ一尺三寸程或一尺四寸、巡りは先の方に一尺六寸あり眼の長さ三寸或一寸五分形篠の葉の如しと云、耳の幅八寸餘或一尺三寸とも、形は蝙蝠の翅又銀杏の葉の形に似たりと云、胴の長七尺四寸圍一丈、背の高五尺或五尺七寸とも云、足の長さ二尺二寸圍一尺五寸或三尺五寸圍二尺五寸とも云り、足の形は圓柱の如くにして指なく、爪は五枚ありて栗の形に似たり、惣身よくよかに擁種すれども、峻嶺にのぼり羊腸を下るに電の如く、深き水を涉ること捷く、其性能人に馴て其意を解す、故に象奴たる者、其頭すしに跨り鐵釣を以て釣、曲折左右すと云、牝象五歳總身灰色にして頭長さ二尺五寸、鼻長さ二尺八寸胸長さ五尺斗、周圍八尺六寸背の高さ四尺七寸、或は四尺也と牙長さ五寸程ありて、其餘牡象に等しといへり、此牝象長崎にて死たり、江戸へ来るは牡斗なり、飼料一日新菜二百斤、篠の葉百五拾斤、青草百斤、芭蕉二株根を省く、大唐米八升内四升粥にして冷し飼、湯水一斗二升、あんなし饅頭五十、橙五十、九年母三十、又折節大豆煮冷、青草の内俗に云、角力取草といふもの好み食、青草なき折は靱莖ともに飼、或は草大根の類を飼、禁中白象上覽の時

時 しあれば人の國なるけたものも、けふ九重に見るかうれしき
 甘藷集 めつらしき都にきさのからやまと、過し野山はいく千里なる
 情しるきさの心よから人に、あらぬやつこの手にもなれ来て
 御製
 靈元法皇
 同

是もまた此時なりとあきつめて、みそひるきさのやまとことの葉

不昧直院集 此國にきさもなつくやさまことに、みゆるものから猛からつして

竹の葉をくふけたものゝまつやこし、實をはひ鳥もまたん御代とて

芳雲集 たかへして民の力もそへくは、豊なる代のきさしとそ見る

家集 此君をしるけたものやこゝろある、すかたも舊にけふはみすらん

おのか住國は千里のそなたより、はるはるきさのこゝろをそ思ふ

名に聞し遠きさかへのけたものを、うつし繪ならてみるもめつらし

桃園 中野内十町斗を隔 (江戸遊覧花暦) 此邊二三里が間は、皆桃にして花のさかりの頃は、實に壯觀也、

江戸の遊客こゝに集りて、爛熳を賞す、(江戸名所圖會) 享保の頃此邊の田畝に悉く桃樹を植しめ賜ひ、其頃 台命によつて桃園と呼せ賜ひし今も、彌生の頃に白色をまじへて一時の奇觀たり、此地に大將軍御遊獵の時御腰掛の地あり、又岡の前を流るゝ小川にわたせる橋を石神橋といふなり、此流石神の三寶寺池より發する所の餘流なり、石神村は豊島郡の内にて練馬の南の方なり、上下二ヶ村に分れて石神井村といふ、

鞍掛松 代々木の内にあり 義家鎮守府將軍となり、陸奥守に任じ、奥州下向は、永保二年也、其十一月父頼義死去也、江戸砂子に年號誤てり、永保なり、

武藏野 (武藏郡地名考)に曰、上世武藏野の原と稱せし地は、十郡に跨り、西は秩父宿、東は海濱に至り、北は川越、南は向が岡都築が岡に連ると記せり、(武江近郊圖會)抑、武藏野は數百里の平原にして、月光萬里玉川に、及び不二の嶺を照し、無双の勝地なりしと云、承應年中玉川上水武藏野を通ぜしより、農民水利の便を得て、年々開發し田畑ひらけて、或は山村密比せり、元文の頃に至りては新田四十餘ヶ村となりて、武藏野の跡は今わづかに、入間郡の内に残り、(江戸砂子)うた野よりむかふ府中邊までを、むさし野といふ云々、(太平記第十)新田義貞相模入道を亡さんが爲、元弘三年五月九日武藏野へ勢を押出す、四方八百里に餘れる武藏野に、人馬共に充てて身を峙る所なし、打圍たる勢なれば、草より出る月は馬鞍の上にほのめきて、鎧の袖に傾きけり、尾花が末を分る風は、幟を翻斗也下略 (太田家譜)備中入道道灌、寛正六年三月上洛、後花園院給武藏國都鳥事爲尋、

都由憶介怒加多茂阿理計里伊補黨智廻、楚良與利比盧岐牟佐嗣野々婆羅
和賀伊保播摩津婆羅都々岐宇美智加久、富士廻黨加根遠廻幾撥爾會見留
登志不禮止和禮磨多嗣羅怒彌夜古渡里、洲美陀阿波羅爾屋止婆阿禮止母

此歌達 叙聞而賜一首
武佐志野波拖々加舍廻彌止於茂比嗣爾、箇々留古止婆廻播奈哉佐久良牟

道 灌
同 同
御 製

古今集 紫のひともとゆへにむさしの、草はみなからあはれとそ見る
草菴集 むさしのや限りもしらぬ秋の露、わけも盡さて袖やくちなん

讀人不知

武藏野や露にくち行虫の音は、いかなる草のゆかりなるらむ

頓 阿

武藏のや雲をははるふ秋風に、露はのこりて月そやとれる
行末は空もひとつのむさしのに、草のはらよりいつる月かけ

同 同
攝政太政大臣

武藏の、むかひの岡の草なれば、ねをたつねても哀とそおもふ
むさしのは猶行末も秋はさの、花すりころもかきりしられす

大納言通方
小野小町

伊勢物語 むさしのはけふはなやきそ若草の、つまもこもれり我もこもれり
續古今 むさしの、草のゆかりも問わひぬ、つゝさか原のきりのゆふくれ

讀人不知

千五百番 いつれそと草のゆかりも問わひぬ、霜かれはつるむさしの、原
九月晦日武藏野を過とて

顯 信
後鳥羽院

家集 武藏のは猶行末も遠ければ、秋はけふこそ限りなりけり
同 むさしのや月を限りに分行は、明てや草のまくらむすはん

頓阿法師

歌枕秋寢覺には、むさしのや行とも秋の果ぞなき、又むさしのは月の入べき山もなく、など限も見

砂子の残月 卷の下

えぬ若草ゆかりの色、遙こもいづれもむさしのゝゑんなり、いづれも限りなく遠きこゝろなり
夫木集 東路にありといふなり迺水の、にけかくれても世をすごすかな
としより

(諸國里人談)迺水は武野にあり、來りて見れば、遙のあなたに水のながれ有てみゆ、此流を行て見
んと行て見れば、又遙遠く見えて終に流にあたらす、是故に是を迺水といふ云々(博物筌)武蔵野
の迺水は、春の末より起て、秋の末におはる、冬春はなし、

山家集 いふからに露はこぼれてむさしのゝ、草むらことに結ふ秋かな

西行

大宮八幡 和田村にあり別當眞言幡降山大宮寺

神體應神天皇、又左右二神あれとも、往古の災燹にかゝりて舊記亡びたりとて、神名詳ならず、疑
は仁徳天皇高良臣なるべきか、何れも靈妙奇異にして交彩を加へず、そのかみ質朴の風ありて彫刻
巧ならず、(江戸名所圖會)相傳、當社其先多田滿仲の勸請なりといへり、後源頼義朝臣奥州出陣の
時、種々の靈瑞ありて神像を感得し、康平六年凱陣の時に至りて、宮居營建し、源家守護の神とす、
後右大將頼朝、又相州鶴岡にひとしく僧坊を重修ありて信心尤厚し、然るに足利將軍の世、越後上
杉相模北條と戦ふ頃、上杉の軍兵此地に屯し放火す、其後天正の頃、大石信濃守當社の古を尋、神
宮を建る、同十九年神君此地に台駕召され、新に神領を附し賜へり、當社に、由井正雪の上し所の
鷹の額あり、有徳公御成の時、上意ありて今に其儘さし置しと也、

井の頭辨天 牟禮村 天台宗上野末 別當 大盛寺 池中凡一萬八千坪、辨財天社より一町手前に碑
あり

武州多摩郡中野領無禮村明靜山大盛寺現住寛祐代

神田御上水源井頭辨財天

延享二乙丑年十二月吉日

石の鳥井石の燈籠あり、本社拜殿池中に島あり、池は三十間不滿にして、境内至て地窪なり、池中に
井の口の跡とて水の涌出ける所に、注連を張たり、其所に高札を建たり、其文に曰、東照神君御手づ
から 御くみはじめの 御茶の水井の口跡 是なり

月日

うしろの山を御殿山といふ、(東都近郊圖)神田上水、多摩郡吉祥寺村に池あり、慶長年中目白下通
り小石川迄堀割、小川町神田邊、都の用水と成、此池舊名七ノ井と云へるを、用水の頭なりとて井
ノ頭池と改む、其後萬治の頃、江戸川堀割成て、小石川に掛り樋出來して、廣大の用水とはなりぬ、
(江戸砂子)寛永の頃、草刈ちのこ、此池に晝寝しけるを、うはばみ是を呑んとす、時に草刈鎌にて
是を拂ふて家に歸る、七日程過て此うはばみ死てうかみぬ、此かしら中野寶泉寺にあり、されたる
馬の頭に似たりと云々、是撰者の誤ならん、寶泉寺にある所の枯骨は、前に著す象の骨也、全誤な
らんか、

小手指原 井の頭の北、糸川野口杯の邊なり、(東都近郊圖)中野の先秩父道、柳窪糸川、野口杯の郷名あり、(武藏地名考)に、此頃古戰場にて、元弘三年五月十一日、源平小手指原にて戦、一日が内に二三十度、日暮れば平家三里引退て糸川に陣を取る、明れば源氏糸川の陣へ押寄せ云々、

(太平記)三十一 觀應三年壬辰閏二月廿日、新田義興大將として其勢都合十萬餘騎と小手指原へ陣しけり、敵小手指原にあると聞ければ、將軍尊氏は十萬餘騎を五手に分、中道よりぞ押たりける、中略新田足利の軍勢二十萬騎小手指原に打望んで、敵三聲時をつくれれば、味方も三聲聞を合す、先一番に新田左兵衛佐が二萬餘騎と敵の先陣、平が三萬餘騎と相戦中略 將軍の十萬餘騎ひた引に引立て、曾て後をかへりみず、新田武藏守義宗旗より先に進んで、天下の爲には朝敵なり、我爲には親の敵なり、只今尊氏が首を取て軍門に晒ずんば、何の時か期すべきぞとて、自餘の敵共の南北へ別れて引をば、少しも目にかげず、只二つ引、兩の大旗の引にはて、何國迄もと追欠たまふ、引も鞭を舉追も逸足を出せば、小手指原より石濱迄、坂東道四十六里を片時が間に追付たり、將軍石濱を打渡りたまひける時は、己に腹切らんとて鎧の上帯切てなげ捨、高紐をはなさんとしたまひけるを、近習の士廿餘騎返し合せと追欠る、敵の川中迄渡りかけたると引組く打死しける、其間に將軍急て逃れけれ、向の岸へ上り給ふ、落行敵は三萬餘、追欠るは五百餘騎、河の岸高くして屏風を立たるが如くなるに、數萬の敵返合て、こゝを先途と支へたり、日已に酉の下りに成て、河の淵瀬も見分され

ば、新田武藏守義宗ついで渡るに及ばず、跡より續く味方はなし安からぬ物哉と、牙をかみて本陣へ引返しける下略 又(同集)鎌倉勢、櫻田治部太輔貞國を大將として、長崎治郎高繁、同源四郎左衛門、梶次郎左衛門入道に、武藏上野兩國の勢六萬餘騎、元弘三年五月十一日辰の刻に、武藏の國小手差原に着、爰にて遙なる源氏の陣を見渡せば、幾千萬と云數をしらず、下略

玉川上水 承應二年己四月堀割、(東都近郊圖)同年十二月に功成る、分水口を羽村と云、此村より四ツ谷大木戸迄九里餘なり、(江戸地名考)四ツ谷の先角筈の先にて二流となる、一流は淀橋の方へ落る是神田上水井頭の助水となり、一流は四谷御門外より廓内へ入なり、

金井橋 多摩川の上水堀兩岸金井村にわたす、水源小川村より新橋の東北小川上水の掛口の所まで凡一里餘り、兩岸悉櫻にして左右の兩岸九村に跨がり、わたる所の橋七ヶ所ありて、何れも其地名によりて唱ふ、(江戸名所圖會)此水流、西の方羽町より北に別れて江戸に至るまで、直流十里、承應の頃初て江戸へ流引す、此地のさくら享保年間、郡官川崎平右衛門 台命を奉じて、和州吉野、常州櫻川等の櫻の苗を植る所にして、其數凡一萬餘株、今存所の古木一圍に餘るものまゝあり、延享頃迄は年々官府より植つかせ賜ひしとなり、今はその數大に減じ凡三百株もあり云云、(東都近郊圖)金井上下兩村あり 上水兩岸五十餘町の間櫻木數百あり、是元文中より延享の頃迄年々官より植しめられし所なり、中にも花淡紅にて葉色うるはしきは吉野の種なり、花白く葉色青は常陸國櫻川の種

なりと云、玉川は武州多摩郡の川なれば、玉川と云といへり、六玉川の其一也、(武藏濱路)玉川の水源は、甲州一の瀬と云る幽谷より出、武州秩父郡の山水落合、多摩郡羽村邊迄を多波川と唱、夫より下を玉川と云、(江戸遊覽花曆)江府より西の方六七里にして、中河原村是政村の邊を舊玉川の里と云けるにや、此所は分倍川原とて、正慶享祿の古戰場也、(東都近郊圖)甲州道中高井土よりの馬繼五ヶ宿の南裏は程なく多摩川也、往古玉川の里は此所也、是調布舊地なり云云、(江戸地名考)今五ヶ宿馬次の内に、布田村といふ地名あり、おそらくは此村舊名玉川の里なるべし、甲州道中馬次となりけるゆへ、川添の里此所へ引けしものならんか、(甲州道中記)五ヶ宿馬次は五ヶ村にて一ヶ宿を勤む、惣名を五ヶ宿といふ、所謂國領村、小島分村、上布田村、下布田村、上石原村、下石原村、以上六ヶ村也、(武藏國名所志)上布田村に布多大明神あり、此村舊家に今太郎兵衛と云もの、古への調布の晒白を所藏するといふ、中河原とは是政村の間に水神の社あり、其かたはらへ此地の文人碑を建ん事を思ひ、樂翁君の筆を乞て碑を建たり、其文曰、多麻河泊爾左良須豆久利佐良爾、奈仁曾許能兒能己許太可奈之伎

玉川碑陰記 白河廣瀨典撰 同藩大家桂書

水名玉川、天下凡六、在武州爲其一、而水道屢移、問而莫得、平井董威考索舊跡有年、近者認之、請我 老公、書其古歌一首、以勒碑、樹々於多麻郡指方村、而後古蹟屹然、與貞石共立世、夫微顯

闡幽、春秋之志、董威其蓋學此乎、况 老公之歌、貽證于後世、而有餘也、而以爲表乎、

文化十四年丁丑臘月

たつくりやすらす垣ねの朝露を、つらぬきとむる玉川のさと

定 家

萬葉集 玉川にさらすたつくりさらくに、なにそこのくこ、たかなしき

拾遺集 玉川にさらすたつくりさらくに、むかしの人のこひしきやなそ 読人不知

古鎌倉街道 高井土より府中、此所より別れ、分倍河原中河原關戸の濱矢口の上也を涉り、關戸を越鎌倉へ出る、(東都近郊圖)古鎌倉道は、府中番場町と云所より入りて關戸へ出る、今小田原道と云城下迄二十里、關戸と云るは往古小山田の關の舊跡なり、故に關戸の名あり、

赤坂氷川神社 (風土記)小六の宮と云、又同集に、氷川と號は鍬の川上にて、大蛇を退治し給ひしより、素盞鳴尊稻田姫を氷川と號、(社記)赤坂の土産神とす、祭禮六月十六日、(歲時記)赤坂の庄小六天神、或故呂故に作る、(武藏國風土記)圭田三丁五束三毛田、天武天皇三年甲戌初、神祭行神戶巫戸あり、祭神大己貴尊、少彥名命、園韓神也、小六號は、古呂故岡の名を以て也、(柳營年表秘錄)寶曆十一年辛巳四月廿二日、公方様赤坂氷川明神へ御參詣、御先手加番三組、

鱧井 今井松井安藝守屋敷にあり、(江戸鹿子)權太原藝州の屋敷、(江戸名跡志)赤坂今井の藝州とあり、

青山 (江戸砂子) 此地、元來麻布といへる大郷の地也、御入國の後青山因幡守忠俊、此地拜領ありて馬に乗廻し、繩張の地圍をしたる所、今にやしき也、よつて此の邊ひろく青山と唱來る、青山宿といふは誤也、(青山家系圖) 青山藏人佐從三位中將藤原師重は、花山院家忠より九代孫、實は大納言信賢男也、師直、師重、忠治、光長、光教、忠治、忠光、忠世と七代相續、忠世の男忠門仕廣忠郷、後隨 東照宮、天正五年五月於三河月輪村打死す、其子忠成、初藤右衛門、後從五位下播摩守、東照宮務小性、父戰死之後、繼遺跡領百々村、天正二年爲七段十四枝之竹之杖、每角取紙附賜小馬印、臨戰毎々用之傳子孫、故稱是讓竹、天正八年附屬 台徳公、天正十五年被預與力同心、十八年八月賜五千石、亦從赤坂之麓至澁谷西川邊賜宅地、此所謂原宿、從是稱青山宿、慶長五年八月台徳公供奉、六年二月於上總下總之内、加賜一萬石、是青山下野守先祖也、忠成四男大藏太輔幸成、下總國印旛郡之内賜采地五百石、從 東照宮賜父忠成所賜之青山宿之別莊之地、幸成寛永廿年卒、芝増上寺葬、是大膳亮先祖也、江戸砂子に、忠俊と書しは誤也、忠成なり、

青山百人町高挑灯之事 前青山家系圖の如く、此地一圓青山家拜領之地也、天正十五年與力二十五騎同心百人を預けられし時拜領地、其組の者に屋敷を割渡しぬ、今日の百人町是なり、後 台徳院殿御他界之節、一組同心御恩を報せん爲一統剃髮す、依之五十日の内御朝番被 仰付、月代刺さる様被 仰付五十日過元の如く、百人組可相勤旨被仰付、此年七月爲御菩提、家々にて盆挑灯を出す、

夫より今日此事ありて、今は竹竿をつなぎ高さ事をさそひて、面々百人組の内にて是を高く上る也、今是を百人の星挑灯といふなり、

青山六道といふは 青山通り立石通り、甲賀組屋敷惣門への通り、千駄ヶ谷通り、西丸御先手組への通り、稻荷前へ行通り、是信濃殿町、三筋町通り、以上、

青山鳳閣寺 江戸砂子には、聖堂昌平の所へ出す、寛政之度聖堂御改正の時、今の地一千坪の場所へうつさる、當山は於鎌倉開起の所也、持氏御代快盛法印の時、一派の一山に御取立の所也、依因佛山實相教寺吉藏平院の號を下され、御祈禱所となり、依之快盛法印を開山とす、然るに京都將軍と鎌倉不和となりて鎌倉亡びて後、いさか寺號の存るのみなりしが、御當代となりて由緒申上げる所、三寶院派江戸觸頭の命を下さるなれども、寺格のみにて寺祿なかりし所、元祿年中俊尊法印寶曆二年八月十六日卒去の時、三寶院御門主高賢僧正より、日本當山一派の惣綱俗に云を初て免許さる、依之大和國吉野郡烏栖村百螺山鳳閣寺眞言院理源大師開基の寺なり、此時開山より八十世是を兼住すなれども、是又寺格のみにて寺祿なし、此後遠州二諦坊無住ゆへ是を兼帶所に被 仰付、此二諦坊は遠州濱松にて二諦坊廣正院と云、中興開山丈慶法印、神君を御味方申上、御朱印百五十石を被下置、其上白山大先達被仰付、駿遠三の三ヶ國札配御朱印御證文被下置、依て御軍役のせつは三百人の御軍役相勤べきよし、今には、御軍役のせつは、其勢さし出すよし、寺社奉行内寄合のせつは、御用伺に出るよし、

澁谷 (頼朝分限帳) 文治四年戊申五月十一日、陸奥國高館之小寺帳の中にも、武州三萬石澁谷藤太直重、

芝 邊

芝神明宮 (歳時記) 祭禮九月十一日より廿一日に至る、是を生姜市と云、檜割籠に藤の花を畫て、内に飴を盛り是を「チゲ」と云、參詣の人必此二色を買て歸る、此節時として秋雨多し、是を江戸の俗に神明の目くされ祭と云、(近世奇跡考) 芝神明の祭禮に、曲物の小櫃に鮓と生姜を賣、是を生姜市と云、彼小櫃を土人ちぎひつと云、木を薄くへぎて飯櫃形に曲たるに、丹縁青にてふふ 如此そのふさに書、是は元鮓をいる、器にて、藤の花を畫は、かざしの心なる事明らけし、ちぎ櫃といふ名は、元社の千木の餘木にて作りしゆへに、しかは云けるとぞ、(風俗文選) 吾仲か飯鮓銘に曰飯鮓はいづれの時より、持てはやしけん、此六條の名物にはいへりけり、今は公の奉り物にかぞふれば、下さまの人は日を限りても侍べし、まして卯の花の咲頃は、此もの、景色も清からんに、藤の花の咲時に其節を合たらん、いかなる人の深き心か侍りけん、器物は杉の香もて付たる折に入て此花をかざしにも付てやるべし云云、(玄同放言) 飯鮓は京六條の人家にて製す、此鮓に藤の花を添る、(雍州府志) 卷六土産門にも見えたり、(博物筌) 芝神明の生姜を求、糖漬の中へ入て漬、是を喰

ば年中の邪氣感冒の愁をのがるといふ、

宇田川橋は宇田川町にかゝる、此邊宇田川和泉守領せしと也、北條滅後、流浪せし和泉が子孫此所に住て長となる、故に宇田川町と云、此外益田磯崎杯皆北條の浪人なり、

三縁山廣度院増上寺 寺領五百四十石 人皇百一代後小松天皇御草創、開山大蓮社西譽上人聖聰和尚、父は千葉介平氏胤の男、母は新田左中將義貞の女也、(江戸砂子) 幼名徳千代と云、父は千葉貞胤とあるは非也、當山起立は明徳四年貝塚にて一字を建、開山遷化永享十二年申七月十八日七十五才

第二世明蓮社聰譽上人酉仰和尚、

第三世音蓮社 中興開山は第十二世源譽上人と云、觀智國師の號を賜ふ、此人平山武者所季重の末葉、由木左衛門尉日奉利重の男也、天正十七年八月入院す、同十九年御菩提所と成、慶長十巳年鈎命に仍て、伽藍營構ある、慶長十三年常紫衣、勅願寺の繪旨を賜ふ、同十五年七月十九日國師號、元和六年十一月二日入寂 七十七

十三世正譽上人廓山和尚甲州人父は高坂彈正元和九年山門始建

十四世了的上人 (十八檀林巡路記) ひかし、東照御神觀智國師源譽大僧正におほせて、關東に十八檀林といふを建させ賜ひ、淨家の名僧もろくの國より召させ、住職せしめ、世々積徳の累功の僧えらはるゝ事とはなりぬ、(淨家護國編) 御代々御宗門たるを以て、東國の内に淨土十八ヶ御取立

なり、(御遺狀秘録)憶我一代之戰場、始終八九十合、可成萬死を出、得一生者十八ヶ度、却而厭離
傾求之法文を帶て得免、故令開關東十八檀林謝之子孫、永淨土宗門事、(十八檀林巡路記)明和二年
十二月豊譽大僧正十八檀林巡拜す、其紀行順番、

- 第一、芝三縁山 詠歌 結ひえし三ツの糸にしはつきせしな、ますかみ寺のあらんかざりは
- 第二、下谷幡隨院 立よりてかけやうつさんなかれては、うき世を出す極樂の水
- 第三、小石川傳隨院 くみてしる井戸のしみづの庭までも、みのりの末のきよき流を
- 第四、深川靈岸寺 あふけた、萬代までもときはなる、まつ吹風のたえねみのりを
- 第五、本所靈山寺 吹はらう雲にのこらん雲もなし、これは名におふわしの山風
- 第六、下總小金東漸寺 秋風をまつの、きしにのりの舟、こがねにいたる身こそやすけれ
- 第七、生實大巖寺 ふる寺の軒ばに近くさく梅の、花にむかしの事をとほまし
- 第八、江戸崎大念寺 はるくとは山繁山たどり來て、とのにつみなんのりの道芝
- 第九、水戸常福寺 水上はいともとふとき吉水の、清き流れをうつしてそしる
- 第十、飯沼弘經寺 千代よろづ年ふる法の道しるき、あふ木かもとにかめや住らん
- 第十一、結城弘經寺 おゆすりをかけて行てふ老の身の、杖とたまんみたのちかいを
- 第十二、館林善導寺 まつかねやかよふあらしに音信て、われをか、けん法のともしび

- 第十三、新田郡太田大光院 おひなる光もあるに世の中の、人のこゝろのやみそはかなき
 - 第十四、鴻巣勝願寺 詠草なし
 - 第十五、若付淨國寺 植置し種もくちせし此寺の、はなのこずへにかよふ春風
 - 第十六、川越蓮馨寺 濁りなき心を何にたとへけん、はちすにかける露のしら玉
 - 第十七、八王寺大善寺 草枕かり寝の夢もさめぬへし、たき山寺のかねのひびきに
 - 第十八、鎌倉光明寺 あまてらす光とともに行末は、玉のうてなのあるしともかな
- 慶長七年十八檀林御建立の時、増上寺を首座と定めらる、
本堂千疊敷 江戸砂子にくわしきは省之只もれたるを記す、

- 黒本尊堂 是を奥の院といふ六十六疊敷
- 安 國 殿 安國院殿德蓮社崇譽道和大居士 御治世十四年 元和二年四月十七日 御別當 安立院
- 台 德 院 興蓮社德譽西入大居士 御治世十九年 寛永九年正月廿四日 同 惠松院
- 文 昭 院 順蓮社清譽廓然大居士 御治世廿四年 正徳二年十月十四日 同 真乘院
- 有 章 院 照蓮社東譽德崇大居士 御治世四年 正徳六年四月三十日 同 瑞蓮院
- 惇 信 院 仙蓮社高譽泰雲大居士 御治世十六年 寶曆十一年六月十二日 同 同
- 崇 源 院 昌譽和興仁清大禪尼 寛永三年 九月十五日 同 最勝院

砂子の残月 卷の下

古唐御臺所贈中納言淺井長政女

秋徳院殿 羨嶺容心大童子

同 御長子 長丸君

桂昌院殿 仁譽興國惠光大姉

猷唐御寵女五代公御實母本庄氏女

清揚院殿 圓譽天安永和大居士

贈相國綱重公本甲府宰相

靈仙院殿 長譽慈光松月大姉

猷唐御長女尾州光友卿御簾中

瑞春院殿 到譽清月涼池大禪定尼

徳松君母堂堀田將監正光女

性高院殿 憲瑩玄白大禪定門

神祖御四男從三位左中將忠吉

淨徳院殿 靈岳崇心大童子

五代公御嫡徳松君

明信院殿 澄譽慧鑑光耀大姉

同御長女紀州黃門綱教卿御簾中

月光院殿 理譽貞心旂了大姉

慶長七年 九月廿五日 同 源興院

寶永二年 六月廿二日 同 佛心院

延寶六年 九月十四日 同 通元院

元祿十一年 十二月十日 同 松蓮社

元文三年 六月九日 同 丘蓮社

慶長十三年 三月五日 同 同

天和三年 五月廿一日 同 同

寶永元年 四月十二日 同 鑑蓮社

寶曆二年 九月十九日 同 佛心院

文唐御寵女有唐御母堂勝田典愛姉

天英院殿 光譽和貞崇仁大禪定尼

同 御臺所近衛基照公御女

貞恭院殿 祐譽芳蘭慈堂大姉

淡唐御中老孝泰院御母堂津田氏女

俊岳院殿 英晃常暉大童子

家齊公御九男虎千代君母堂は於蝶方

清湛院殿 純譽貞心稱了大姉

同 御長女淑姫君御母は於萬方

璿玉院殿 俊山嘉晃大童子

家慶公長女嘉千代君御母は於定

孝順院殿 義然操心大童子

家齊公御嫡竹千代君御母於萬方

玉樹院殿 智月英昭大童子

家慶公御嫡竹千代君御母は御簾中

麗玉院殿 光顔如幻大童子

家齊公御四女綾姫君御母萬方

勢至堂 月界院中、淡島社 源流院中、車折社 鑑蓮社中、加封稻荷新切道不二見坂上、齋守稻荷

寛時元年 二月廿八日 同 最勝院

寛政六年 正月八日 同 鑑蓮社

文化七年 九月二日 同 同

同十四年 五月十九日 同 松蓮社

文政三年 三月十九日 同 岳蓮社

寛政五年 六月廿四日 同 同

文化十一年 八月廿六日 同 同

寛政十年 二月廿八日 同 同

通元院中、出世辨天 白蓮池島にあり、
子聖 舊清林院とて林照院向、今柳島の所也、焼失後寶珠院に合せらる、此堂に藥師如來閻魔法王
合殿、圓光大師堂 妙定院中、

關東廿五拜第一ばん

豐祈稻荷 山下東谷隅、熊野本地堂 山下谷瑞花院、了譽上人堂 新谷酉蓮社、熊野三社祠本堂右にあり山惣鎮
寺廓山上 鐘 歷天上人の代禱之、一切經藏 宋元朝鮮三大藏日本無双也、不動明王 廣度院、本眞言
宗の時の本尊也、故別殿に安置す、

善光寺如來 常照院、火防地藏 花岳院中別堂、青山櫻窓院は、寛永廿年二月青山大藏少輔幸成卒
後、男大膳亮幸利父爲菩提、別莊之地へ建一字、號櫻窓院、建石碑後此地割而爲邸外寺院、
鼠袋大黒天 貞松院にあり、幸社稻荷 三島中谷隅、

別院 惠照院、清光寺、酉蓮社、寶珠院、一經院、妙足院、福聚院、安蓮社、清林院、心光院、
所化方 學寮八十二字享保中迄百六十餘字

月行事十二僧 一文字席三十八人、扇間三十六人、縁輪六十四人、以上三席百五十僧大衆凡三千人
實に本朝靈山會上なり

山内名所 圓山、觀音山、地藏山、翠柳井、鏡井、櫻井、彩文井、ツ、ジ谷、白蓮池、望富山、黄

鳥井、夕日櫻、朝暉梅、

山門は二季彼岸中日、正七の十六日開く也、

正月御忌廿四日五日は大會也、廿五日山内の外、府内智恩院末の寺院出勤す、

七月十七八兩日開山上人の忌大法會、十八日府内當山末寺出勤、近年中興國師の鳳輦を本堂へ招嚴
會あり、教譽大僧正代より此事初る、

當山四門、大門 御成門、柵門、涅槃門、

黒本尊は三州桑子村妙源寺の本尊也、(二十四輩順拜記) 三州碧海郡桑子村妙源寺縁記白、本尊阿彌
陀如來、當院の本尊たりしが、九郎本尊とて世に名高き尊像なりしが故ありて 公にさし上、其代
として今の本尊を寄附せられしと也、妙源寺記録云舊、岡崎御在城の時神君を奉ると云々、
神君尊像御拜借の御證文に曰、

惠心之阿彌陀申受度處、御本寺へ可被仰届旨令承知候、先夫迄可被預旨申出候所、御領掌令祝
着候、自然餘寺へ可爲寄進候様御内證候様聊不有其儀候、家康持佛堂に永可令安置候、委細雅
樂介可申入候恐々、

三月廿二日

家康御花押

明眼寺へ

新堀 金杉橋の川を云、此川、延寶二年二月舟出入す、(江戸地名考) 元祿十一年戊寅八月、溝口信濃守、伊達美作守鈞命にて堀初む、翌年八月成就す、堀口幅十六間深さ地形より四間餘と定め、一日倍に入て堀しむる也、其頃凶年にて諸民飢饉に及ふ、依て救の爲此事あり、

雜喉場 獵師町也、ござく〜と家建混けるゆへ斯云か、(大原物語) ひかし山城の國愛宕郡江文明神の社の邊に、蛇井手村の大淵といふ池に蛇住て、折く〜里に出て人をとらんとす、其あるく時は晝夜をわかたず、男女一所にかたまり臥してかくるゝなり、是を大原のござ寝と云、是等の事を思へばござく〜とかたまりたるを、ござといふか、魚にござあり、こはだの小なるものを云、

三穗明神の條下に、増補のくだり云、此尉殿と云けるは、南朝北朝の亂をのかれ、邊鄙にさまよひし公卿なるよしを云つたふ、若萬里小路藤房卿にやなと思ひ合する事あり云、

(和漢書一覽) 萬里小路中納言藤房卿、遁世後號授翁、康曆二年寂、(雲上明鑑錄) 藤房卿父宜房卿は、大貳資住の孫にて、藤三位資道の子なり、(太平記) 十二日建武元年鹽谷高貞が許より龍馬を獻ず、天皇御感あり、本間孫四郎を召て乗せたまふ所に、其風情常の馬とは異なり、依て洞院の相國に勅しし吉凶を御尋有に、異朝の例を引て故事の由奏す、主上ゑいかんあり、後に藤房卿に勅して問せたまふ、藤房又異國の例を引て凶事のきざしと奏す、爰に至て主上逆鱗の御けしき有て、諸臣一同色を失ふ、其後藤房卿連續して諫言を奉けれ共、君終に御容許なかりしかば、其年三月十一日

多年拜受の縞冠をぬぎて、十戒持律の法體に成たまひけり、家貧く年老たる人夕にも離がたく捨がたきは恩愛の舊き柄なり、況哉官祿共賤からず、齡未だ四十に足らぬ人の妻子を離れ、父母を捨て山川とそらの身と成んは、例すくなき發心也、始め京岩倉に住たまひしに、主上たしなみたまひ、父の宜房卿に仰て尋せたまひけるに、主の僧答へけるは、行脚の御志候て何地へやらん御出候つに也とぞ答ける、宜房卿泪を覆、其程住捨たる庵室見たまへば、破たる障子に一首の歌をぞ殘されける

すみ捨る山の浮世の人とは、嵐や庭の松にこたゑん

落標の事は、(海國兵談) 落標、落は水の深み、標は印木也、(延喜式) 曰凡難波の津頭、海中立落標若有舊標朽析、搜求拔去云々、

難波立所初也、(類聚國史) 難波江に始て落標を建ると云々、

愛宕 (神社啓蒙) 愛宕權現、祭神二座、伊弉尊、火産靈尊、(神社拾遺) 愛宕權現、端御前軻遇槌命、奥前伊舍弉美尊、權現乘跡本地勝年地藏菩薩云々、山城の國愛宕山にも、毎年六月廿四日四萬六千日といふて、此日群をなす、江戸も是を做ふものか、(歳時記) 六月廿四日に詣は、平日の千度に向ふ、或は六千度に當ると云、

圓福寺 本尊藥師如來、

砂子の残月 卷の下

芝口門 寶永六年己丑十二月造立する所也、

光明山和合院天徳寺 寺領合百石餘 本尊阿彌陀如來、尾州家、越前家其外諸侯檀中多し、

寺中、永壽寺、不斷院、和合院、淨閑院、榮閑院、長元院、長谷院、智學院、攝取院、隨養院、智

相院、淨本院、光學院、教授院、

御靈屋 紅玉院殿性譽法君清月大姉

甲府綱重卿簾中二條光平公女
延寶元八月二日

長光院殿霜岸智到大姉

神祖御妹多劫姫保科彈正忠正室
元和四年六月七日

大原院殿德譽榮春大姉

同 御養女黒田筑前守長政室
寛文十三年正月十二日

貞松院殿心譽蓮月光榮大姉

同 御姪小出大和守吉英室
寛文四年六月十九日

清光院殿了典珠慶大姉

同 安倍攝津守信包室
寛文元年十二月廿二日

榮壽院殿長譽秋岳祐圓大姉

同 御養女有馬左衛門佐直純室
慶安二年三月廿九日

天崇院殿穩譽泰安豐壽大姉

台徳院殿御三女宰相忠直卿室
寛永十二年二月廿一日

龍昌院殿長譽光山秋英大姉

同 御養女長門少將秀就室
明暦元年六月廿五日

齡玉院殿秋威利貞大童子

大猷院五男鶴松君御母は桂昌院
慶安元年七月四日

冬晃院殿晴覺知幻大童子

嚴有院殿御養女
寛文元年十二月廿二日

俊光院殿清信授法大姉

文昭院殿御四男虎吉君
正徳元年十一月六日

中田山相福院西應寺 増上寺末 御朱印十五石、開山光蓮社照譽上人明賢和尚、寺中三ヶ寺、一ヶ寺當

境内にあり、二ヶ寺は世田ヶ谷村にあり、鎮守田中の稻荷といふ、

宗祖圓光大師持念佛の阿彌陀如來安置、此尊像は智恩院尊空大和尚より傳來也といふ、

紅葉屋敷と云は 伊藤芥右工門屋敷、市兵衛町裏通り不動院門前より上杉中屋敷うしろ、御先手組の

組屋敷へ通る所なり、

雌狸穴（里見八見傳）麻布長坂の邊まみ穴は江戸砂子雌狸穴と書たり、「まみ」と云義は何に寄れるに

や猫を「まみ」とす、篤信が云「まみ」タヌキといふも、猪のしゝに似て小なり、形肥て油多く味よ

ろし肉和か也、穴居す其四足指各五、恰如人手指、獵人穴をふすべて捕行事おそし、貝原益軒が大

和本草「猫」を「まみ」とす、猫は狸の類なり、狗に似たり、並に穴居す、（本草綱目）五十一獸之部 狸の下稻

若水、和名をさし入て「まみ」とす、（和名抄）毛群部 猫似豕而肥者也 中略猫をミと讀たり、常に穴

居す、ミとのミは唱よからぬ故にまみと云、ミタヌキと云にやあらん、（玄同放言）麻布まみ穴は、

むかし猫のすみたる餘波なるが、猫と云ふは大獸にあらず、よしや其穴ありとも、地名に呼べく

とも覺えず、此の地名猫のことにはあらず、鼯鼠ならんかと思ふ、鼯鼠は和名モミ、一名ムサ、ビ

と云、此の邊むかしは人家もあらで木立ふかく、晝もくらかりける頃は、鼯鼠などの栖べき所也、

故に此の名残れるなり、（同上）附録、江戸のまみ穴を眞字に書は、鼯鼠に作りて、恐るべきの義

となさば、穩かなるべし、

西の久保城山 葺手町家のうら、是は稻野小四郎城跡と云、酒井但馬守物語、此城山は今松平右近將監御預り地とる、

鼓橋 麻布谷町の橋といふ、酒井但馬守物語、

梅が茶屋 麻布三鈷坂にあり、此梅一重の白梅なり、正月下旬盛とす、外よりはあそし、(江戸遊覽花暦)遊行他阿一海上人、三子坂の梅に題して、

この花の色は白かね名に高く、千歳をこめてみるところめ

麻布山善福寺 西派 寺領十石 雑色町にあり關東七靈場の隨一也、聖人眞弟六老僧の第六、了海上人碩徳の遺跡也、當山開山は鳥羽院苗裔左大臣信實公の息男也、信實公東海に放れ民間にくだりて、武藏の幽邃にありて年を経たり、上人誕生は延應元年六月十五日也、名を若松といふ、七歳にして實相寺範賢律師の許にいたりて出家す、則了海とよべり、藏王權現に祈て懷孕たり上京して歸り父母に謁し、藏王堂に詣、その時天より幡下り木の梢に止る、その所にいたりて見るに、一字の小庵あり今の善福寺是あり、時に一人の老僧來りて曰、汝を待事久し、此精舎弘法大師開闢の所にして、眞言の靈場也、此院に汝止り末代弘度いたすべし、必濟度の知識にあふ事あらんとて去りぬ、了海大によるこび、その後知識の來るを待事久し、爰に親鸞上人教化都鄙に普く善知識なる事を聞て、此聖人に謁し法問ありて

弟子となり、此靈場にして眞言を弘法する事怠りなし、(佛光寺實錄)了海上人、元應二年庚申正月廿八日、八十三歳寂す、武藏阿左布善福寺と號、延應元年誕生、上人自作の像を開山堂に安置す、毎年十一月三日新き盃に湯を入、此像を洗ふ、再び本座に据へ彌陀經を誦し、參詣の諸人に赤飯を與へ、庵庭にて角力をとらしむ、都て麻布七郷の町民とも、此了海を修補し、氏神のごとくに信仰す、故に堂前に鰐口繪馬など大きくかくる、

錢懸松は、麻布本村、弘陀山天真言禪宗大徳寺にあり、

一本松 氷川社、別當は徳長寺也總來寺とは非也、

長祐山承教寺 法華寺池上末、二本榎あり、英一蝶墓 元祿年中豆州三宅へ謫せらる、十餘年後寶永己

丑赦免、享保甲辰正月十三日死七十三、

富士山上行寺 ヌルカ大石寺末二本榎あり法花宗、

榎本其角墓 同傳、寛文元年辛丑七月十七日生、榎本は母方の姓と云、本姓竹下一に竹内と云 父は東順と云、江州堅田人、始醫を以某侯に仕へ、辭て後隱者となる、曾て和歌をよみ連歌俳諧をたしむ、由良八左衛門正春を師とす元祿六年八月廿八日没享年七十二、母は貞享四年四月八日歿、其角幼年の時神田お玉が池に住、幼名源助一云源藏と云 延享のはじめ、桃青の門に入俳諧を學びしよし、(五元集)十五歳の時なりと云云、(延寶二十歌仙)螺舎あるひは螺子とあり、初名なるべし、一蝶たかかけの贊に

螺舎其角とあれば、後には號にももちろむしとか、(つゞきの原)に麒角、(江戸鹿子)(江戸圖鑑)に龜鶴とあるは誤ならん、昔其角と稱せしは、(易經)晋其角とあるにもとづけり、寶晋齊は米元章が硯に、鐫たる文字也、(近世奇跡考)寶晋の二字、寶井晋子と書によく叶へりとして、佐玄龍に匾額をかゝしめ菴にかけ、則寶晋齊と號す、(五元集)幼年より儒を寛齋先生に學び、醫は草刈某に學ぶ醫道の名を順哲と云、詩を大巖和尚に學ぶ、書は玄龍に學び、後一家の風をなし、畫は一蝶に學びぬ、てれふれ町實名堀江町木履を商ふ家のうらに住て、狂而堂と號、貞享の頃、嵐雪此時服部彦兵衛破笠此時小川平助寶其角と同居せしよし、(破笠日記)に見ゆ、(老の樂)此所に住しと云ぼし、(いつを昔)元祿三年板に居をうつしてとかきて、鼠にもやがてなしまん冬籠、元祿三年の冬何れへか轉宅せし也、(五元集)に神明町に轉宅してと書て、行合の松もかたそきかさり竹、とあるを考るに、てれふれ町より神明町へ轉宅して、あくる春の句ならん、(皮籠摺)に六月廿日に居を轉じて、竹三竿を植つけたるに、類にほころひたる聲あつてと書て句あるは、元祿十一年の事也、しかれば此とし神明町をまた轉じたるなり、(同集)牛寂が句のはし書に晋子南巷にうつり、竹を植て有竹居と號すとあり、南巷とあれば、神明町を轉せしも、芝邊のやふに思はる、元祿十一年十二月十日池魚の災にあいて家をうしなひたるよし、(焦尾琴)の序にあるは、彼南巷に居住の時なるべし、同集の跋には已に妻子あると見えたり、(五元集)に類燒の頃、邊鄙の居を問て、一椀に鶏卵をおくる人にと、かきて句

あり、彼芝邊に類燒の後、しばらく邊鄙に住せしと云ぼし、いづれの所か詳ならず、(和漢文撰)に、其角が號雷桂子とあり、(うら若葉)(類柑子)等には、涉川ともいへり、又狂雷堂、六藏庵、善哉庵、文合庵等の諸號あり、書名を薯子といひしは折にふれての戲號なるべし、元祿の末茅場町藥師堂の邊に住ぬ、(同集)その近きあたりに植木店といふ所に、徂徠先生の家あり、其角口ずみに徂徠翁その頃護園と號す、ケンケンは萱となるべし、是茅場町に居住と云事か、梅かくや隣は荻生惣右衛門、此句いづれの集にも見えされども、專人口に残れり、實否はらしず、寶永四年丁亥二月晦日に歿す、享年四十七、二本榎上行寺に葬り、法名喜覺居士、又深川森下町長慶寺に墓碑あり、其角病床に書し無眼の達磨一紙をうつひと、(類柑子)に見ゆ、同集に白櫻が其角をいたむ句のはし書に、此所に年久しく住なれぬれば、鎧のわたし守も袖をひたすとあれば、茅場町に住し時、身まかりたる事あきらけれ、寶永四年二月廿三日、春暖開爐に座するの吟とて、鶯の曉さひしきりくす、として病に臥わづかに七日を過て身まかりけるよし、(類柑子)青龍が文に見ゆ、是其角一生の口づさみの限りとなん、(本朝文鑑)に辭世といふも宜なり、

同寺に丸橋忠彌の墓あり、碑石、石橋氏女立とあり、

芝金杉常林寺 本郷永福寺に高田門徒三ヶ寺の外、此二ヶ寺高田派なり、

高輪 七月廿六日夜の月の出に、三尊佛の影向を拜むとて群集す、虫賣菓飴いろくの商人來りて賑

へり、俗傳に此夜の月中三尊佛の影向ありと云、其實は月華なり、三尊にはあらず、當所の外、田安の臺、湯島の社地、江戸見坂等へ行けるが、今は多く高輪へばかり行けるなり、明の薛文清公の(讀書錄)に云、二十三夜夜深時、月初出東方、其終魄于東之光、比未望載魄之光、尤光明者蓋初昇之日光、尤甚西下之日、故其光明如此云々、(南畝莠言)按ずるに、今世俗に二十六夜の月を拜して、月出る時三尊の光あらはるゝと云も、讀書錄にいへるなるべし、

萬松山泉岳寺 元祿十六年癸未二月四日、義士切腹、東の角に大石内藏助良雄行年四十五歳、法號忠誠院又空淨劍居士、

- 刃忠光劍信士 吉田忠左衛門兼亮六十三
- 刃峰毛劍信士 原惣右衛門元辰五十六
- 刃勘要劍信士 片岡源五右衛門亮房三十七
- 刃譽道劍信士 間瀬久太夫正明六十三
- 刃以串劍信士 小野寺十内秀和六十一
- 刃泉如劍信士 間喜兵衛光起六十九
- 刃求周劍信士 磯谷十良右衛門正久二十五
- 刃毛知劍信士 堀部彌兵衛金丸七十七
- 刃勇相劍信士 富森助右衛門正因三十四
- 刃上樹劍信士 大石主税良金十六
- 刃雲輝劍信士 堀部安兵衛武庸三十四
- 刃露白劍信士 中村勘助正辰四十三
- 刃永流劍信士 菅谷半之丞政利四十二
- 刃觀祖劍信士 不破數右衛門正種三十四
- 刃通普劍信士 木村岡右衛門貞行四十六
- 刃回逸劍信士 岡野金右衛門包秀二十四

- 刃隨露劍信士 近松勘六行重二十四
- 刃無一劍信士 大高原吾忠雄三十二
- 刃道互劍信士 千馬三郎兵衛光忠三十一
- 刃有梅劍信士 村松喜兵衛秀直六十三
- 刃可仁劍信士 杉野十平次次房二十八
- 刃量霞劍信士 勝田新右衛門武堯二十四
- 刃補天劍信士 前原伊助宗房四十
- 刃風颯劍信士 小野寺幸右衛門秀富二十八
- 刃利教劍信士 神崎與五郎則休三十八
- 刃珊瑚劍信士 三村次郎右衛門包常三十七
- 刃常水劍信士 横川勘平宗利三十七
- 刃響機劍信士 茅野和助常成三十七
- 刃太及劍信士 間瀬孫九郎正辰二十五
- 刃清元劍信士 村松三太夫高直二十七
- 刃擲振劍信士 矢頭右衛門七教兼十八
- 刃電石劍信士 貝賀彌左衛門友信五十四
- 刃寬德劍信士 大石瀬左衛門信清二十七
- 刃法參劍信士 矢田五良右衛門助武二十九
- 刃察用劍信士 奥田孫太夫董盛五十七
- 刃廣忠劍信士 赤埴源藏重堅三十五
- 刃破了劍信士 早水藤右衛門滿堯四十
- 刃窓空劍信士 潮田又之丞高教三十五
- 刃袖拂劍信士 岡島八十右衛門常樹三十八
- 刃當掛劍信士 吉田澤右衛門兼定二十九
- 刃性春劍信士 武林唯七隆重三十二
- 刃鍛鍊劍信士 倉橋傳助武幸三十四
- 刃摸唯劍信士 間新六郎光風二十四
- 刃有梅劍信士 村松喜兵衛秀直六十二
- 刃可仁劍信士 杉野十平次次房二十八
- 刃道喜劍信士 茅野三平常貞二十九

元祿五年攝州茅野村にて切腹

刃湫跳劍信士 奥田澤右衛門行高二十六

又澤藏劍信士 間十次郎元興二十六

義士葬送、泉岳禪主酬山和尚導師引導詞曰、眉間掛劍無回去、鮮血淋漓渺天梵、身心一如物我同、

謝是者、惟汝等日用之事、祖師門下有向上一句子、奈何吐露竭的云々、

義士追詩 林大學頭信篤述

去年季冬十五日、故少府監赤穂城主、淺野長矩舊臣、大石内藏介等異體同志報警趨義、今茲仲春初四日官裁下令各處死刑、雖遂志其生不全、天乎命乎果時運哉、難堪哀惜有感作、曾聞壯士無還去、易水風寒連袂行、炭啞變形追豫讓、薤歌滴淚挽田橫、精誠石碎死何悔、氣水義清生太輕、四十六人齊伏刃、上天猶未察忠情、

(墓脇碑銘曰)

細川羽林儒臣熊谷傳兵衛述之

同藩醫師 江村 宗 因 筆

施主同藩 堀田孫兵衛建之

氏 家 平 九 郎富森助右衛門介錯人

大石良雄等四十有六人、故赤穂城主朝散大夫前少府長矩臣也、元祿癸未二月某日、還葬武江之南泉岳寺長矩墓傍、其次乎如侍君云、元祿甲申三月、有天使賀正禮使、淺野少府長矩爲館伴、羽林吉良義央監其事、長矩就回有郤、其月十四日有答勅禮、長矩切義央官載有之、長矩令自殺、凡官者復殺則先

働者殺之、無救法也、使其家臣獻赤穂、諸臣皆伏獻城去、於是大石良雄爲之、欲復讐、初誓者半而多變、終始同志之者四十六人、或在城、或在京都、或姓名變、或爲賣買、啞炭堪忍人、莫覺其爲復讐者、明年壬午十二月十四日夜入義央亭、大呼而長矩臣復讐、拒闕者殺、不然則否、終殺義央提首去、赴于泉岳寺、据義央首於長矩墓所、焚香列拜、其詞曰、尊前君曾刺刃義央其事不成、君已伏法、爲之臣等亦不痛哉、不共載天之義、已見於禮經、則我輩責復讐歸死事、今獻首且尊前、所佩以劍庶々下乎、以遂其志無相見、流涕遂自訟、而法司其言謂、倍臣其等復讐於華胄、僭竊罪無可遁、請伏其罪、速相待泉岳寺、官令人數分別、十七人細川羽林綱利、十人毛利綱元、十人松平定直、九人水野忠之、明年癸未、官令各令自殺、莞爾始而歸、臨死有禮、曰、其子十九人皆隱、凡其所爲當者也、舉者夫也、進則夫且成之、退則奉天、受法死亦安焉、卒挾當世城目而觀裁、流涕聽者其倒、宜銘、銘曰、惟是國英、忠列蓋世、志成氣充、悽愴可祭(本文原本の儘)碑の脇に堀田孫兵衛の歌あり、こゝろさし石にたとへん武士の、名こそくちせね苦の下まで、

妙海尼は、堀部彌兵衛の女なり、名を幸といふ、養子安兵衛に娶せんとせし頃、國亡び復讐の舉に及びぬ、泉岳寺へ主従の遺骨納りしと聞て、江戸に下り尼となり、先墓のかたはらに庵を結び、故侯の家の絶ゆる事を深く歎き、訴事廿五度に及べりといふ(畸人傳)彼墓のかたはらに、常焼をかきやかして、諸侯より燈料、其他米茶花の絶る事なし、九十歳にて身まかりける、人の狂歌に、

さらといへと身にはさらなき人の名の、七とせの後も朽せぬとさら

義士夜打の夜、各壹通の狀を懷中せし其文に、曰、今泉岳寺什

去年三月、淺野内匠頭儀、天奏御馳走之儀に付、吉良上野介殿意趣有之所、於殿中當座難逢儀候處及刃傷候節、場所不辨働不調法至極候に付、切腹被仰付領地赤穂之義被 召上、家來之者共畏入奉存、上使御下知請領地差上、家中散亂仕候、右喧嘩之刻、御同席差留候御方有之、上野介殿對留不申、内匠末期殘念之仕合、家來之者共難忍仕合に御座候、公家御歴々に對、積責差狭候輕々御座候得共、君父之誓共不可載天之義難默止、今日吉良上野介殿え推參仕候、偏に志執之輕意次志迄に御座候、私共死後御見分之御方御座候は、御披見奉願上候、如此御座候以上、此外義士の遺具等、皆泉岳寺に什納也、

近來、鵬齋碑建其銘曰、 赤穂四十七義士碑、

義烈之出於精誠、而動天地感神明者、其盛闢凜々乎爲百世人臣之標準焉、乃可以敦薄俗奪士風矣、元祿年間、故赤穂侯、斷吉良氏不遜、刺之於 廷中、不克、乃坐不畏 朝廷、賜死國除、以其變出不虞、一藩臣士倉皇失措、議論鼎沸、人心洶々、其趨趨不能自振者、皆縮手墮膽、淪久要之盟、弁奮遊新、挈室而逃之、其輕躁蠱暴、徒負志氣者、皆奮然扼腕、以期據城拒 命致死殉君、而勿去焉耳、殊不料其所以歎君臣之綱常、國家之典憲、反重先君罪之義也、大石良雄赤穂老臣也、乃從容拒群議、守

禮奉法、獻城而違之、其志蓋在報先君之讐也、於是歛奮藩士四十六人、自操節制而堅衆志、定謀分部、夜潛入于吉良氏邸、殪之於一擊、卒霽先君之幽冤於九泉下矣、然以蚤夜擁衆、動兵於都下 府廷、依其律以各 賜死焉、泉岳寺侯之功德院也、其寺僧恩公請其屍得 允、廕諸先君墳塋之左右、乃表曰四十七義士之墓、嗚呼恩公亦義士哉、凡往來其下者、徘徊歎歎而不能去、迄今百有餘年而、人之思慕如一日、雖小夫婦人孺子、皆能誦其姓名、感激流涕稱而不已、其義烈之出於精誠、而所以動天地感神明者、凜々乎激勵千古、耿々乎共宇宙不磨也如此矣、且良雄首事唱義之間、韜其心跡而不洩其謀、經歷困踣而不挫其志、先事而候仇家之便、察其嘔呻與睨眴、或耽酒招妓、以銷吉良氏之忌、解其警焉、其意念深苦非一日之積也、又使彼四十七人、皆承其指揮、守其節制、一舉以善濟其事、則又可以併觀、其優才足以運籌、深智足以投機矣、此盛闢之所以前後有一而無二、獨赫々乎耀於千古者、蓋亦在乎斯矣、嗟呼夫天理人心誰實無之、苟有人心者、又惡得不欽其風而悲其志哉、余每聞赤穂遺臣事、未嘗不感激扼腕而爲之橫涕也、而當時談者、妄構異論設曲說、以擅議其事、至其甚者、則誤認春秋書法、題義士以賊稱、是其人非媚嫉忠風浩節、則或天理人心之滅也、亦幾乎姦臣憮人、以詭辯傷善類矣、其觸神人之憤者、豈可不畏歟、謹念良雄等四十七人、其心事如青天白日、浩々正氣、猶凜々能使鼓天下之義氣、而激天下之士風、則關世教者、豈不亦大哉、今住持鈞公大轉法輪、弘颯宗風、於是紹故住主恩公之志、而崇義士之墓焉、因使余撰文、勒石以建諸墓側、嗚呼鈞公亦義士哉、

文政二年乙卯春三月 江戸龜田興撰並書

廣瀬群鶴 鵜

因曰、大石良雄山科浪居請狀を持藏しける人あり、其文に曰、

請狀之事

一、此度播州赤穂浪人大石内藏介儀は、我等親類にて御座候に付、我等方へ掛り人に罷越引越申候、此者慥成者にて御座候、萬一此内藏助儀に付、何様之六ヶ敷儀出來候とも、我等罷出急度埒明、村中へ少も御苦勞相懸申間敷候、宗旨之儀は禪宗にて寺請狀此方へ取置申候、仍而爲後日請狀如件、

元祿十四辛巳年七月

近藤源四郎印

庄屋 太兵衛殿 年寄 五郎左衛門殿 同 庄右衛門殿 同 徳右衛門殿 同 久左衛門殿 同 源太衛門殿 惣村中

(書畫一覽)良雄は、大石氏、稱内藏助、故赤穂侯臣、世其遺墨を貴ぶ、

泉岳寺御靈屋 淨明院殿柏庭宗樹大姉 神祖御養女毛利甲斐守秀元室 承應二年六月朔日卒去

御殿山 江戸砂子に、連理の枝いつの頃か枯たるよしをのせたり、(江戸鹿子)連理の藤は御殿山にあり今枯て根のみ残り、(名所志)連理の枝は今はなし、

品川に綱引といふ事あり (五雜俎)唐の時清明拔河の戯あり、其法大なる麻綱をもて兩頭各十餘の小

繩をつなぎ、數人は是を執る、對し引て強弱を以て勝負をなす、時に中京利園に幸し、侍臣に命じて是をなさしむ、七宰相駙馬東朋たり、三將五相西朋たり、僕射韋巨源少師唐休璟年老て力なし、つなに隨て地にたふる、久しく起る事あたはず、上以笑をなす云云、(歲時記)唐の拔河の戯を模して此方の綱引といふものはじまりけるにや云云、(俳諧糸衣)江州大津に此事あり、正月十三日より十四日の朝にいたりて去る也、大津の人と三井寺門前の人と、原野に出てつな引をして、その年の吉凶を定むとかや、

萬松山東海寺 御靈屋 雲松院殿長天正久大姉 台徳院殿御養女堀尾山城守忠晴室 慶安三年閏十月二十六日

當山寺中定惠院は、安藤對馬守重博開基、延寶十一年八月卒去、同少林院うしろの山に、眞淵の墓あり、玄珠院眞淵義龍居士、明和六年十月晦日卒、年七十三、(江戸遊覧花曆)翁は遠江國敷智郡伊場村の岡部の新宮の禰宜、定信の二男也、諱は眞淵、號は縣居也、享保十八年京に登り古學をまなび、寛延三年江戸へ下り、八丁堀に住居し後濱町へ移る、延享三年田安へ召出され、寶曆十三年致仕す、(書畫一覽)稱岡部衛士、住江戸以古學鳴世、初受業於東丸、寶曆中歿云云、

五百阿羅漢石像 行人坂燒寺大圓寺に在、明和九年壬辰三月廿八日兩日の大火に燒亡せし、迷魂を弔はん爲建立なりといふ、正面釋迦如來、左右文殊普賢十六羅漢、廻りは五百羅漢皆石像なり、石佛の地藏尊あり、此像海中より出現、前に手洗鉢あり、銘云、寛正三庚午天六月吉日とあり、

目黒 (江戸案見圖) 延寶年間板妻驢とあり、(西畝秀言) 曰、詩人驢山と名づくるも、妻驢によれるなり、(仁部記) 權中納言資宣卿、弘長元年七月末に云々、御牛妻黒 炎著天爲用意今一頭二文字内々備らへとありよりて見れば妻驢は黒馬にあらずして、黒牛なるべし又、(長秋記) 皇后宮權太夫師時卿相撲人の名九番左伴國季武藏國の住字目黒丸とあり、此地より出し人なるかもしらず云云、すべて此邊目黒と號け、上中下と分て廣曠の地なり、永祿二年北條家所領役帳に、太田源七郎、島津孫九郎等此地を領するよし、

大鳥明神 不動尊より北の方二丁斗を隔、別當天台大聖院、祭神日本武尊一座なり、相傳ふ、大同元年丙戌、泉州大鳥の御神を勸請し奉る、當社は目黒村の鎮守にして、祭禮五月九月の九日なり、(江戸名所圖會) 目黒不動は、日本武尊を鎮る所なり、慈覺大師此地經歷の頃、不動尊の像を彫刻して神體に擬せらる、其故に日本武尊駿河に狩し賜ふ時、凶徒放火して尊を襲ふ、其形相さも明王の形に似たるを以て、これに比せしといふは非也、此説を誤交えて、不動の所へ記せしもの也、此説は全く大鳥明神の社と誤れるもの也、

虛無僧寺 普化宗金洗派にして、龍鷄山東昌寺と號、扣番所として本寺にあらず、金洗派、治惣派、西向派、安樂派、水戸八ヶ寺杯いふあり、惣本寺番所といふは、淺草廣小路小金一月寺、牛込早稲田、青梅鈴法寺、芝金杉、神奈川西光寺等也、此境内に比翼塚といへるものあり、平井權八小紫の塚なりといふ、傍に碑あり、銘に曰、元祿のむかし花の姿にゆかりのいろの深かりしも、今は只此間塚となるとありて、其むかし翼さくらや歸り花、東都芝浦咬堂雪草書

(回國雜記) この書、宗祇の道の記とするものは非也、道與准后の書也、芝にてとありて

やかぬより藻鹽の煙り名にそたつ、船にこり積むしはの浦人

駒場野 古名駒ヶ原と云、南は上目黒、北は代々木村、東は上澁谷の間の原なり、目黒戸越村 (武江産物志) 此邊孟宗竹の名産也、凡市中へ出る所、皆此所より初る、長榮山本門寺 御靈屋

寛徳院殿玄眞日中大姉

有徳院殿御簾中、於赤坂館逝去、伏見宮姫君 寶永七年六月四日

本徳院殿妙亮日秀大姉

同 御龍女、宗武卿母堂、竹本正長女 享保八年二月廿一日

深徳院殿妙順日喜大姉

同 御龍女、尊苗御母堂、大久保氏女 正徳三年十月廿四日

瑤林院殿淨秀日芳大姉

紀洲頼宣卿簾中、加藤清正女 寛永六年正月廿四日

天真院殿

光貞卿簾中伏見宮姫君 寶永四年十二月廿六日

當宗あめい講と云は、(紀事曰) 十月十三日、日蓮上人有夏之日也、而宗門徒、諸寺院、自十二日至十三日、日蓮宗院修御命講、又號會式、今明日多風烈、稱日蓮御影講荒、(雲水新式) 云、みゑいかうといふべきを、春の弘法大師忌を御影講といへば、紛るゝ故にミエの爲めなれば、めかうといふな

るべし、夫を俗に誤りて御の字をさしそへて、おめいかうといふ云云。

丸子葛西三郎清重館跡（東鑑）治承四年十一月十日、以武藏國丸子庄、賜葛西三郎清重云云、（葛西考）
壽永元年八月、清重武州六所に頼朝代參、此時代幣、太刀寶器等獻す、（葛西家譜）丸子は府中と其間
三里に過べからず、清重太井より丸子の館に移る云云、（東都近郊圖會）丸子は上中下と分れて廣曠
の地なり、下丸子は荏原郡、上中は橋樹郡に屬す、地上より一里、丸子の脇に小杉といへるに、御
殿跡といへる所あり、按此邊なるべし、

新田大明神（本朝神社考）新田德壽丸者義貞子也、吉野先帝、美其勇賜名、曰、左兵衛佐義興、正平七
年武藏野鎌倉之戰、義興有功、及基氏在鎌倉時、義興自越後國、潛至武藏國聚亡命者、時々往還上野
國、鎌倉執權畠山道誓聞之大恐、令竹澤氏、江戸氏誘討之、二人知其不克、共謀而詐叛鎌倉、屬義興、
義興初疑焉、竹澤氏獻美女、義興率之遂信竹澤氏、已而二人告義興曰、相模國有内應者、今其襲鎌
倉必可破矣、義興諾之、一夜密赴相模國、二人待之矢口渡、與水手謀鑿船底欲沈之、義興來上船、
郎從十三人耳、中流水手拔絮曰、水漏船將沈、河廣水峻不可泳也、時竹澤氏江戸氏出兩岸大呼笑之、
義貞大瞋自殺入水、令水手尋得其首、獻基氏、基氏喜令道誓行賞、江戸氏竹澤氏、受庄數所、竹澤氏
留幕下、江戸氏先赴庄所、將至矢口、向所拔絮之水手舉出向、時迅雷疾風波急舟沒、江戸氏顧背後、
義興衣甲冑騎白馬、在黑雲中、射江戸氏、江戸氏墮馬氣絕、七日手足摘摺、似溺水者遂死、翌夜道誓

夢黑雲上義興、卒諸鬼伐敵引車、入基氏所陣入間河、覺而恐之、以夢告人、時雷火燒入間河民家數
百宇、又多見怪于矢口渡、人甚恐懼、於是爲立社、祭之曰新田大明神、每年祭禮至今不絕、（太平記）三
十二云 義興打死後、鎌倉にて江戸竹澤に恩賞をぞ行はれける、江戸遠江守其甥下野守喜悅して、則
拜領の地へ下向しける、其月廿三日の暮程に矢口に至る、舟をしづめし渡し守、種々の酒肴を用意
して向ひの舟をこぎ出ける、此舟己に河中に至る時、俄に天かき曇て雪水嵐はげしき吹みなぎりて
白波舟をたゞよはす、渡守あはてさわぎしこ戻さんとしけるが、逆巻浪に打歸されて、水手梶取
一人も不殘水底にしづみけり、天の祈いかり只事にあらず、義興の御靈と江戸遠江守驚て河邊より
引返し、廿餘町上の瀬へ馬を早めて打ける程に、雷光行先へひらめきて、今雷神にて殺されめと思
ひければ、御救候へ、兵衛佐と手を合せて空を拜して逃たりけるに、黒雲一とむら遠江守が首の上
にをち、雷電耳の邊に鳴ひらめくに餘りの恐しさに後を見歸りければ、新田義興弓を以て射けると
思ひて江戸馬より逆に落けるが、血を吐臥ける儘、郎等はを助け領地へかへるに、七日の内手足を
もがき水に溺れたる真似をして死けり、中略其月畠山入道の夢に、黒雲の上に時をつくる何者の寄
來るや中らんと見れば、義興鬼と成て、鎌倉殿の陣中へ入と見て夢覺ぬ云云、又曰、其上に入間川
の在家、畠山領地三百餘宇堂舎佛閣數十ヶ所一時に灰と成にけり、夫而已ならず、義興打死の近邊へ
光り物出來て、往來の人大になやむ、近隣の野人村老集て、亡靈を一社に崇めて、新田大明神と申

奉る下略 延文四年十月十日曉、矢口渡にて打死す、相隨ふ人々は、井野彈正、世良田右馬助、大島周防守、由良兵庫助、同新左衛門、土肥三良左衛門、水無瀬六良、市川五郎主從十三人云云、新田略系

清和天皇皇子貞純親王

經基 六孫王

滿仲

賴信

從四位下鎮守府將軍陸奥守

永承三年逝去

賴義

從四位下伊豫守

義家

正四位下陸奥守
八幡太郎

義國

三男 新田足利兩家祖式部大夫

義重

義國長男式部大夫從五位下新田大炊助母上野介敦基女
建仁二年正月十日逝去法名淨西

義包

藏人三郎

義房

政

義太郎

政氏太郎

基氏六郎

朝氏六郎又朝兼

義貞

正四位左中將左兵衛督兼播磨守昇殿於越前足羽打死

義助

脇屋右衛門助

義治

脇屋左衛門尉

義顯

越前守昇殿於越前金崎城自害

義興

左兵衛督於武州矢口渡自害

義宗

左少將武藏守昇殿

碑銘曰、矢口新田神君碑

昔元弘帝出居南山、足利氏立光明帝于京、於是南北分朝、諸國各據其黨、戰爭數年而新田氏舉旗、勤王南朝、宗人左中將源公義貞卒、其族衰、神君者、中將公庶子、名義興、勇氣掩世、延文中、以兵衛助、爲南帝密徇東國、勢將復張、先是足利氏、使其子基氏居鎌倉令關東、畠山國清爲副、時共出次武州患之、畠山以幕中士竹澤管事神君、因使圖之、乃陰共謀、伴與竹澤有隙逐之、竹澤使謂神君曰、臣無罪見疑於國清、若得再事舊君願有所効、神君納焉、乃飾美女進之有寵、既而請饗已家、因圖害之、美人有夢惡、懼止、神君不出、竹澤不克果、而神君亦不猜近之、乃又密請畠山、使江戸氏二人助焉、亦伴逐之、二人因竹澤來、神君納焉、於是三人此事焉、爲勸襲鎌倉、且曰有衆難襲、使分士卒先、神君至矢口津、從者十三人耳、竹澤預與舟人謀、竅舟而塞之、使待于岸、既而神君與其人乘焉、中流舟人伴失、墜船具於水、泳而逃之、陰去其塞泳而逃、水入舟將沈、竹澤江戸夾岸、伏甲噪而出、

神君悟、既不可爲、乃怒呼曰、吾爲厲報女、自屠其脇腹而沒、十三人從死焉、後害者至津、雷電晦冥、神君介而見、皆死、厲見不已、津民懼、乃爲立廟、追祀其神、至今四百餘年、人猶懼威靈、不敢不褻慢云、今歲丙寅、守山侯源賴寬、遣使立碑、自書篆額、乃又使元喬據舊史、叙來略勒石、係以迎送辭、其辭曰、霹靂激兮電揚光、龍車驚兮玄雲翔、神之至兮歎亾常、儼如在兮水中央、彼岸甲兮張弓、既一怒兮奮鬼神、仇且殲兮懟未窮、將以憺兮茲壽宮、蒸肴醴兮米蘭薰、潔余祀兮初無儕、固既毅兮勇以厲、掃妖氛兮永不替、水澹々兮清以冽、往又來兮羌可濟、良辰和兮天門霽、願余降兮雲之際

延亨三年春三月守山源賴寬篆 平安服元喬撰 烏石葛辰書

當山廟竹を義竹と云、(武江産物志)に見ゆ、別當は、義興山明王院眞福寺、武州荏原郡六郷領矢口村、

湯島、本郷、上野邊

聖堂 學問所と唱 舊上野に孔子堂あり、元祿三年七月九日事始ありて、御手傳は

蜂須賀飛驒守

惣奉行御側衆 松本左京亮

元祿四辛未二月七日、孔子堂功成、正迂宮 杏檀入徳は持明院御筆、仰高門の額は林家門人樋口彌門

榮清の筆十七歳也、表門を仰高門と云、中門を入、徳門數十壇の石坂を上り、杏檀門内は、左右廻廊、本殿に大成殿の額は、五代公の御筆也、御堂初て上野へ御建立は、慶長十癸酉なり、御改正御再建は、寛政十戊午年二月七日、聖堂御再建に付、

惣奉行 御老 中松平伊豆守

御用掛 若年 寄堀田攝津守

同 御勘定奉行 石川左近將監

同 御作事奉行 神保佐渡守

同 御目付 小谷和泉守

同年十月廿一日棟上げ 同十一年己未十月廿一日聖像正迂宮、

御太刀 壹腰 黄金 壹枚 御備御名代 高家有馬兵部少輔

御再建に付御手傳

松平駿河守 稻垣信濃守 松平近江守

堀左京亮 黒田甲斐守 本多越前守

秋月山城守 小出山城守 堀又七郎

鍋島和泉守 本多伊豫守

砂子の残月 卷の下

神田大明神 (歳時記) 將門の靈は、本殿を去る事百歩也云々、(神社啓蒙) 大已貴尊は、人皇四十五代聖武天皇天平二年鎮座也、將門靈六十一代朱雀帝天慶三年庚子二月十四日將門滅亡、其後靈しばらく崇あるに依て、延久の頃一遍三世眞教靈を以、神田の社に合す祭云云、(社家者流説) 曰、神田社爲大已貴命鎮座、將門社去本殿百歩計、(社説) 曰、大已貴命、人皇四十五代聖武天皇天平二庚年鎮座、將門靈人皇六十一代朱雀帝天慶三年庚子二月十四日將門滅後、依崇怨靈、延文之頃一遍上人三代眞教坊、合祭于神田神社、(本朝神社考) 武藏國江戸神田明神者、世傳平將門屍埋于此者也、祭禮九月十五日、山王隔年祭禮の日、神輿しばらく神田橋にとめて奉幣ある、是古しへの芝崎村なればなり、神輿二基、だし三十六本、一番大傳馬町、武番南傳馬町太神樂、是にしたがふこの祭の練物に、頼光大江山入のかたちを摸して、二間餘の鬼神の頭を造り、臺にのせて數人是を荷ふ、神事に預る町内神田、外神田、濱町邊、日本橋、京橋迄、神幸の町々は、山王と同様なり、當日神輿本社より鎌倉町通り飯田町より田安御門に入、上覽所前、常盤橋、日本橋、十軒店通り、筋違御門を過て還御也、當祭禮は崇源院様御願にて、上覽になりしといふ、

午頭天王 (歳時記) 元祿のはじめ大に流疫す、よつて官に乞奉りて神田の社地に、勸請ある所の祇園の三社の神輿を出して街を渡御なし奉りて、疫を拂ふ也、しかしてより以來、毎年祇園會を修す、神輿三基、南は京橋を限り、東は兩國淺草見付内を限り、西はお堀端迄、三基の神輿出御の日旅行

も各異なり、其内南傳馬町へ出御の神輿は、七日に大手の御橋にてしばらく奉幣あり、各飾獅子頭神四神太鼓等從ふ、神人裝束馬上にて供奉す、

湯島天神 (名所記) 太田道灌天神勸請ありて、其傍に亭をもうけ香月と號く、また北條氏綱、大永四年江戸城に太田源六郎康資を、香月亭にらしむとあり、康資は道灌の子なり、(歳時記) 當社は文明十年六月、太田道灌夢想のことによりて、城下の北畔に菅神の祠堂を建、數十歩の美田を附寄、梅樹數百樹を植る、

麟祥院御寄附狀之事 武藏國豊島郡天澤山麟祥院領、同郡柏木村之内百石事、并境内竹木等依爲稻葉春日菩提所令寄附之徒訖、全可院納永不可有相違者也、

寛永十一年十二月十二日

龍光寺 本郷片町 深見十左衛門墓 此深見十左衛門、本性源姓名は貞國、寛文の頃江戸に六方男達といふものあまたありしなが、其徒の頭なり、強きをくじき弱きをたすけ、人の危急を見て救はずといふ事なし、曾て俳諧をたしなみ、延寶年中、難波梅翁宗因江戸に下りし頃、其門に學ぶ、或時の句に、名月や来て見よかしの額際、といふあり、身のたけひくき男なりしが、額ひろくぬき上げたれば此句あり、其頃の小歌に、額の際の前から見て、ぬしと来て見よがしの、エ引とったひけるよし、天和の頃ゆへありて謫せられし、翌年春の句に、梅なれや花橋はあらねども、此句吉兆となりて廿

八年を過て寶永中歸郷す、老年に及びても二尺四五寸の朱鞘の大脇差をはなさず、形容年より若く見えて氣力壯年の者に増りしとぞ、ついに剃髮して自休と稱し、當院中に庵を結びて住ぬ、享保十五年三月十八日歿、高年九十歳、法號、一應院心溪自休居士墓とするす、十左衛門若かりし時、人と打合、向ふ齒二枚あきけるが、金を以て入齒をつくり入れしとぞ、(古今俠客傳)(洞房語園)(奇跡考)の説と予が考とすじへて、以て記之、此十左衛門を劇場にて助六狂言に罷の意休と紛するもの此名をいふなり、

本郷 永祿の頃、北條家、太田、篠原、山角、寺尾、諏訪等居住の地といふ、(名所志)此地太田道灌の領せし地計にあらざるべし。

東叡山 (可羅木隨筆)卷四云、當山は 台徳院殿のときに、南光坊と御相談にて御取立なり、根本江戸に天台の寺ぞと南光坊思はるゝによりて、こゝが江戸の鬼門に當り、不忍池は湖水の心、其上に今の本院の東を坂本と云、彼是符合にとて、南光が悦ばるゝとぞ、斯て藤堂和泉寺殿去らば寺を建られゝとあり、鎮守に權現を勸請すべしとて、和泉守殿が權現宮を作られ、地は南光が思の儘に下さる、扱權現の御在世に百歳の後も、御傍に可仕と御約束とて、御宮に和泉守逆修の石塔を建、閑松院と云寺を建、即和泉守院號なり、扱今の法華堂は尾張紀州より建立、藥師堂は掃部頭殿建立、今の二王門は南光の建立にて、昔は是計也、後に黒門きりになる、松平伊豆殿のとき、今の黒門の東の山をも崩敷くと也、其子細は天守へさしわたし三十丁あり、又山あれば要害にもなると申さる、

南光云、其は豆州の無功尻なり、この要害を敵にとらるゝ位ならば、何もいらすれば天守への近き遠きのせんさくもいらす、江戸へ敵を入るゝあらば、用に立す、何ぞのときは此方の要害にする心得専也と申さる、尤なり、去れども伊豆殿の心にて、終に山は土取場となりて、今は低くなる、扱南光は世良田の人也、家康公天台の法を御聞ありたきが、殊勝なる僧ありやと施藥院に御尋あり、そこで南光のことを申上ると、よびに遣せとあり、そこで傘一本に平包にて參らる、玄關にはたしにて待るゝを、施藥院城よりかへられ、やれそこに置人にてはなきとて上へ請、夫より御目見にて一度にてはや御機嫌に合、主のすしは新田とて紋も二ツ引兩也、軍法儒を好み書物は夥しく、上野に有けるを、遺言にて三ツに分け、一ツは上野、一ツは日光、一ツは叡山と分らるゝ也、久世大和殿の奉て支配也、南光坊死の一日前に御成、直々なにかと申さる、何やらん書付らるゝに硯の水なし、大猷院御手つから御すりあてかはる、座を御立なさるゝとき、手を打てねながらよび返し、又何事か申上らる、扱上野にて千石とある、日光にて一萬石の内を三千石とらるゝ、以上四千石なり、迂化の前に大煩あり、弟子をさつかふ、主あるゝは將軍に子のできぬ内死なば氣遣ひ様あり、扱御懷腰の沙汰あると、今度は男子なれども、彌祈禱あるべしと、日光へ閉籠、七日絶食にて荒薦にねて、扱感曉申さるゝ、江戸には男子誕生と申さる、弟子衆申さるゝには、去ればこそ氣遣、なしと申所、中根壹岐守早のりものにてよびに參らる、男子誕生と江戸へ出られて、竹千代と云名付

らる、口切に茶湯にいつも、南光坊亭主にて、將軍様より先々のまるゝこと也、南光坊のことは台宗同運録にあり、又是高名の僧なり、傳教大師は(元亨釋書)釋寂澄、世性三澤氏、近江滋賀郡人也其先東漢猷帝孫也、國亡竄民間、吾應神之曆、遙恭王化、向至上憐其王孫、賜滋賀地爲宗地、氏百枝富内外學里同教之掌、愁無副、祈衆神、既而詣叡山、左麓祠、其地景趣幽邃、百枝法華廣饗香花、求子期七日至第四曉、得靈夢其妻乃娠、草廬今神宮院也、神護景雲元年生澄、七歳受學、聰明絕倫也、十二投行表法師出家、延曆二十有一年入唐、同二十四年歸朝、弘仁十有三年六月四日、於中堂院而寂、年五十有六、貞觀八年八月勅傳教大師、

(落穂集)東叡山中三十六坊は淺草寺に准し、土井大炊頭惣奉行たるを以て、是を申て建立す、且天下泰平の祈禱、又は自己の祈禱の爲に、諸大名建立す、是を祈願所と唱へける、後慶安中 大猷院殿、御他界被遊、東叡中御佛殿御建立、後諸大名參拜御成等の節、供奉の儀も初り、幸に右家々の祈禱願所を以、裝束の着替所にと有之事になりて、その願主方の家々にて、只宿坊と斗り唱へけるなり、増上寺にて宿坊と申ける事は、台徳院様御他界被遊後、大名方供奉餘參の時の爲と云々、

御佛殿

御宮安國院殿徳蓮社崇譽道和大居士

大猷院殿

十七日 御別當 寒松院

廿日 御別當 東漸院

嚴有院殿

浚明院殿

常憲院殿

有徳院殿

靈樹院殿華域天榮大姉

法心院殿遍淨室覺大姉

瓊岸院殿蓮池淨貞大童子

了湛院殿貞譽景元大童子

瑩光院殿理善普照大童子

證明院殿智岸真慧大姉

悠然院殿寬山圓休大居士

唯乘院殿諦理明真大童女

常境院殿育景景圓大童女

高巖院殿月澗圓真大姉

法如院殿性相玄常大童子

八日 同 津梁院

同日 同 御相殿

十日 同 大慈院

六月廿日 同 同

十二月二日 同 勸善院

六月二日 同 林光院

十月二日 同 凌雲院

六月二日 同 同

四月三日 同 同

十月三日 同 春性院

六月四日 同 凌雲院

六月四日 同 同

四月四日 同 同

八月五日 同 春性院

七月五日 同 凌雲院

砂子の殘月 卷の下

涼池院殿靈岸智到大童子	德廣御三男	五月六日	同
安祥院殿受德光潤大姉	重好公母公	四月六日	普門院
骸門院殿眞彰際善大童子	家齊公五男	五月七日	凌雲院
深心院殿慈潭性水大姉	宗尹卿母公	十月七日	同
蓮光院殿法喜喜潤大姉	凌廣御中老	二月九日	福聚院
淨光院殿圓岸眞珠大姉	憲御廣臺	二月九日	觀成院
淨圓院殿禪臺智鏡大姉	德廣御實母	五月九日	福聚院
端正院殿眞復智契大童子	家齊公三男	五月九日	凌雲院
真空院殿幻漚覺夢大童子	當御代血脉	五月九日	同
壽光院殿印用惠海大姉	憲廣御寵女	十月十日	大慈院
淨薰院殿詔光幻應大童子	家齊公二十二女	十二月十一日	凌雲院
花光院殿圓常清芳大童女	凌廣御長女	四月十二日	同
晃耀院殿理元明性大童女	家齊公十二女	五月十二日	同
天淵院殿覺湛眞性大童子	同 八男	九月十三日	同
崇善院殿幻如惺覺大童子	後廣二男	三月十四日	同

隨性院殿靈應妙感大姉	憲廣御養女	六月十七日	勸成院
蓮淨院殿靈池惠夢大姉	文廣御寵女	四月十八日	林光院
心觀院殿淨池蓮生大姉	凌廣御臺	八月廿日	春性院
乘臺院殿蓮界室嚴大姉	同二女	二月廿日	同
香琳院殿正誘映心大姉	家齊公御寵女 家慶公御母	五月廿二日	福聚院
淳脫院殿嚴惶映顯大童女	家齊公二十女	七月廿一日	凌雲院
圓琮院殿寶乘眞善大童女	同十三女	七月廿二日	同
華成院殿孫性妙意大童女	同廿三女	五月廿二日	同
最玄院殿本理性如大童女	家慶公三女	十月廿三日	同
頁元院殿性體圓明大童子	家齊六男	七月廿四日	同
棲眞院殿智寶妙薰大童女	同 四女	四月廿四日	同
冲緣院殿明相馨信大童女	同 五女	六月廿四日	同
孝恭院殿	贈二位内大臣	二月廿四日	大慈院
澤樹院殿淨秀澤明大童女	家慶公御長女	十二月廿四日	凌雲院
至心院殿觀心圓如大姉	後廣御實母	二月廿六日	福聚院

砂子の残月 卷の下

養蓮院殿妙開心花大姉 同 御長女

精純院殿揚彩周善大童女 家齊公十四女

長昌院殿天嶽臺光大姉 文蔭御實母

瑞芳院殿映性充潤大童女 家慶公二女

法量院殿寂照軌玄大童女 家齊公十七女

有徳院殿御法號 寛慈院殿二品右府大樹公

宣命使於中堂宣 命讀上御贈官位 勅賜之

有徳院殿贈正一位大相國々尊儀

宣命

天皇我詔良力

故右大臣正二位源朝臣吉宗爾詔倍

勅命乎聞食止宣布智仁兼全久勇義俱彰留教化被

四表利恩涵八沚須可謂千古來英雄允惟國家模範利多

頃聞久疾疹相侵之萬方無効遽爾志遂薨收止仍

贈崇號利殊威洪德多力

故是以太政大臣正一位爾上給布

天皇我勅命乎聞食止宣布

寛延四閏六月十日

御石擲蓋石銘曰、前征夷大將軍右大臣正二位源朝臣之墓

貞享元歲甲子十月廿一日誕生在位凡三

十年 辭職七年

寛延四年辛未六月廿日薨六十八

勅賜太政大臣正一位

賜號有徳院殿葬于東叡山

從五位下大學頭藤原信充拜書

享保五庚子三月日本橋邊より出火此時二王門燒失、中堂は元祿十一年戊寅初て建立、(抑營年表秘録)甲斐公御簾中、文昭公御母公、田中氏女、遺骸谷中善昌寺葬後、常憲公命改葬寛永寺、號長昌院殿云云、(駿府政事録)慶長二十年乙卯閏六月十九日、天台論議内々可有之所、今日僧徒歸山之由、南光坊言上、仍延引云云、東叡山中護國院に大黒天あり、(歲時記)正月三日餅を湯にひたし參詣の人に飲しむ、これを大黒の湯といふ、これを飲者必諸願成就すとて、此日諸人群參す、或は是をお福の湯といふ、

當山の櫻

(紫一本)東叡山より仁王門迄の並木の櫻の下に、花見衆なし、松山のうち清水のうしろに、幕はしらかして見る人多し、幕の多き時は三百餘あり、少なき時も二百餘り、此下につれだちたる女房の上着の小袖、多の羽織を辨當からけたる細引にとほして、櫻の木にゆひ付てからの幕にして、毛氈花むしろ敷て酒吞也、鳴物はならず、小歌淨瑠璃踊仕舞はとがむるものなし、本町通町を始め有徳なるもさなきも町方にて、女房むすめ正月の小袖といはふ仕立ず、花見小袖とて成ほど手をこめて、結構にだてなる物すきにしたてるを着て出る也、花より猶見事也、花の頃は雲くもりておほかたは晝過より雨ふる、しかれども傘をもささず、よき小袖をすきとぬらして歸るを、遊山にも手

がらにもする也、(奇跡考)前書は天和年中の印本也、其頃の婦女の小袖は、結構と云へ共、指細をかざりとす、今より見れば甚た質素なるもの也、(大鑑)むかしの婦女は、縫箔の小袖を禮服とす、京六條に傾城町のありし時、寛永の頃迄は遊女も地なし縫箔の小袖へり箔を着たるが、島原にうつりしより縫箔とひつたの鹿子を禁ぜられしよし、(獨言)むかしの縫箔、今好事のもの、掛もの、かざり杯に残りて用ゆるあり、夫は絹に鹿略なる縫箔をして、ところ／＼あり箔したるもの也、今の地白地黒杯いふものその遺製か、いつの頃にか金糸の繡いできて、縫箔はやみぬ、唯縫箔屋といふ名のみ残り、○古代といへども、縫箔はなみ／＼の者の着る事能はざる服也、しかれども多くは指の地間にて、縫も甚鹿略也、是等を見てはむかしの質素を思ふべし、(同集)江戸の婦女外へ出るに、むかしは氣儘頭巾とて、くろき絹にて頭面を包み、目計りあらはしけるが、其後絹にて頭面をつゝみしは、我共あまり寶永の頃迄しかなりき云云、(奇跡考)今江戸に、高祖頭巾といふもの、氣儘頭巾の遺製ならん、(五元集)其角の句に、目計を氣儘頭巾の浮世哉、(江戸遊覧花曆)當山の花は東都第一といふべき也、糸櫻は慈眼堂の前にあり、いぬ櫻、ひがん櫻に似て花大異也、中堂の西寒松院前より谷中の方へ行道より、左の方に、大樹一本あり當山の花の最初也、(花譜)吉野の櫻は、立春より六十五日を盛とす、吉野の町より、上は六十五日より遅し、(歳時記)年の寒暖によりて、少しづゝの遅速はあるべし、大かたは花譜にいへることとなり、(炭俵)上野の花見にまかりしに、

人々幕打さはぎ小うたの聲さま／＼なりにける、かたはらの松かけをたのみて、「色こきのそろはぬ花見こゝろ哉」、はせを 秋色櫻(歳時記)大般若櫻といふに、東叡山清水のうしろ井のかたはらにあり、(奇跡考)小網町菓子子の娘、幼名秋といふ、十三歳の時上野の花見にまかりて、清水觀音堂の邊井の端にありし大般若櫻を見て、井の端の櫻あふなし酒の酔と口つさみぬ、しかりしより後秋色櫻といひけるよし、(法徳記)彼櫻老木にて六十年計り以前はありしとぞ、お秋、貞享の頃其角門人となりて、秋色といふ、後に俳諧の者判となり、菊后亭と號、ついに其角の點印を附屬す、(いつを昔)十習ひにて書て、硯とり早苗ならふ女哉、といふ句あり、是秋色入門の時の句なりしといふ、(夢中庵夜話)秋色は、寒玉俗稱詳ならずといふ者の妻なり、男女あまたの子をもてり、一男俳名林鳥、二男紫萬ともに、俗稱詳ならず、孫女を富といふ、秋色、享保十年乙巳四月十九日身まかりぬ、辭世見し夢もさめても夢のかきつばた、

池の端長井堤といふは、齋藤別當實盛、田村將軍の後胤なり、齋藤長井太郎實直が子なり、初め河合太郎太夫助房、後一郎太夫實盛と號、武勇の譽あるによつて、小松内府重盛が寵を得て、武藏武庫別當となり、長井の郷に住す、元は六條判官爲義が家人なり、(扁額軌範)齋藤實方が子、本姓在原越前坂北郡の人、舊地越前丸岡にありといふ、

忍が岡 古城なりといへり、大永四年甲申正月、上杉朝興の家老太田源六郎舍弟源三郎叛逆して、小

田原に通し相圖を定む、北條氏綱一萬五千餘兵を率て、武藏の、城に押よする、城主朝興八千餘兵を率て、品川迄押出して相戦ふ、ついに打負て引返す、氏綱續て城におし詰る、朝興こらへかね其夜の内河越に落る、氏綱翌日城に入て、忍が岡の城には遠山四郎左工門を籠置となり、此忍が岡は今の上野なりといふ、又むさしのにしのぶの岡といふ所ありともいふ、しかれども忍ぶの岡は古き名所なれば、いづれか是ならん、或人の曰、むさしの、出城ならば、上野の地にもあらんかといへり、

根岸の鶯 元祿の頃、御門主より京都のよき、鶯をゑらみて、多く放させ賜ふとなり、舌かろし京鶯の御所言葉、女臣女

東山中鐘樓の蛇は、左甚五郎の彫作なりと云傳ふ、

佛殿、山門等の彫物古雅なるは、來由たゞしからざるも、みだりに左甚五郎が作なりといひて、名譽高しといへども、いづれの時代、いづれの所の人といふ事詳ならず、知る人なし、其譜(奇跡考)に、

左甚五郎 伏見人寛永十一甲戌四月廿一日卒年四十一歳

左 宗心

元祿十五年三月十五日卒七十一歳

左 勝

政 京今出川寺町に住享保十二丁未五月十三日卒

(人倫訓蒙圖會)元祿三年板

天正の頃、左と號する名人あり云々、龜文翁が曰、左甚五郎は關東にき

たらず、播州明石に住けるとぞ、

根津權現 (護國女太平記)綱重公宇右衛門を御手打被成、其後靈魂度々御諫言申上けるゆへ、御心をあらため堅く御禁酒遊ばされける、依之宇右衛門が靈又候 御前へ出て御禁酒の事を祝し、且御子孫長久の御守護と相成申べきよし申上失けり、文略 斯て根津宇右衛門子孫あれば、過分の御取立にも預るべきに、獨身故一社と崇め、はじめは駒込御下敷に社頭造營し、根津の社と號し、若君虎松君の産神とあがめ賜ふ云云、寶永の度に只一度大祭ありといふ、其頃の流行歌に、寶永まつりは見事の事よ、誰も見に行行なはいさ、烏渡又此世のうさはらし、上戸の思ひも是なんめ、

御旅所は四日市今井部屋といふ、みかん店のうしろ今わづかにその舊地のこれり、(柳營年表秘録)初甲斐公有過、太夫根津宇右者、進諫不聽、幽憤發疽而死、清揚公夢數見其諫而後悔、乃爲立祠於谷中莊祭之、及副主入西城、請大其祠最壯麗、取法於山王廟、田園及巫祝供奉恒祀、號曰根津大權現、寛永三年乙(和漢年代記)根津社、享保三年丙戌初御建立、曰有德御代、享保元年甲申五月、根津主祠朔望朝賀禁す、

(江戸獨案内)根津藪下、小笠原侯やしきより、石膏しのぶ等の土出る、皆よしまこも杯の根なるゆへ也、屋敷内壹尺堀は、一めん如此土なりといふ、

瘡守稻荷 二ヶ所あり、一は三崎町、一は威應寺裏門前茶屋町にあり、茶屋町の瘡守稻荷元也と云、

七面社 又二ヶ所あり、一は延命院、一は團子坂にあり、延命院の方元なりといふ、延命院は寛政の度、寺社行脇坂淡路守勤役中、廢寺となる、七面堂は古來よりの儘建置れたり、七面坂 又二ヶ所あり、駒込七軒寺町より三崎へ下る坂、里俗だんご坂といふ、東側茶屋軒をならべ焼團子をひさぐ故斯云也、

今日暮と唱ける場所日暮里村也 古名新堀村とあり、東叡山領目錄の寫の内に、

- 一、五百四十一石二升餘 武藏國豊嶋郡之内田畑村之内 一、三百四石七斗七升餘 同 新堀村
- 一、百五十三石八斗餘 同 坂本村 一、五百三十石六斗 同 金杉村
- 一、百七十八石五斗 同 中里村 一、三百四石三斗五升餘 同 稻付村
- 一、七十石五斗四升餘 同 赤羽根村 右合二千百石御寄附也依如件

正保三年十二月十七日

御列判

日暮淨光寺内に人麿社あり、人麿塔は、南部柿本寺にあり、又和州初瀬の近邊にある歌塚、是人丸の墳墓なり、又洛西の鳴瀧妙光寺人丸堂あり、木像は俊頼の作なりと人いふ、播州明石にも又あり、各三月十八日御影供を修す、是人丸忌日なり、人丸終焉の地は石見の國なり、

三崎妙林寺に 三千風の句あり、(和漢書畫一覽)三千風は、勢州人、大淀氏、號寓言堂無師傳、成一 家、延寶中人、

池の端茅町正慶寺 北村季吟の墓あり、花もみぢ時鳥をも待いてり、此世後世おもふ事なき、寶永二乙酉六

月十五日八十二歳卒、再昌院法印委吟先生、

道灌山 (落穂集)此山は、關の道灌居住の地なり云々、

谷中高光山大圓寺 御靈屋清心院殿貞妙瑛日證大姉

常憲院殿御寵女、豊岡大藏太輔女
元文四年十一月九日

同所長連寺に大磯の虎か石といふものあり、稻葉某茶を能す、大磯の虎か石を懇望して、その代石を大磯へ遣し、彼虎か石を取寄、圍の石に用ひ、大に珍重す、其後三代は病身計ありて早世す、四代目某稻葉美濃守が代にいたりて、家内病人勝なるを不思議の事と思ひ、佛神を祈られける、ある夜の夢に大磯の虎石庭石のうちにあり、その靈大に怒斯のごとし、故にはやく菩提所へ納、回向いたし遣しければ、却而その靈守護なりて、永く子孫繁昌すべし云々、夢覺て僉儀すれども分らず、斯する内出入の庭作夢中の事によりて參りしといふ、此者その石のある所を教ゆ、よつて當寺へ納佛事供養す云々、(曾我物語)祐成死後、大磯のとらといふ遊女、此事を聞と尼となり、所の翁を案内にて井手富士の御狩の旅井手のやかたといふやかたのほとり祐成の最後の跡を見て、いとどなげきにしつみつゝ、露とのみ消にし跡を來て見れば、尾花が末に秋風そふく、(歳時記)五月廿八日に、降雨を虎の雨といふは、祐成と相別涙變じて雨となる、祐成討死は建久四年五月廿八日也、

日暮條 (江戸鹿子)新堀、(總鹿子)山の部に新堀山今いふ、(紫一本)堀の部に新堀とあり、(花曆)天和

の頃迄は日暮里と書けるにや、好事の者の所爲なるべし、後又日暮里を日くらしの里と唱ふる程に終に舊名をいわずして、日ぐらしとのみ唱ふるもの多かりける、此地彼岸さくらより咲初て彌生の末まで花あり、修性院庭中碑に曰、

誰となく咲そふ花のかけに來て、實に日くらしの里を賑ふ 從一位資枝

駒込不二 (紀事)自六月朔日至二十日、處々民人攀登富士山、(縁記)曰、延曆二十四年の記曰、我號淺間大神、平城天皇大同元年立社祭之、本地大日如來、(一宮記)淺間社駿河國富士郡にあり、(神社啓蒙)或は富士權現と號す、大山祇の女木花開姬なり、

鯉繩手 (江戸名所花曆)此地ひかし苗木を仕立し所なれば、苗木繩手なるべきか、

手塚明神 道灌山より十丁餘昔八幡太郎義家朝臣奥州征伐、武藏國豐島城に歸陣させ賜ふ、城主豐島太郎近義に御鎧を下し賜り、後近義御鎧を城の清地に埋め、社を建自作の義家、義綱、義光の御像を納め、手塚明神と崇、社の後ろ草生し中に鎧を埋めたる跡にて、小高き所に埒結て形を残したり、

常驗寺 駒込みつや 法華宗 俳諧師嵐雪の墓あり、嵐雪は服部氏、住江戸八丁堀、雪中庵と號、

飛鳥山碑曰、惟南國之鎮、曰熊野之山、有神曰熊野神、實 伊弉册尊也、配祀 伊弉諾尊、事解王子、或稱之三神、事解別爲飛鳥之祠、三孤神副焉、語在神史中別錄義焉、誌曰、在昔元亨中、武豐島郡豐島氏、胤兆豐島郡、爲熊野神座、地之曰王子、山之曰飛鳥、益自此始也、熊野川曰音無川流象焉、爾來

四百有祀、士人以昔祀之、如一日矣、祀典曰、熊野之神、春以花祀、鼓之、吹之、旗之、歌之、今之王子祀日、鼓吹旗歌、舞者其來也尙矣、而世之逸、祀宇荒壞風日不蔽、越暨寬永中、有司奉命祇飾祠事、乃因故兆新之、遂遷飛鳥祠於本祠、飛鳥之山有名無祠者由焉、三孤祠僻在北叢云、今茲丁己春三月己亥、我后省畊之次、規土封飛鳥之山、獨給祠無所與、永屬奉祠者、衛等恭奉祠、乃踏舞擲手稽首敬凡之、曰於穆我后、事神以誠、治人以明、措則正施則行、以謔樂郊爲神之鄉、神其不歆、明真惟馨、初飛鳥之山、蓬顆蔬懷、維免經焉、車駕之肇從紀蕃來也、有司行邑吏、容谿谷、道泉瀑、磬磻确洄而絕、乃植花木數千樹、內成游觀、外便芻蕘、雇役數千人、二紀之久、猥大爲美土、花木亦爲林、每春皆爛熳焉、豈惟藩種乎、祀典所謂、春以花祀者、冥契會之奇非邪、抑亦國家之符也、遂鑿于石、以爲表經、銘曰、

繇逸洪荒 有神開國 垂跡南紀 東土是祀 明々我后 來封其域 神之眷祐 豐穰薦至 本支繁衍 其麓豈億 八挺壞仁 神祇饗惠 千載懿範 之石是勒

元文丁巳之秋 奉祠金輪寺住持權大僧都宥衛述 東都圖書府主事鳴鳳卿代撰拜書

王子權現祭 七月十三日、寺中十二坊より田樂踊を出す、その體甚だ古雅なり、まつ法師二人、甲冑を着し、手に長刀を持、腰に七本の太刀を佩、此外兒おどり等あり、(歲時記)乃七度半の使立て踊をはじめ、是田樂法師の遺風か、又神代の卷に、土俗此神の魂熊野を祭るに、花の時花を以祭、

又鼓笛はたを用ひて歌ひ舞ひて祭るといふを象れり、今日江戸及び近在より諸人參詣す、志願ある所の者は、竹竿を以て鍵を作り、是を神前に納め、又社内にある所の竹竿鍵を請乞て、携持て家に歸る、當院より萬病妙應五香といふ神藥を出す、病苦あるものはそれを請て用るに、大に驗ありといふ、此邊すべて春遊の地なり、

石神井川の事 豊島兵衛尉泰景、武州豊島郡石神井城に居住して震威、豊島、足立、多摩、新倉、兒玉等諸郡を領す、石神井は今村名となりて練馬在にあり、此川水源也、しかれば斯云也、

王子稻荷 二月初午最群集す、西ヶ原より先、田のくろにて百穀の種物を賣、參詣の諸人歸路紙製の狐を買て土産とす、此日武家市中とも鎮守の稻荷をまつり、灯燭をか、げ鼓吹して舞、近くは雲間の霹靂のごとく、遠きは蒼海の波濤に似たり、江戸の繁花實に耳目を驚に似たり、沾徳が句に「初午やあたりの乳母は星月夜」

王子の狐火 (歳時記) 裝束榎といふあり、毎年十二月晦日夜、此木の許にて群狐火をともす也、此火を以農民明年の豊凶を下す、今夜社内參詣群集す、(狐説文) 狐は妖獸なり、鬼の乗ずる所也云々 (白虎通) 狐に三徳あり、其色中和、小前、大後、死する時は首を邱にす、是を狐の三徳といふ、(述征記) 盟津寒時は氷厚事數丈、しかれども車馬いまだ過さず、狐の行を見て渡るといふ、此物よく氷を聽く、氷下水聲なきを聽く、乃過日人狐の行方を見て渡る云云、今案ずるに、本邦信州諏訪

湖水時はわたりて、狐わたり初て後、人馬氷の上を通路す、春又狐わたれば往來と、まる云々此類なるべし、(水經註) 狐の性疑多し云々、(埤雅) 舊より狐に媚珠ありと説けり、狐北斗を禮して靈よく變化す、其妖淫を物とす、(玄賢) 千年の狐、趙を性とし張を姓とす、五百年の狐白を姓とし康を姓とす、(抱朴子) 山中戊日、城陽公仲と稱するものは狐なり云云、按ずるに、本邦大和國宇多に源太郎狐あり、伊賀國上野なる廣禪寺に小女郎狐あり、和泉國信田森葛の葉狐、下總飯沼及江戸小石川舊藏主、伯耆國大山に横山狐、京都に宗語狐、近江國小左衛門狐、伊勢國三助狐など、其他枚擧しがたし、是等の類を思へば、趙を姓とし康を正とする事、さもあるべし、(淮南子) 犀角狐をどどろかす、犀角を以て狐穴中に置ば、狐かへらず云々、(玄中記) 鉛錫の精變じて狐狸となる、(格物總論) 江東に狐なし云云、按ずるに、本邦佐渡の國に狐なきを思へば、さもあるべし、佐渡の國には狐なくて狸あり、其名源内狸と呼べり、事長ければ略文す、(酉陽雜俎) 野狐を紫と名づく、夜尾撃て火を出す、將に怪をなさんとするに、必髑髏をいたしき北斗を拜す、どくろ落ざる時は、化して人となる云云、(朝野僉議) 唐初已來、百姓多狐神につかへり、房中に祭祀して以て恩を乞ふ、飲食人と同じうす、この時に諺曰、狐魅なければ村をなさず、(兼載篠月集) よるひるをかけて、あたちの原中にまよはし鳥のつりの間を見よ、是狐の異名なり、○まよはし鳥、(河海抄) いがたうめ、刀女は狐なり、(齋宮寮) 刀女、これ狐の事也といふ、(折後樂記) 一説に、伊賀伊勢の兩國には、白狐を

うめ御前と云々、きつね坂の伊賀専女男祭トウメチマツリ云々、(教長集)きつねのなくを聞て、「さく人のさかわと
きけ婆夜を寒み、なくなるきつを哀れとぞさく」、されはきつとも略せり、(都名所圖會)山城伏見三
ツ峯稻荷は、元明天皇和銅四年二月十一日此山に現し賜ふ、是五穀の神なれば福神とも云、古本社
宇賀魂、素盞鳴尊、大市姫田中社、四大神合て五座上下略(博物筌堂日令)和銅四年二月十一日、曆を
以て考ふる此日午也、

豊島の事 (東鑑)に、治承四年九月三日、豊島權守清光、葛西三郎清重等、是各相語有志輩、可參向
之由也、就中、清重於源家抽貞節者也、而其居所在江戸河越等中間進退難治定疑、清重父は清光に
て、武藏豊島郡上豊島村清光寺といふ寺今にありて、此寺は清光の城跡也、此地江戸と河越の間に
あり、

○小石川

小石川御門 (江戸名所誌)此御門を永樂門と云、又水戸様御門とも云、(回國雜記)小石川と云所にて、
我方をおもひ深めて小石川、いつを瀬にとか戀わたるらん 道 興 准 后
(黄葉集)江戸に待りける頃、小石川といふ所にて
久かたの月見る宿の涼しさえ、憐ありけり石川のみつ 烏 丸 光 廣

藥王山能覺寺無量院 智恩末戸崎町

御靈屋永好院殿相譽心安法壽大姉 大猷院殿御龍女於萬方六條宰相有純女 正徳元年十月十一日卒去

瑞鳳山祥雲寺 禪曹洞 吉祥寺末 小石川柳町

當山に、地黄坊樽次が墓所あり、遺骨は三崎妙林寺にあり、法號信善院日宗といふ、當山に建し碑
は酒門任口といへる者なり、慶安の頃、大塚に住地黄坊樽次といふ、實名美木春朝とて某侯の侍醫也、
古今希有の大酒にて、酒友門人甚多く、其頃名高き人也、又狂歌を能す、或鶏聲が窪に居住のよし
當山の石碑に正面に、不動の像を彫、右に酒徳院醉翁樽枕居士とあり、左に二首の狂歌を彫、臺
石に、延寶八年庚申正月八日とあり、(沾徳記)樽次が遺骨を葬りしは、谷中三崎妙林寺なり、當山
の碑は、酒門の高弟管任口といふ者建しとぞ、(歳時記)(奇跡考)同じ頃、武州大師河原に、大陀
丸底深と云富貴の農家あり、樽次にとらぬ大酒にて、酒友門人は又多く名高き人也、其子孫今に榮
ふ、(猿蓑集)大師河原に遊びて、樽次といへるもの、孫に逢て、底深の誤たるべし「その臺やすい瓜上
戸の花の種」沾圃 (奇跡考)又同じ頃、鎌倉に甚鐵房常赤といふ者あり、舊は眞言宗の僧たりしが
還俗して樽次に醫を學びて業とす、樽次底深につきたる大酒也、(洞房語園)江戸吉原の醫師に、
縣升見と云者、淺草原心月庵にて、大師河原甚哲と酒戰勝負なしと云云、斯書しは此坊が事なるべ
し、(水鳥記)慶安中大に行はる、樽次底深兩大將なり、敵味方とわかれ數多酒兵をあつめ、大盃を

もて酒輩をたゝかひはじめて、勝劣をわかつたむれなり、是に大居、月禮、古佛の座などいふ法令あるよし、大師河原の底深の子孫等が藏する所の大盃、是をのむかし酒戦に用たるよし、蜂と龍と蟹の蒔繪なり、させのまふ肴をはさめといふ心也とぞ、繪の上に賛詞あり、曰、大塚の大酒官地黄坊樽次二子有り、中に次郎は太郎よりよくのめはとて、家に傳ふる蜂龍といへる盃をゆずるとて、

酒にても子を見ることや花の時 閑花中平砂庵並題

無量山壽經寺傳通院 寺領合八百七十石御藏前共 當山初の地は、極樂水宗慶寺也、傳通院殿掩糖の御時、今の地に移る、開山は智行兼備著述は多く、淨土宗白旗派の中興と稱す、開山誕生の地は、常州久慈郡岩瀬也、白石氏の城跡あり、今城山といふ、誕生寺といへる淨土宗の寺あり、本尊は開山了譽上人の影也、その初光明寺と云、黃門義公、今の名に改められ、院地七石餘賜りける

本堂南向則傳通院殿御所殿なり中興廓山上人再興より三四度焼亡、今假殿なり、堂前古櫻樹あり、(本心)京篠

歌岳

中門、鐘樓、開山堂、經藏、大佛堂、鎮守社、

當山の庭は地廣く、池深くして、奇草佳木を植て、幽勝の境景なり、

別院、經受院、慮靜院、淨臺院、法藏院、累心院、慈眼院、瑞眞院、

坊中 眞珠院、見樹院、昌林院
所化寮 西谷、東西合て十六軒、

傳通院殿御逝去慶長七年壬寅八月廿九日、水野右衛門太夫忠政娘にて、刈屋城より岡崎へ入興、

神祖御誕生ありて、御離別後久松氏へ嫁す、

御靈屋御佛殿

眞性院殿清香如蓮大姉	家齊公御中老於梅方六月二日
智照院殿皓月慧忍大姉	同 御中老 十月 二日
興安院殿豐譽天清陽山大姉	台席御四女 三月 四日
月溪院殿華屋尊英大童子	猷席御二男 八月 四日
感光院殿蒼岳芳倫大童女	家齊公九女 三月 四日
天樹院殿榮譽源法松山大姉	台席御長女 二月 四日
正雲院殿皓月輝心大童女	徳席御二女 十一月六日
清舛院殿瓊林慈照大姉	家齊公御中老 三月 六日
知法院殿榮譽本香良薫大童女	憲席御養女 七月 七日
芳心院殿柔順蓮葉大姉	家齊御公中老 壬六月七日

本理院殿照譽光徹心大姉	猷廣御臺所	六月 八日
清壽院殿天光露幻大童子	綱重公御二男	十月 八日
超操院殿岳惠雲大姉	家齊公中老	三月 九日
正徳院殿瑞光和順大童子	同 十七男	四月 十日
理岸院殿月光秋華大童子	文廣御三男	七月 十二日
瑞嚴院殿湛然元明大童子	家齊公四男	三月 十二日
降崇院殿理廓良智大姉	清廣御簾中	五月 十四日
影幻院殿華岳俊英大童子	家齊公十七男	六月 十七日
淨門院殿曉學幻夢大童子	同 十一男	十月 十六日
慧明院殿智岳貞輪大院	同 中老	十一月 十七日
光現院殿鏡譽圓清大姉	憲廣御養女	五月 廿日
清雲院殿心譽光質大禪定尼	神祖御寵女	九月 廿日
貞鑑院殿性譽圓明淨覺大姉	御當代十八女	八月 廿二日
清恭院殿法譽性榮大姉	猷廣御養女	九月 廿四日
蓉香院殿映清涼池大童女	家齊公十女	六月 廿四日

智幻院殿露月涼華大童子

文廣御嫡

九月廿八日

教樹院殿曉譽光託智仙大姉

徳廣御寵女

十一月廿八日

無聲蛙(歳時記) 紀州にもあり、當山の事只人口にあるのみ也、しかれども近年往々無量山無聲蛙の句、作閱よつて録云々、

伯藏主稻荷

(諸國里人談) 當山主正譽覺山上人、京都より下向のせつ、道連の僧あり、名を伯藏といふ、則當山會下に屬して學問す、毎座の法問、前日よりその語を知りて、一度もおくれをとらず、故に一山寮衆只者ならずとて、衆僧希有に思ひける、一日熟睡の時怪性をあらはせり、是を恥て逐電しが、猶當山の内にありて夜毎所化寮にきたりしと也、伯藏著述の書あり今に存す、よつて祠を建、伯藏稻荷と崇、當山の鎮守とす、寶永の頃迄も如此といへり、
下總飯沼にも此事あり
弘經寺にも同名のいなりなり

大黒天

寺中福聚院にあり、此像大天黒多門辨天三神一體の尊像なり、孝徳天皇の御宇高麗國の大臣祿來の土古といへる人、本邦に携來り、近江國蒲生郡にありしを、明和年間豊譽靈應上人感得して、こゝに安置す、

吉水宗慶寺 (柳營年表秘録) 喜連川、花井上總介忠輝、御母儀の爲に建、宗廣寺是は法號によつ

て也云、御佛殿 朝覺院殿貞譽宗慶大姉

神祖御寵女忠輝卿御母
元和七年六月十三日卒

中臺山光圓寺醫王院 小石川久保町増上末 傳通院開山了譽上人興復あり、當寺に六あみだ元木薬師安置す、當寺を中臺山といへるは、此地中臺村と云し由縁也、

三百坂 此所、百々百右門衛門拜領屋敷あり、故に三百坂の名あり、

東覺山西岸寺 小石川七軒町淨土宗、元祖大師鏡の御影あり

御薬園療病院 御薬園の西に隣る養生所と唱、則古の療病院に比せらる、享保八年癸卯初て建、官府より建させられ、寄宿を許薬療を下さる、

巢鴨一行院 淨土宗 徳本行者の墓

徳本行者は、紀州日高郡志賀の櫛村、百姓兵助男四才にして、生死縁てん因果の道利を辨へ、十八才にして念佛の執行者となりけるに、父剃髪をゆるさず、父亡後二十七才にして剃髪し、管井といへる山中に千日の間籠り念佛執行し、四十才にして初て江戸へ下向あり、文政元戊寅十月六日六十一才にして迁化なり、當山へ葬、徳本行者の高弟本念坊は、行者同様同時に剃髪し、日田の者にて、山中の執行も行者に従心、夫より江戸へ同時に下り、今傳通院山内に寮持となり存生す、皆本念坊の物がたりを其儘にしるす、

武江の俗

事納 二月八日を事納とし、十二月八日を事初といひて、竹竿の先に目簾を付て、家毎の軒に出す、又今芋牛蒡大根あづき等の六種を煮て汁とし、これを六質汁と名く、婦人は針の折たるを集めて淡島の宮へ納め、十日糸針の業をとむこれを針供養といふ、凡十二月八日頃より年頭嘉祝の事をはしむ、二月初旬に至りてその事終る、故に此名ありと、或は昔源義家朝臣奥羽征伐の日、先大屋の大夫が家に陣す、この時東國半はいまだ服せず、大夫同志の者に約すらくは、八幡殿に志あらん者は門に印を出して證とせよと、こゝに於て各門に鞭をかけて二心なきを示す、義家朝臣奥羽征伐の事を始賜ひしは、十二月八日にして、陣義納賜ひしは二月八日なり、軒の目簾を出す事此遺意也、此事無稽に近し何ぞ信ずるに足らん、しかれども二月糸針を停る事は已に久し、(五雜俎)唐宋以前昔以社日停針線、而不知其所從記也云々、

(謝肇淵)呂公忌云、社日男女輟業一日、否則令久不聽、始知俗傳社日飯酒、治耳聾者如此、而停針線者亦如此也云々、本朝糸針を停むる事はこれによれるにや、しかれども社日を以てせずして八日を以てし、八月をいわずして十二月とす、是いまだ解べからざるもの也、(博物筌)十二月八日唐土后陰子方といふ人、臘日^{十二月八日}朝早く起て米炊きたれば、竈の神現て見えたり、子方是を拜して幸を受、家に黄なる羊あり、是を祭りければ俄大富となる、

砂子の残月卷の下終

向山源太史編

江戸
實情 誠齋雜記

江戸實情誠齋雜記目錄

(五) 癸卯雜記

地方引替始
 御藏米引替
 御合力米
 御目附御勝手懸始
 御藏前引替
 御藏前引替
 佐州小判
 奥御金藏
 諸向定式極高
 松平加賀守直印
 遠國御役所入用

江戸實情誠齋雜記目錄

高役金
 惣寄合
 札差始
 井澤彌惣兵衛
 知行所用金
 長崎商賣
 御藏米引替 何濟
 日光御神料
 寶曆金銀有高
 御材木當木
 大夫届

他人養子
川除御定金
夏足袋
御加増御出高
御勘定所控
人勾引
三分銀納
川除普請
川除
惡水仕
市中團粃
御代官諸入用
水損場
上知之輩御藏米引替

御修復所見分
御定金増
御米五段渡
御繰合
御料所控
侍奉公
惣百姓印形
新田畑開發
大井川
七分積金
品川宿
夫食賃
諸向御定金
大坂御用金

(六) 甲辰雜記

錢御金奉行引請
御勘定見分役
御金藏番同心
町奉行支配御代官止
御代官諸入用
皆濟御褒美
御藏御取締
淺草御藏御引番頭取部代
御藏納拂御取締
小普請金取立御手當
留役人數
岡田次助
直御代官

江戸實情誠齋雜記目錄

御金同心部屋住御抱入
大坂御金奉行定人數
元々手代御抱入
評定所番見習
評定所留役定人數
佐州御藏奉行
御代官高割
美濃郡代西國筋郡代
吟味方下役之扶持
忌中出座
伊奈半左衛門
後藤庄三郎帶刀
御代官手代上下勤

西國筋郡代手附

川船方改役兼役

吟味役御藏懸

御普請役

日光奉行支配吟味役出役

分銅増直段

享保金銀吹立高

奥御金藏御金

諸家御預所

二朱金吹直見込

唐紅毛元代出銀仕譯

外國渡銅高

地買銅直段

唐船御定俵物諸色

長崎里程

川船役所立合方

御代官諸入用吟味

御藏納入用

御代官手代勤方

銀座運上銀

元文度品々金錢高

金銀吹替起立

日光准后被進米

後藤三右衛門御手當減

甲辰金銀御有高

銅座捌高

唐紅毛持渡金銀高

銅座起立

長崎受用銀

からかね合方

御代官所皆濟期月

江戸御廻米國々

難波船定法

船中糧米定

廻船乗込人數

米問屋

御勘定組頭御役扶持

新田十分一一生被下

御勘定組頭御疊方御用兼勤

藏宿御主法替

御勘定吟味役川々定懸御手當

曾根寛衛門

長崎奉行一人役

四谷角筈村大筒角場

御役革不馳走様再達

諸國御年貢俵入

御廻米位付

船足御定

御城米積船乗組人數

御藏御米渡

農具代拜借

御代官百五十俵高

御勘定吟味役月番

御勘定改方御用扶持

學問所通稽古寄宿

大御番筋之者御番入

駿府加番御扶持

九月着夏服

司農督責

御勝手向御改正

同 上意

借金銀相對濟

御貸附金半高納

道中方御勘定組頭御役料

同 御入用高

諸拜借御取替金御貸附金寄附

御勘定吟味役懸り分年番

御勘定吟味役物書料

御代官御預所共奉行支配分止

御代官勘定帳

御勘定吟味役手附

大坂御金奉行

評定所留役組頭

評定所書役

御勘定奉行心得方

同 惣觸

札差借財無利足年賦濟

御人減

寅年御收納高

卯年金銀米納拂

御用地并知行割

支配勘定見習

奉行吟味役連名

佐州廣間役

御勘定吟味役年番割替

御作事方小普請方之御勘定方出役

御勝手方御勘定奉行懸り吟味物并駈込訴

評定所より登 城

寺社奉行宅之留役差出

御勘定組頭御用人書出

御勘定吟味方改役同並

御勘定吟味役支配向勤方

天保御改革上意

大坂御用金

永代橋

御料所高懸りもの

大坂御藏受米御拂

御儉約

御代官口米

御加増之者御足高返納無之

新田畑開發

御勘定組頭勤方

金銀山開掘

慶長銀以下吹立高

御靈屋向御修復

江戸實情誠齋雜記目錄

御勘定吟味方下役

松平出羽守戸田采女正上ヶ金

天保十三年金銀有高

五街道

家來養子

死罪遠島者伺

野扶持

御鷹方御鳥見御扶持方

若君様献上金銀

江戸大坂御貯米

御勝手方吟味役申合

小普請金取立

駿府御城米

元文金吹立手續

御納戸御取締懸

文恭院様御靈屋料

十組問屋御差止

川縁葭荻拂

直待へ賣

精姫君様御養女

諸家藏板書目

駕籠寸法

御取立者御譜代に難成

裏判直判

川除普請之節心得方

分銀扶持

大奥向御普請立合

おみつ御方御合米

國産物へ賣

大坂御城御殿向御張附繪様

禁書目

鐵炮打召捕御褒美

享保度諸運上

在々御林手入方

御代官皆濟期月定

江戸實情 誠齋雜記 目錄終

江戸實情 誠齋雜記

向山源太夫編

(五) 癸卯雜記

○ 地方引替始

覺

御旗本之面々、五百俵以上、御藏米地方と引替被下之候間、被得其意、組中支配之申渡之、書御附勘定奉行迄可被差出候、以上、元祿十五年七月

○ 高役金

覺

近年御入用之品々有之候處、去冬武州、相州、駿州三ヶ國之内砂積り村々、御救之儀に付、今度諸國高役金御料私料ともに百石に付金貳兩宛之積、在々より取立可有上納候、且亦領知遠近有之故、在々より、取立候迄は可爲延々候間、壹萬石以上分は領主より取替候間、當三月を限江戸御金藏之

可有上納候、壹萬石以下は六月を限り可被相納候、頭之有之分は其組ぎりに、請取之目錄を以頭々より上納可有之候、頭無之面々は上納之節、前廉可被相達候、五拾石より内之端高者、役金可用捨候、寺社領は相除候、以上、

○御藏米引替

享保九辰年正月十七日左近將監殿御渡

御勘定奉行々

分限高千石以下之面々、取來候知行下免にて、御藏米御引替願之儀、十ヶ年平均取箇貳ツ、九分以下に付候分は引替被下、三ツに付候得は引替不被下、定法に可被心得候、
右は御奉公相勤候者之事候間是又可被得其意候、以上、

○惣寄合

享保九辰年三月十日和泉守殿之上る、同十五日此通可相極旨、御同人被仰渡候、

例月一度宛、私共公事方御勝手方惣寄合仕候に付、只今迄毎月十八日惣寄合仕候處、十八日は前々より内寄合日にて候故、遠國よりも公事訴訟人罷越、御代官よりも申聞候公事出入之儀も多候故、

惣寄合にて申談候御用向も、混雜仕しまり不申候間、十八日は跡之通り、公事方内寄合定日に極置、右之外十六日を向後惣寄合に仕度奉存候、自今寄合月限、左之通可仕候、

六日、十八日、廿七日、公事内方寄合、十六日、惣寄合、廿六日、御勝手方内寄合、右之通相極奉存候、以上、

○御合力米

享保九辰年三月廿六日壹岐守殿之上

覺

御合力米 分限高に應じ一倍

二條大坂在番 大御番頭

但萬石以下にても、萬石以上にても自分高程四ツ物成とて被下之、

御合力米 分限高に應じ一倍

同 大番頭組頭御番衆

但自分高程四ツ物成とて被下之候、且又御破損奉行大坂にて鹽噌奉行杯、表立候御普請に懸り候得ば、伺之上日數割を以、分限高に應じ御扶持方被下候、

御合力米 分限高に應じ一倍

大御番頭組與力

但自分高程三ツ半物成に可被下之、

御合力米 分限無構 壹人に付三石宛被下之、

大御番頭組同心

外に御扶持方貳人扶持被下之候、

御合力米 分限無構

二條 大坂御目付に被遣候

御

使

番兩

御

番

衆

現米百石宛被下之、御扶持方分限高に應じ一倍

御扶持方 三百人扶持

京都在役之火消

但月割を以被下之、

御扶持方 役高壹萬石に付四百人扶持

駿河加番

但壹萬石以上にても、四百人扶持被下之、壹萬石以下は、壹萬石に付四百人扶持之割を以、御扶持方被下之候、

御扶持方 分限高に應じ一倍

但逗留百日道中往來八日、

駿河御目附

御合力米 分限高貳ツ物成

駿河在番御書院番頭 同組頭御番衆

但自分高程貳ツ物成にて被下之、

御合力米 分限高三ツ半物成之半分被下候

同

御書院番組與力

御合力米 分限無構 壹人に付壹石五斗づ、加扶持貳人扶持づ、

同御書院組同心

駿河在番御番衆之内御破損奉行等勤候者

分限高に應じ五割増

是は駿府を離れ、久能等之御普請には五割増被下、駿府之内は増なし之御扶持方被下候、

御扶持方 分限高に應じ一倍

長崎御目付

御合力米 千五百俵 御扶持方 分限高に應じ一倍

長崎元臨時御用ニ付被遣候

御目付

御合力米 三千俵 御扶持方 分限高に應じ一倍

御目付 渡邊 外記

右之外、臨時御用に付、遠國を被遣候面々も、分限高に應じ御扶持方被下候、但御合力米之儀は、御普請御用、其外御用等にても、其所に半年も居罷在候得ば、分限高に應じ月割を以御合力米被下之候、御扶持方は立歸りにても、江戸を離れ候御用には被下之候、

但碓氷、小佛、箱根、白川、

右四ヶ所之關を越候得ば、一倍扶持、關より内にては五割之積り被下之候、尤、新規御用筋にて先例無之時は、前々之御用に似寄候例を以、其度々相伺御合力米御扶持方被下候、以上、

○札差始

淺草御藏前札差宿之儀は、外之者札差宿不致候様に仕、組合を定、札差宿仕度候、然るに於ては、願人百九人之もの、片丁組、天王丁組、森田組、三丁分常に行司組合五人づゝ相勤め、三町にて十五人づゝ月代り行事相勤、月々御扶持方三季御切米御藏米直段相改、行事共方にて張紙出置、少も相違無之様可致吟味候、若相背候者有之候は、仲間相除其段申出、御藏出入停止仕、拂米直段相違候金子辨させ可申候、勿論不届之儀被申立候、武家方有之節は、如何様之筋に可申付候、且又高利之金子借出し不申様に、急度仲間吟味可仕旨願出候付、吟味之上此度願之通り、百九人組合相定、札差宿相極候但借金利息は、向後年一割半より高利に借出申間敷候、尤以下は相對次第に候、彌前書之通急度相守可申候、當人は勿論手代家來に至る迄、御藏庭に於て不埒之者有之を、其通に致置、外より斷等有之候は、其時之行事急度可申付、此等之趣も仲間申合、相互に吟味可仕候、若又武家方より不埒之儀申懸候は、可訴出事、

右於町奉行大岡越前守御役宅、同人申渡之、

淺草御藏前片町組

- | | | | |
|-------|--------|---------|---------|
| 御藏前片町 | 吉田屋喜兵衛 | 近江屋傳兵衛 | 松本屋庄右衛門 |
| | 大和屋與兵衛 | 下野屋惣十郎 | 大和屋吉右衛門 |
| | 上總屋庄助 | 太田屋市左衛門 | 町屋伊左衛門 |

- | | | |
|--------|----------|---------|
| 江原屋佐兵衛 | 同所半右衛門町 | 利倉屋善兵衛 |
| | 同所旅籠町一丁目 | 和泉屋喜平次 |
| | 同所新旅籠町 | 紀伊國屋權三郎 |
| | 同所貳丁目 | 伊勢屋清左衛門 |
| | 同所新旅籠町 | 相摸屋庄兵衛 |
| | 同所茅町二丁目 | 下野屋十右衛門 |
| | 同所瓦町 | 大口屋長兵衛 |
| | 同所天王町 | 相摸屋久兵衛 |
| | 同所猿屋町 | 伊勢屋長兵衛 |
| | 同所福富町 | 松葉屋與右衛門 |
| | 同所諏訪町 | 尾張屋八右衛門 |
| | 同所平右衛門町 | 東金屋甚兵衛 |
| | | 上總屋五兵衛 |
| | | 庄内屋久兵衛 |
| | | 水戸屋吉兵衛 |
| | | 溜屋庄助 |
| | | 和泉屋長十郎 |
| | | 上總屋清八 |
| | | 森田屋市郎兵衛 |
| | | 上總屋忠兵衛 |

御藏前森田町組

同所森田町

坂倉屋長兵衛 信濃屋市左衛門 伊勢屋喜太郎

伊勢屋平左衛門 紀伊國屋喜兵衛 境屋伊兵衛

坂倉屋治兵衛 三河屋清兵衛 坂倉屋市郎兵衛

長島屋八郎兵衛 紀伊國屋三郎兵衛 坂倉屋七郎兵衛

同所旅籠町壹丁目 伊勢屋市三郎 福田屋七郎左衛門 利倉屋庄左衛門

利倉屋七兵衛 吉田屋七兵衛 增田屋四郎左衛門

武藏屋岩太郎 坂倉屋助次郎 坂倉屋七兵衛

東屋權右衛門 木綿屋吉兵衛

同所旅籠町二丁目 伊勢屋加兵衛 伊勢屋半兵衛 藤田屋與八

同所新旅籠町 大坂屋彌惣兵衛 木屋庄三郎 境屋長兵衛

伊勢屋四郎兵衛 田村屋長左衛門 下野屋孫右衛門

土屋吾八 笠倉屋平十郎 笠倉屋平八

下野屋喜平次 豐島屋伊兵衛 堺屋金兵衛

笠倉屋五郎兵衛

山田屋金右衛門 小川屋勘左衛門 山口屋甚兵衛

武藏屋茂平次

伊勢屋平右衛門

日野屋吉左衛門

上總屋五郎右衛門

御藏前天王町組

同所天王町 大口屋治左衛門 大口屋八兵衛 大口屋次郎右衛門

大口屋治兵衛 相摸屋左平次 和泉屋源兵衛

和泉屋才兵衛

同所猿屋町 大口屋清七 木村屋左兵衛 岡田屋市太郎

小島屋酉之助 伊勢屋清左衛門 備前屋長助

中村屋太右衛門 若松屋利右衛門 大内屋市兵衛

同所瓦町 近江屋清兵衛 平野屋傳兵衛 伊勢屋四郎左衛門

野中屋惣左衛門 井筒屋八郎右工門 小玉屋權左工門

乘田屋藤左工門 伊勢屋喜兵衛 大口屋彌平次

大口屋源 七

同所茅町

鹿島屋善四郎 伊勢屋藤十郎

同所平右衛門町

田村屋喜左衛門 伊勢屋六兵衛

同所茅町二丁目

乘田屋藤兵衛

淺草御藏前札差宿、此度吟味之上、右百九人に相究、外之者は猥札差不相成候間、此旨町中之可觸知者也、享保九辰年七月

○御目は御勝手懸始

享保十巳年九月八日、和泉守殿御渡、

三宅大學 長田三右衛門

壹人宛、御勘定所之罷出、諸役人勘定并役所作法等、心を附及見及承候趣、可申聞候、

○井澤彌惣兵衛

享保十一巳年十一月十五日、和泉守殿御渡、

御勘定 井澤彌惣兵衛

上方關東筋所々地方、御普請精出相勤出來方も宜、御爲筋之儀骨折候付て、御加増三百俵被下、吟味役之格、被仰付候、御取箇并御代官所御普請等之儀、引請可相勤候、

○御藏前引替

御勘定奉行之

萬石以下向後、出羽、陸奥、信濃、越後、越前五ヶ國之内に、知行所有之候布衣以上之御役相勤候者は、勤め候内計願次第御藏米と御引替被下筈に被仰出候、但、右五ヶ國にて取來候知行御藏米と御引替被下候ても、其儘領知仕、定免を以、年々年貢上納仕筈に候、山林等は地頭之取箇に成候間、左様被相心得、定免之儀其節に地頭を申談可被相定候、享保十七子年七月

○知行所用金

知行所百姓を申付、田畑質地に入、金子借出させ候類有之候、斯様之儀有之間敷事候條、向後無用に致べく候、右之外は只今迄之通なるべく候、右之通、可被相觸候、享保二十四年五月

○御藏前引替

御奉公相勤候者、知行所下免にて、御藏米御引替之儀、向後御役又は、御番相勤候内計、御藏米に御引替被下候間、御役御番御免、病死等之節は、頭支配より其趣申聞、御勘定所えも可被申達候、尤只今まで引替相濟候分は、不及其儀候、右之趣、頭支配有之面々可被相達候、寛保元酉年八月萬石以下布衣之御役人、知行下免にて、十ヶ年平均貳ツ九分以下に附候分、願候は、勤候内、御藏米に引替可被下候、右之通、向後可心得旨、寄々可被達候、享保二戌年六月

○長崎商賣

享保二戌年十一月三日、左近將監殿伊豫守殿え、若狹守、對馬守、伯耆守直に上る、

長崎商賣方之儀御請書

唐阿蘭陀商賣方之儀、銅直段下直に賣渡、出銀之内より、償候儀、不當之事候間、銅渡高四百万斤程之内、貳百万斤向後減少可仕候、依之來亥年より七八年間は、阿蘭陀船貳艘、是まで之商賣高半減に仕、唐船も半減十艘可仕旨、右減少に付ては、出銀も減少可申候間、上金五萬兩は向後御免被成候地下配分は唯今迄之通可仕旨被仰渡奉畏候、尤少々之差支は其分に仕、格別之儀も御座候は、可申上旨被仰渡候に付評儀仕候處、差障り候筋無御座候、併長崎之申遣格別之差支有之候は、追而可申上候、但かひたんえ申渡候ては、直に請不申せねらるべく、申遣否答申可候、左候ては殊之外

手間取可申候間、七八年間之事候趣を以、勘辦之上取計ひ申含候様に、田付阿波守之可申遣候、以上、戌十二月 神尾若狹守 水野對馬守 萩原伯耆守

○佐州小判

佐渡奉行え

去秋、江戸表え被差越候、佐州砂金并半田筋金共に、當辰夏中佐州之差遣、小判に吹立、江戸御金藏之可被相納候、尤此以後共に、右之通可被相心得候、寛延元辰年正月

○御藏米引替 何濟

寛延二己年六月三日佐渡守殿え上る、七月六日御下、同七日承付返上、

書面之知行御藏米に御引替之儀、享保十七子年被仰出候、五ヶ國に知行所有之萬石以下之分、願次第勤候内、御引替被下候旨奉承知候、且又向々より引替之儀、私共之承合候は、右五ヶ國に知行所有之分計、御引替被下候旨挨拶可仕旨被仰渡奉畏候、己七月六日 御勘定方

一、御奉公相勤候者、分限高千石以下之面々、知行所十ヶ年平均、取箇貳ツ九分、以下に附候分は、御引替被下、三ツに附候得ば御引替不被下定に可相心得旨、享保九辰年被 仰渡候、

一、同十七子年萬石以下、布衣以上御役人知行出羽、陸奥、信濃、越後、越前右五ヶ國之内有之分は御役勤候内計願出次第、御藏米と御引替被下候筈被 仰出候、

一、右以後、寛保元酉年被 仰出候は、御奉公勤候者知行所、御藏米に御引替願之儀、向後御役又は御番相勤候内計、御引替被下候間、御役御番御免、病死等之節は、頭支配より其趣申上、御勘定所々も可申達旨被 仰出候、

一同二戌年又候被 仰出候は、萬石以下布衣以上御役人、知行所不免にて、十ヶ年平均貳ッ九分以下に附候分は願候は、勤候内、御藏米に御引替可被下旨被 仰出候、

右之通、寛保元酉年、同二戌年被 仰出候御書付には、何國々と申儀無御座候得共、享保十七子年被 仰出候、五ヶ國に限り候筋にて御座候處、何國にても願出次第、御藏米に御引替被下候積り吟味仕、壹人貳人相濟候に付、段々引續御引替願多罷越候、畢竟右之節心付不申、吟味仕候段不調法至極に奉存候、以來之儀は、享保十七子年被 仰出候、出羽、陸奥、信濃、越後、越前右五ヶ國に知行所有之、萬石以下之分願次第勤候内、御藏米に御引替被下候積り相心得可申候哉、且酉年より此節迄取扱候通に以來共相心得可申候哉、依之奉伺候、以上、巳六月

○奥御金藏

寛延三年二月十八日佐渡守殿に書東を以上る奥御金藏御金銀之覺

當時有高 一、金銀合百十四萬八千三百七十三兩貳分

内金五十萬兩二千兩入二百五十箱内壹分判六十五 銀三萬貫目拾貫目入三千箱

金口〆五十萬兩

實保二戌四月奥御金藏之入申候

金銀合百萬兩

金十一萬八千三百七十三兩貳分 銀千八百貫目

金に〆三萬兩

延享四卯二月奥御金藏之入申候

金銀合十四萬八千三百七十三兩貳分

右之外

一、金分銅三 金目四十三貫三百目 同四十四貫六百五十目 同四十二貫四百目

一、銀分銅五 銀目四十四貫七百七十目 同四十三貫九百八十目 同四十三貫三百五十目 同四十

四貫六百三十目 同四十三貫五十目

一、印子三百六 内五ッ花印子 長持一棹、(朱書)

此金目三十貫百二十九匁

一、銀錢四十二貫五百文 五貫文入八箱二貫五百文入一箱 (朱書)

右四口之分、去る戌四月奥御金藏へ入申候、

一、十三年以前、午年より去巳年迄、年々御遺方金より貳萬兩宛除置、都合二十四萬兩可有之處、四萬兩は九年以前、戌年關東筋出水に付、戌亥兩年御届申上除置不申候、右除置候金高左之通

金二十萬兩

除置候金高

(本文以下朱書)

内、八萬兩去る戌年奥御金藏へ入申候、六萬兩去る卯年奥御金藏へ入申候、四萬兩今度相伺奥御金藏へ入候積、貳萬兩は去巳年分蓮池御金藏に除置申候、以上、午二月

○日光御神料

日光御神料高壹萬石 外四百九十八石八斗 是は元祿十四己年御供料等之増に、金子にて百三十兩餘被差加候分、

大猷院様御靈屋料高三千六百三十石餘、

右之通御座候、以上、午六月

○諸向定式極高

寛延三年十二月八日、相摸守殿へ順阿彌を以上る、

諸向一ヶ年分定式御極高大概之覺

一金貳萬四千六百兩餘	元方御納戸	一金壹萬五千九百兩餘	拂方御納戸
一金壹萬五千七百兩餘	西丸御納戸	一金七千五百兩餘	御作事方
一金九千兩餘	小普請方	一金壹萬九千百兩餘	御賄方
一金四千八百兩餘	御細工所	一金四千貳百兩餘	御疊方
一金八百兩餘	火消方道具代	一金貳千兩餘	大坂御城内外 御修復御入用
一金千兩餘	駿府御城内外 御修復御入用	一金三百七十兩餘	甲府御城内外 御修復御入用
一金貳百五十兩餘	京都町奉行 役所入用	一金百五十兩餘	伏見役所入用
一金貳百兩餘	堺役所入用		

右之通御座候、以上、午十二月

○寶曆金銀有高

寶曆三四年九月十三日相摸守殿へ上る

御金銀有高之覺

江戸實情誠齋雜記

江戸

一金五十七萬七千三百九十三兩餘

西八月廿九日有高

内 貳拾三萬貳千七百七十一兩餘 御遣方 四萬八百七十三兩餘 當酉御物成來年御遣方に可成分

御除金

三十萬四千三百四十九兩

御除金

大坂

一金四十八萬八千四百七十六兩餘

西八月廿九日有高

内 八萬三千九十三兩餘 御遣方 四十萬八千八百八十三兩餘

御除金

二條

一金壹萬六千五百兩

御城内に有之分

右之外御舊料物成金之儀は、所司代御取斗に御座候間、渡方有高等、此方にて相知不申候、

駿府

一金千六百五十兩

御城内に有之分

甲府

一金五千五百兩

御城内御藏詰

外金三千五百兩

當酉夏冬御切米相渡

是は年々九千兩宛、御藏之詰置、甲府勤番地役人御切米金に相渡申候

江戸、大坂、二條、駿府、甲府合百八萬九千五百十九兩餘

外一、金二萬三千八十四兩餘 西丸御除金 一、金百二十六萬三千二百七十兩餘 奥御金藏に有之分

一、金十四萬六千七百四十八兩餘 大坂御金藏内 奥御金藏大坂内仕切共 仕切に有之分 合金百四十二萬十八兩餘

右之通御座候、以上、

○松平加賀守直印

寶曆九卯年六月七日相摸守殿え上り、同十三日御下、即日承付返上、

書面拜借金謂取證文、加賀守直印にて差出候様、被仰渡奉畏候、早速可申渡候、

卯六月十三日

一色 安 藝 守

此度、松平加賀守拜借金被 仰付候に付、右金子相渡候節請取證文之儀、都合百萬石以上拜借被 仰付候節請取證文之儀は、直印にて差出、尤裏書御連印之儀故、右前格を以、此度更取證文之儀も、加賀守直印之積案文認遣候處、從前に不依何事加賀守直印之證文差出候儀無御座候由、則別紙之通書付并例書差出申候處、寫奉入御覽候、如何挨拶可仕哉奉伺候、以上、

○當材木御當木

寶曆九卯年閏七月廿三日、相摸守殿之上る、

書面之通可仕旨被仰渡奉畏候、尤御作事奉行、小普請奉行之も被 仰渡候旨、奉承知候、
卯八月九日

一色 安 藝 守 小野 左 太 夫
青山 三 右 衛 門 古 坂 與 七 郎

先達て被仰渡候、御作事方小普請方、懸り場所、御普請御修復目論見見分之節立合、御勘定方御普請
役差遣御入用伺、御下げ被成候節も、右立會之者引請吟味仕候間、右に付諸場所元積り之内、何れも
御材木遣方差出、員數餘慶相見申候、此節迄も御普請御修復場所皆出來之上殘木之由、過分之御材木
御藏之相返候も有之候に付、御勘定所にては右御材木差出し吟味懸り申付、隨分相改候得共、坪當り
元積より仕出候儀、最初より取計不申候ては難相分、多分大積を以當木仕候に付、御材木請取方多罷
成候、依之評議仕候處、右御材木積り過候に付ては、人足諸色共相響候義、諸御入用方第一之御金高
成る場所、取べり有之候上にも、幾重にも、約に取扱可申義に奉存候間、右御普請方に懸り罷在候、御
勘定方人數之内、以來御作事方小普請方之、御勘定方貳人づゝ、御普請役三人宛、壹ヶ年切に附置、
兩役所一統打込、御用取計、定式并他場所遠國等臨時不時之御用迄、一體差加一ヶ年切相勤、年々引

替爲相勤候は格別、べり宜可相成哉に奉存候、右御材木改其外御入用立合御勘定方、年切り出役可
被 仰付哉奉伺候、以上、卯閏七月

○遠國御役所入用

寶曆九卯年十月廿八日、相摸守殿之上、

書面納金銀之儀、別段に除置候様、可仕旨被仰渡奉畏候、

卯十一月七日

一色 安 藝 守 石 谷 備 後 守
小野 左 大 夫 青 山 三 右 衛 門
天 野 助 次 郎

遠國諸役所、一ヶ年御入用殘金銀并貸附銀取立、且利金銀等京、大阪、伏見、奈良、堺奉行は、大坂
御金藏之相納、駿府町奉行浦賀奉行は江戸御金藏之相納候様、先達て被仰渡候、右金銀相納次第除置
候様可仕候哉、又は御遣方金銀有高之内之入置候様可仕候哉、依之奉伺候、以上、卯十月
寶曆六子年十一月廿七日相摸守殿之上る、

遠國諸役所一ヶ年納拂左之通御座候、

京都町奉行附一ヶ年納拂

江戸實情誠齋雜記

一 銀十四貫七百目 是は年々大坂御金藏より定式請取申候

兩役所 請取高

一 銀六十七貫八百貳十九匁餘 是は諸運上欠所過料殘

右同斷 納り方

二 口合銀八十二貫五百二十九匁餘

右同斷 納高

右拂方

一 銀七十九貫四百八十六匁餘

壹ヶ年兩役所入用高

納拂差引 銀三貫四十三匁 餘る

丹州八丁山
運上銀之分

外銀二十一貫貳百四十五匁餘 當時欠所銀有高 銀十二貫九百目

二 口合三十四貫百四十五匁餘 是は當時貸附有之候、

奈良奉行所附納拂

一 金四十五兩 銀十七貫五百八十三匁餘

壹ヶ年品々納り方

右拂方

一 銀十八貫三十五匁餘

壹ヶ年役所諸入用

納拂 金四十四兩餘 餘る

外銀九十八貫百目餘

缺所銀并其加
銀等當時有高

内八十五貫目 是は當時貸附有之候

山田奉行附納拂

一 金三十二兩餘 是は欠所地年貢納

壹ヶ年納り高

右拂方

一 金百兩程

壹ヶ年役所入用

納拂差引 金六十八兩程 不足

外金千百九十六兩餘 是は當時貸附有之候

神領鶴松濱新田
收納金并欠所金

駿府町奉行附納拂

一 金七十三兩壹分餘

當時欠所金有高

一 金三十二兩貳分

御藏より定式請取高

二 口合百五兩三分餘

右拂方

金四十一兩餘

壹ヶ年役所入用

納拂差引金 六十四兩三分 餘る

甲府勤番支配附

一 金千百兩餘 是は御城内元御屋形懷古鐵物古木拂代并欠所金

當時貸附有高

一金百四十五兩三分餘

日光奉行附

一金百三十九兩貳分餘 是は御宮増御供料

一金四十兩程 是は今市人參植場諸色入用御用に付、江戸之差越御藥草類荷拵入用等

今市御藏方定式請取高
江戸御金藏より請取高

佐渡奉行附

一金三百八十二兩貳分餘

壹ヶ年納り高

但印銀錢共金に直し相認申候

一金百三十三兩三分餘

御藏より定式請取高

但右同斷

二口合金五百十五兩五分餘

右拂方

一金五百三十兩壹分餘

役所入用并去亥年
御普請所入用共

但印銀錢共金に直し相認申

納拂差引金十五兩餘 不足

右利足有高

外錢貳貫百九十四文

當時過料錢有高

伏見奉行附

一銀十四貫九百六十目餘 是は諸運上其外小納り共

壹ヶ年納り高

右拂方

一銀十貫百二十目餘

役所入用并川方入用共

納拂差引銀四貫八百四十目餘 餘る

欠所銀有高

内拾貳貫目

貸附有之

但年々利銀取立、同心火事羽織并小使之者、給銀扶持米、其外小入用等に相拂來り候由、右之通御座候、京都奉行所附之儀は、稻垣出羽守之相談とくと相糺可申上候、其外諸役所之分も碇と相成り不申儀も御座候間、今一應相糺追而可申上候、右之外堺奉行、浦賀奉行よりは、未書付差越不申候、大坂町奉行所之儀は、私存知罷在候故、別紙之通奉伺候、以上、子十一月

○大夫届

妾腹等に男子有之候處、虚弱に付老中并支配え不相達、男子無之由にて養子相願、追而妾腹之男子大

夫届等致候儀は有之間以事に候、自今右舛之儀無之様、万石以上以下共に可被相觸候、寶曆十二年六月

○他人養子

他人養子に仕候儀、陪臣浪人之子、御直參に親類有之候共、願候當人之親類にて無之候は、難叶候段
享保十八丑年相達候、右願候當人之親類と有之は、又從弟迄之事にて候旨元文辰年相達候、尤又甥
も右同様之事に候、右の趣向々々寄々可被達置候、明和六年十二月

○御修復所見分

御勘定奉行々

御作事方、小普請方、所々御修復場所之儀、御入用五十兩以上之分は、是さて御目付見分候處、自
今御勘定吟味役一同見分可被致候、

- 一、五十兩以下、二十兩以上は、御勘定吟味役見分可有之候、
 - 一、二十兩以下十兩以上は、吟味方改役御徒目付見分可被差越候、
- 右之通、向後相心得、尤見分書、是迄は御勘定所之被差出候得共、以來は出羽守之直に可被差出候、
右之通、御目付御勘定吟味役之申渡候間、得其意、右之趣を以見分之儀申被達候、尤以來見分向々より差

出、其上にて御勘定所之相下ケ候積候間、右書付を以吟味可被致候、明和六年十二月

○川除御定金

川除御入用御定金四千兩、神器佛具類御入用金七百兩にて、壹ケ年御入用相濟候様、去る卯年申渡候
處、右御定高にては不足之趣に付、此度川除之方金三千兩、神器佛具類之方五百兩相増、御定高左之通

金七千兩

川除御入用

金千貳百兩

神器佛具裝束類御入用

右之金高を以、一ケ年御入用相濟候積取計、繰越之儀は不申立様可相心得旨向々之可被申渡候、

○御定金増

御勘定奉行 御勘定吟味役々

諸向一ケ年御定高、去る卯年申渡候内、年々右御定高にては不足に付、其分此度夫々相増以來御定
高左之通、

一金壹万貳千兩

内貳千兩

此度増

拂方御納戸

一金九千兩

内六百兩

同斷増

小普請方定式臨時共御入用

一金千貳百兩

内四百五十兩

同斷増

御材木方

一金壹萬三千兩 内三千兩 同斷増
 一金五千五百兩 内五百兩 同斷増
 一金三千兩 内五百兩 同斷増
 一金五千兩 内三千兩 同斷増
 一金千貳百兩 内五百兩 同斷増

御賄方
 西丸御賄方
 御細工所
 御疊方并備後
 表御買上共
 神器佛具裝
 束類御入用

右之金高を以、一ヶ年御用相辨候積取計、繰越之儀不申立様可相心得候、尤委細之儀は御勘定奉行可相談候、

右之通向々之申渡候間、可被得其意候、安永七戌年六月

○夏足袋

萬石以上以下共、例年此節痛所等にて、夏足袋相用度願、向後三月廿五日限可差出候、尤右願相濟候は、其段御目付之相届候、右之通相觸候、安永九子年三月

○御米五段渡

春夏半分米渡高七萬七千五百石餘

内壹萬六千六百石餘 勤仕以下 四萬四百石餘 同以上

三千貳百石餘 不勤以下 壹萬千貳百石餘 同以上 六千百石餘 御役料

合 勤仕五萬七千石餘
 不勤壹萬四千四百石餘

同三分一米渡高五萬貳千六百石餘

内壹萬千四百石餘 勤仕以下 貳萬六千七百石餘 同以上

貳千四百石餘 不勤以下 七千七百石餘 同以上 四千四百石餘 御役料

合 勤仕三萬八千石餘
 不勤壹萬百石餘

同三分二米渡高九萬六千石餘

内貳萬千六百石餘 勤仕以下 五萬百石餘 同以上

三千七百石餘 不勤以下 壹萬貳千九百石餘 同以上 七千七百石餘 御役料

合 勤仕七萬千七百石餘
 不勤壹萬六千六百石餘

同四分三米渡高拾壹萬石餘

内貳萬五千貳百石餘 勤仕以下 五萬七千六百石餘 同以上

四千貳百石餘 不勤以下 壹萬四千五百石餘 同以上 八千五百石餘 御役料

合 勤仕八萬貳千八百石餘
 不勤壹萬八千七百石餘

同四分米渡高六萬貳千石餘

內壹萬三千貳百石餘 勤仕以下 三萬貳千六百石餘 同以上

貳千五百石餘 不勤以下 八千九百石餘 同以上

合勤仕四萬五千八百石餘 不勤壹萬四千四百石餘 同以上 四千八百石餘 御役料

同以上四步 以下六步米渡高六萬九千七百石餘

內壹萬九千九百石餘 六勤仕以下三萬貳千三百石餘 四分同以上

三千八百石餘 六不勤以下八千九百石餘 四分同以上 四千八百石餘

合勤仕二千二百石餘 不勤壹萬貳千七百石餘 四分同以上 四千八百石餘 分御役料

各三分一米渡高九萬九千九百石餘

內貳萬四千石餘 勤仕以下 五萬貳千石餘 同 以上

四千三百石餘 不勤以下 壹萬五千石餘 同 以上 四千六百石餘 御役料

合勤仕七萬六千石餘 不勤壹萬九千三百石餘

同四分一米渡高七萬五千五百石餘

內壹萬八千三百石餘 勤仕以下 三萬九千九百石餘 同 以上

三千百石餘 不勤以下 壹萬千百石餘 同 以上 三千百石餘 御役料

合勤仕五萬八千貳百石餘 不勤壹萬四千貳百石餘

同四分三米渡高貳拾貳萬石餘

內五萬四千石餘 勤仕以下 拾壹萬五千石餘 同 以上

九千三百石餘 不勤以下 三萬三千石餘 同 以上 八千七百石餘 御役料

合勤仕十六萬九千石餘 不勤四萬貳千三百石餘

同半分米渡高十四萬六千石餘

內三萬五千六百石餘 勤仕以下 七萬六千八百石餘 同 以上

六千百石餘 不勤以下 貳萬千八百石餘 同 以上 五千七百石餘 御役料

合勤仕十一萬貳千四百石餘 不勤貳萬七千九百石餘

同三分二米渡高十九萬五千石餘

內四萬七千五百石餘 勤仕以下 十萬貳千七百石餘 同 以上

八千貳百石餘 不勤以下 貳萬九千貳百石餘 同 以上 七千四百石餘 御役料

合勤仕十五萬貳百石餘 不勤三萬七千四百石餘

同四分米渡高十一萬六千五百石餘

內貳萬八千四百石餘 勤仕以下 六萬四千四百石餘 同 以上

四千八百石餘 不勤以下 壹萬七千四百石餘 同 以上 四千五百石餘 御役料

同以上四分以下六分米渡高十三萬三千三百石餘

内四萬貳千七百石餘 勤仕以下 六萬千四百石餘 同 以上

七千三百石餘 不勤以下 壹萬七千四百石餘 同 以上 四千五百石餘 御役料

合勤仕十萬四千七百石餘
不勤貳萬四千七百石餘

壹ヶ年凡渡米

壹萬八千石餘 月千五百石程宛

御用米

千石程 是は手形入置追々請取申候

民部卿殿御手當米

四千三百石程 右同斷

田安殿御合力米

貳萬貳千八百石餘

御役扶持並月割
御合力米不時御切米

壹萬六千八百石餘

御役料

内六千六百石餘

春半分米渡

六千六百石餘

夏右同斷

四千六百石餘

冬三分一米渡

拾九萬石餘

内五萬七千石餘

春半分米渡

五萬七千石餘

夏右同斷

七萬六千石餘

冬三分一米渡

五千八百石餘

女中御切米

内三千石餘

二月渡

貳千八百石餘

九月渡

三千百石餘

御拂供料

内千五百石餘

春渡

千六百石餘

冬渡

文政五年より五千俵

同十亥年より五千俵増

同天保二卯年より五千俵増

同五午年より貳千俵増

合五千九百石餘 是は正月請取

右近將監御手當米

文政十一子年より五千俵

天保四巳年より貳千俵増

同六未年より三千俵増

左兵衛督御手當米

合三千五百石餘 右同斷

合中上米渡分 貳拾七萬千五百石餘

右之所年分中米以上納高 凡貳拾三萬九千石餘

右納拂差引

三萬貳千貳百石餘

中米以上年々御不足

中次米渡之分

拾壹萬八千六百石程

内

三季不勤御切米
勤仕定御扶持

七萬五千六百石程 月六千三百石程

月々勤仕定御扶持

四萬三千石程

三季不動御切米

内壹萬四千四百石程春半分米渡 壹萬四千四百石程夏右同斷

壹萬九千三百石程冬三分一米渡

貳萬三千六百石程

不動御扶持並御
代官扶持猿樂渡

内四千六百石程

御代官扶持春冬

壹萬九千石程

不動御扶持作事
猿樂扶持之分

中次米渡之分合拾四萬貳千貳百石程

右之所々年々中次米之分納高凡十四萬七千五百石程
右納拂差引五千三百石程

中次米之方餘る

右惣調方

合三十八萬六千五百石餘内貳萬六千石程

買納之分

壹ヶ年物渡高合四拾壹萬三千四百石程

外凡壹萬石餘 是は年々全臨時渡或不時渡等に可相成分

年々濃米渡之廉々

壹萬八千石程 御賄方御入用米 貳萬七百石程 御佛供料 千石程 御方々様御合力
米并御手當米 千石程 女中御切米

凡貳萬三千石程

右女中御切米、壹ヶ年凡渡高五十石餘、前々より三州米計にて相渡候處、三州米近來凡四千石程宛相廻、納高相減候に付、美濃米を以て、右不足丈ヶ宛相渡申候、尤年柄々寄、遠州、駿州米にても相渡申候

外 御役扶持野旅扶持、御合力米渡等之廉

右之分、前々は美濃米計にて相渡來候處、近來美濃米渡之廉相増、其上美濃米にも劣り米相廻候儀有之候付、右に准候、餘國米を相渡申候勿論、御役料も右同様出來形宜、餘國米を以取交相渡申候、

○御加増御出高

天保十二丑年御加増出高之分

地方 貳萬石 松平大和守 御藏米 千九百貳拾五俵

内六百五俵 御加増 千三百二十俵 出高

天保十三寅年御加増出高之分

地方 貳萬三百七十石 御藏米 千七百六十四俵貳升五合

内四百七十七俵壹斗七升五合 御加増 千貳百八十六俵貳斗 出高

合地方四萬三百七十石

御藏米三千六百八十九俵貳升五合

○御繰合

御繰合之儀に付取調候趣申上候書付

服部伊賀守 古川山城守

御繰合之儀、寛政之末より享和文化に至候ては、定式臨時とも御出方多に相成、御差支之程も難計候に付、文化九申年より去子年迄、五ヶ年之間御儉約旨仰出、右御儉約に付て之御除金も出來仕候處、去々亥年以來別て臨時御出方之御廉々差湊候に付、右御除金之分も伺之上御遣方仕、旁此後臨時御出方多之義も御座候得ば、猶更御繰合御差支之程も難計候に付、是迄之姿を以、以來之御程合を勤考仕候趣、左之通に御座候、

一、御藏之有高之儀、明和之頃は御充實之趣にて、奥蓮池大阪三ヶ所御金藏御有高左之通、

明和七寅年三ヶ所御金藏 惣有高金銀共 都合金三百萬四千百兩餘

右御有高に御座候處、明和八卯年 心觀院様薨去、同九辰年江戸大火、安永五甲年日光御社參、同八亥年 孝恭院様薨御、同九子年 御轉任、其外東海道筋、關東筋川々出水、天明二寅年以來、總州印旛沼堀割御普請、同三卯年武州、上州、信州、砂降場御普請、同四辰年米價高値に付、町々御救等に

て、累年引續臨時御出方有之候上、天明六年翌未年兩年に至ては、浚明院様薨御 御代替、將軍宣下、且關東筋出水に付、萬石以上以下半毛損亡拜借、并洪水にて御旗本御家人床上水附拜借、在方町方御救、川々御普請、出水にて御收納藏に付、御買上米等にて御出方差湊、天明六年同七年兩年に奥御金藏より金百貳拾五萬兩、大坂御金藏内仕切御除金より三萬兩、都合金百三拾三萬兩御出方有之、奥蓮池大坂三ヶ所御金藏御有高左之通、

天明八申年暮三ヶ所御金藏惣御有高金銀共都合金八拾壹萬七千貳百兩餘

右御有高に相成候處、其前年末八月より格別に御儉約旨仰出、諸向御定高を始、品々御省略有之、寛政元酉年迄にて御儉約御年限相滿候處、猶又翌戌年より五ヶ年之間御儉約被 仰出 禁裏御所向、御入用を始、駿府在番御差止、且御膳料并太細餅米取扱方、其外御納戸元拂打込勤等、追々御仕法替有之御入用相減候に付、寛政十年迄御有餘金貳拾六萬貳千兩餘出來、三ヶ所御金藏御有高左之通、

寛政十年年暮三ヶ所御金藏惣御有高金銀共都合金百七萬九千七百兩餘、

右御有高に相成候處、翌未年より蝦夷地、其外臨時御出方引續、其上 御方々様、追々御成長に隨ひ、定式向御入用も相増、追年御出方多に相成候、御繰合不宜候に付、文化九申年より去子年迄五ヶ年之間、御儉約被 仰出、右御儉約に付ては御除金も出來仕候處、去々亥年より臨時御出方之御

廉に差湊候に付、右御除金之分も伺之上、御遣方に相成、尤去子年之儀は、御勘定仕上いまだ出来不仕候に付、納拂之差引も相分り兼候得共、前書にも申上候通、寛政十一年以來蝦夷地、其外臨時御出方引續、去々亥年迄年々之納拂差引拾七ヶ年に、都合金四拾四萬九千百兩餘之御不足に相當り、右體多分之御不足相立候に付ては、前々よりの御除金御遣方に相成、其外町會所積金御金藏納之内より六萬三千兩、江戸町人共差出候御用金之内より壹萬兩、都合七萬三千兩、是又繰替御遣方に相成、いまだ戻入無之候處、去子年暮、三ヶ所御金藏御有高左之通、

文化十三年暮三ヶ所御金藏惣御有高金銀共都合七拾貳萬三千八百兩餘

内金七萬三千兩繰替御遣方に相成候分、戻し入候得ば殘る金六拾五萬八百兩 金御有高

右御有高に相成候處、右之内蓮池御金藏定式御遣方、并御除金共、去暮之御有高金銀合拾萬貳千兩餘ならでは無之候に付、前書七萬三千兩繰替御遣方に相成候分、戻し入候義も出来兼候、尤當年之儀は京都御造立御修復御入用、并門々臨時御普請御入用、大名出金被 仰付候分、追々相納候に付格別之臨時御出方無之候得ば、差當り御繰合御差支も無之當り御座候得ば、前書之通、天明七末年より格別に御儉約被 仰出、追々御世話も有之候に付、寛政元酉年より同十年午迄、拾ヶ年間之御有餘と御不足差引、金貳拾六萬二千五百兩餘の御有餘も有之候處、同十一年より追々御出方多相成、右末年より去々亥年迄拾七ヶ年之御不足金、都合四拾四萬九千百兩餘之分、拾七ヶ年に割合候得ば、平均

一ヶ年に金貳萬六千兩餘宛々御不足に相當り候之處、去子年迄にて御儉約御年限も相滿候に付ては、當丑年より定式之御出方は相増候道理に有之、尤當年之儀は京都御造立御修復、并門々臨時御普請御入用、大名出金之分、都合金拾五萬六千五百兩餘、御金藏納有之候に付、先づは御繰合御差支も無之當りに御座候得共、未寅年は差當り右體之譯にて、御金藏納に可相成分も差見不申候處、去子年より所司代御城代之地方壹萬石宛被下、當年も宗對馬守之貳萬石、松平越後守之五萬石被下、都合九萬石之御收納も相減、追々御方々様御養子御縁組等被 仰出候に付ては、臨時御用途も差見旁、來寅年以後之所は御繰合御差支之程も難計、其上當時差見不申、臨時之御出方有之候は、猶更之儀不容易御不繰合にも可罷成哉、一體御繰合之儀は平年は御有餘有之、其御有餘を以臨時御出方之御備に罷成候、御繰合に候得ば、永久に御差支有之間敷筋に御座候得共、右體追年納拂差引不少、御不足も相立、其上天明六年より同八申年迄、三ヶ年に御貯金、都合百三拾三萬兩御出方有之候様之、大造成臨時御出方は稀之儀に御座候得共、拾八九萬兩乃至貳拾三四萬兩餘之臨時御出方は、是迄も間々有之儀に御座候處、前書にも申上候通、三ヶ所御金藏御有高、御手薄に罷成候上、去子年迄にて御儉約御年限も相立候に付、當年よりは定式向御入用も相嵩候道理に御座候處、地方九萬石之御收納も相減候に付ては、御收納高と御遣拂高と之差引多分之御不足も相立可申哉、當年之儀は大名出金之分、臨時御藏納も有之候得共、來寅年は右體之臨時納等も差見不申旁以、御繰合御差支之程も難計、

其上臨時御出方も御座候はば、猶更御不繰合にも可罷成哉と奉存候、依之別帳相添入御覽、先づ此段申上候、以上、丑十月

寛政元酉年より去々亥年迄貳拾七ヶ年之間、年々御收納高と御入用高と差引、取調候趣、左之通御座候、但、年々御收納高并御入用高之内、諸場所御普請御修復廉々、御普請御入用等之内、大名出金に相成候分は、右出金迄之御取替金は拂に相立、出金之分は上納いたし候、年々納に相立、且在町等之者どもより相納候、御用金之儀は、公儀御金と違ひ、追而御下ヶ戻しにも可相成旁、納拂共御除金御藏金銀之納拂計り差引取調申候、

寛政元酉年中

御收納高一、金百貳拾五萬三百八拾六兩餘

御入用高一、金百貳拾八萬九千九百八拾兩餘

差引金三萬九千五百九拾四兩餘 不足 是は酉年中 禁裏并御所向御普請御入用に付、大名上ヶ金之分拾八萬四千兩餘、臨時納有之候共、拂之方にて右御普請御入用金拾四萬五千兩餘、其外御買上米代金四萬九千兩餘、并荒地起返御手當、其外御貸附金五萬貳千兩餘、都合貳拾四萬六千兩餘、臨時御出方有之候に付書面之通御不足相立候儀に有之候、

寛政二戌年中

御收納高一、金百拾七萬千九百八拾八兩餘

御入用高一、金百九萬六千六百九拾壹兩餘

差引金七萬五千貳百九拾七兩餘 是は戌年中 禁裏并御所向御普請御入用に付、大名上ヶ金之分、拾萬貳千兩餘臨時納有之、尤拂之方にて御買上米代金四萬八千兩餘相渡り候得共、其餘廉立候臨時御出方無之候に付、書面之通御有餘に相成候義に有之候、

寛政三亥年中

御收納高一、金百貳拾三萬五千三百三拾五兩餘

御入用高一、金百拾六萬千百拾五兩餘

差引金七萬四千貳百貳拾兩餘 是は亥年中川々御普請御入用之内、大名出金之分四萬六千兩餘臨時納有之候處、拂之方にては廉立候臨時御出方無之候に付、書面之通御有餘に相成候、

寛政四子年中

御收納高一、金百貳拾四萬七千四百八拾七兩餘

御入用高一、金百貳拾五萬九千七百三拾八兩餘

差引壹萬貳千貳百五拾壹兩餘 不足 是は子年中、御拂米代金六萬九千兩餘、道中筋宿に刎錢溜金壹萬兩、都合金七萬九千兩餘、臨時納有之候得共、川々御普請御入用金拾貳萬七千兩餘、臨時御

出方有之候に付、書面之通御不足相立候

寛政五丑年中

御收納高一、金百拾四萬五千四百貳拾七兩餘

御入用高一、金百八萬三千百貳拾六兩餘

差引金六萬貳千三百壹兩餘餘る 是は丑年中、對洲御免銅並大坂地賣銅、代金七千兩、半毛損毛拜借金貳萬貳千兩餘、酒造人拜借米石代金壹萬千兩餘、都合四萬兩餘、臨時納有之候處、拂之方にては廉立候、臨時御出方無之候に付、書面之通御有餘に相成候、

寛政六寅年中

御收納高一、金百六萬四千九百貳拾兩餘

御入用高一、金百拾貳萬千五百八拾九兩餘

差引金五萬六千六百六拾九兩餘不足 是は寅年中、廉立候臨時納無之、拂之方には日光御修復御入用金壹萬千兩餘、御買上米代金五萬八千兩餘、松平豊後守拜借金貳萬兩、都合金八萬九千兩餘之臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候、

寛政七卯年中

御收納高一、金百萬六千貳百六拾三兩餘

御入用高一、金九拾五萬四千四百七拾九兩餘

差引金五萬千七百八拾四兩餘餘る 是は卯年中、納拂共廉立候臨時無之候に付、書面之通御有餘に相成候

寛政八辰年中

御收納高一、金百拾八萬五千九百八拾九兩餘

御入用高一、金百拾五萬六千五百貳拾貳兩餘

差引金貳萬九千四百六拾七兩餘餘る 是は辰年中、紀伊殿御取替米石代金三萬五千兩納有之、尤拂之方にて、日光並上野御宮御修復御入用金三萬六千兩餘、西丸御修復御入用金貳萬八千兩餘、御買上米代金壹萬千兩餘、都合七萬五千兩餘、臨時御出方有之候得共、前書臨時納等も有之候儀に付、書面之通御有餘に相成候、

寛政九巳年中

御收納高一、金百拾六萬八千四百四拾八兩餘

御入用高一、金百拾三萬貳千三百三拾貳兩餘

差引金三萬六千百拾六兩餘餘る 是は巳年中、紀伊殿御取替米石代金三萬五千兩、臨時納有之候處、拂之方にては日光御修復御入用金貳萬四千兩餘、御出方有之、其餘廉立候臨時御出方無之候

に付書面之通御有餘に相成候、

寛政十年年中

御收納高一、金百貳拾五萬貳千六百貳拾兩餘
御入用高一、金百貳拾壹萬七百三拾五兩餘

差引金四萬千八百八拾五兩餘餘る 是は午年中、日光御修復御入用之内、大名出金之分拾萬四千兩餘臨時納有之、尤拂之方にて右御修復御入用金三萬六千兩餘、並聖堂御普請御用地屋敷引料金三萬四千兩餘、其外淑姬君様御入與に付、尾張殿御拜借金五萬兩、都合拾貳萬兩餘、臨時御出方有之候得共、右大名出金納等も有之候義故、書面之通御有餘に相成候、

寛政十一年年中

御收納高一、金百拾壹萬七千百三拾壹兩餘
御入用高一、金百三拾萬六千九百拾九兩餘

差引金拾八萬九千七百八拾八兩餘不足 是は未年中、聖堂御普請御入用之内、大名出金之分壹萬六千兩餘、其外御拂米代金壹萬千兩餘、都合貳萬七千兩餘、臨時納有之候へ共、拂之方にて淑姬君様御入與而御入用金貳萬貳千兩餘、其外蝦夷地御入用金七萬七千兩餘、御材木御買上代金四萬八千兩餘、荒地起返小兒養育料御手當、其外御貸附金六萬九千兩餘、都合金貳拾壹萬六千兩餘、

臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候、

寛政十二申年中

御收納高一、金百貳拾貳萬六千六百七拾四兩餘
御入用高一、金百三拾八萬八千五百八拾貳兩餘

差引金拾六萬千九百八兩餘不足 是は申年中、御拂米代金拾萬九千兩餘臨時納有之候得共、拂之方にて日光諸堂社並紅葉山、其外御修復御入用金四萬兩餘、川々御普請御入用並國役普請御取替金七萬四千兩餘、御材木御買上代金七萬兩餘、御買上米代金壹萬兩餘、蝦夷地御入用金六萬六千兩金、且淑姬君様御入與御入用金壹萬貳千兩餘、都合金貳拾七萬貳千兩餘臨時御出方有之候に付書面之通り御不足相立候

享和元酉年中

御收納高一、金百四拾貳萬四千八百七拾貳兩餘
御入用高一、金百四拾萬貳百三拾四兩餘

差引金貳萬四千六百三拾八兩餘餘る 是は酉年中、日光諸堂社御修復並川々水行直等御入用之内大名出金之分八萬貳千兩餘、其外門々國役普請御取替金返納之分四萬八千兩餘、御拂米代八萬九千兩餘、都合貳拾壹萬九千兩餘、臨時納有之、尤拂之方にて、廉々御普請並水行直御入用金五

萬八千兩餘、蝦夷地御入用金四萬兩餘、都合金拾九萬八千兩餘、臨時御出方有之候得共、前書臨時納等も有之候に付、書面之通御有餘に相成候、

享和二戌年中

御收納高一、金百三拾萬六千貳百拾八兩餘

御入用高一、金百三拾四萬四千三百六拾六兩餘

差引三萬八千四百四拾八兩餘不足 是は戌年中、下上加茂、木布禰神社御修復御入用之内、大名出金之分壹萬六千兩餘、並大川通、本所川、浚道造御入用之内、大名出金之分六萬七千兩餘、其外川々御普請御入用之内、大名出金之分六萬貳千兩餘、都合金拾四萬五千兩餘、臨時納有之候得共、拂之方にて下上加茂、木布禰神社御修復並大川通本所川浚道造、其外川々御普請御入用金拾四萬千兩餘、蝦夷地御入用金五萬千兩餘、都合拾九萬貳千兩餘、臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候

享和三亥年中

御收納高一、金百三拾七萬五千七百七拾三兩餘

御入用高一、金百拾八萬五千七百拾貳兩餘

差引金拾八萬九千四百六拾壹兩餘餘る 是は亥年中、久能御宮御修復御入用金之内、大名出金之

分壹萬五千兩餘、並川々御普請御入用之内、大名出金之分貳拾三萬三千兩餘、御拂米代金三萬六千兩餘、都合金貳拾八萬四千兩餘、臨時納有之、尤拂之方々にも、川々御普請御入用金九萬六千兩餘、並蝦夷地御入用金壹萬四千兩餘、都合金拾壹萬兩餘、臨時御出方有之候得共、前書臨時納等も有之候に付書面之通御有餘に相成候、

文化元子年中

御收納高一、金百拾三萬千四百貳拾八兩餘

御入用高一、金百貳拾四萬八千貳百貳拾四兩餘

差引一金拾壹萬六千七百九拾六兩餘 不足 是は子年中、納之方廉立候臨時無之、拂之方にては御買上米代金拾壹萬兩餘、川々御普請御入用金貳萬九千兩餘、都合金拾三萬九千兩餘、臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候、

文化二丑年

御收納高一、金百貳拾五萬貳千四百拾四兩餘

御入用高一、金百拾七萬貳千六百四拾五兩餘

差引金七萬九千七百六拾九兩餘る 是は丑年中、川々御普請御入用之内、大名出金之分拾萬三千兩餘、其外臨時御拂米代金貳萬九千兩餘、唐金銀吹立納貳萬八千兩餘、都合金拾六萬兩餘、臨時

納有之、尤拂之方にて、御買上米代金四萬五千兩餘、川々御普請御入用金六萬六千兩餘、都合金拾壹萬千兩餘、臨時御出方有之候得共、前書臨時納等も有之候に付、書面之通御有餘に相成候
文化三寅年中

御收納高一、金百六萬六千七百四拾三兩餘
御入用高一、金百拾貳萬千貳百貳拾九兩餘

差引金五萬四千四百八拾六兩餘 不足 是は寅年中、松平讃岐守上ヶ金七萬兩、臨時納有之候得共、拂之方にて火災に付、御普請其外拜借御救等品々、御入用金五萬九千兩餘、其外材木御買上代金壹萬兩餘、御買上米代金四萬六千兩餘、朝鮮信使來聘御入用金壹萬千兩餘、都合拾貳萬六千兩餘臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候、

文化四卯年中

御收納高一、金百拾萬千貳百四拾六兩餘
御入用高一、金百拾九萬六百五拾六兩餘

差引金八萬九千四百拾兩餘 不足 是は卯年中、納之方には廉立候臨時等無之候處、拂之方にては蝦夷地御入用金五萬五千兩餘、朝鮮信使來聘に付、宗對馬守御手當金三萬兩、都合金八萬五千兩餘、臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候、

文化五辰年中

御收納高一、金百貳拾三萬四千七百貳拾五兩餘
御入用高一、金百三拾八萬五百九拾七兩餘

差引金拾四萬五千八百七拾貳兩餘不足 是は辰年中、御拂米代金七萬兩餘、朝鮮信使來聘御入用高役國役金壹萬五千兩餘、都合八萬六千兩餘相納候得共、拂之方にて川々御普請并國役御取替金共金拾三萬六千兩餘、其外御買上米代金三萬八千兩餘、蝦夷地御入用金三萬兩餘、朝鮮信使來聘御入用金貳萬四千兩餘、都合金貳拾貳萬八千兩餘、臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候

文化六巳年中

御收納高一、金百四拾貳萬五千貳百九拾五兩餘
御入用高一、金百三拾九萬貳千八百九拾八兩餘

差引金三萬貳千三百九拾七兩餘餘る 是は巳年中、川々御普請御入用之内、大名出金之分拾五萬三千兩餘、并朝鮮信使來聘御入用高役國役金五萬三千兩餘、都合金貳拾萬六千兩餘、臨時納有之、尤拂之方にて、川口御普請并國役普請御取替金共、拾七萬四千兩餘、朝鮮信使來聘御入用壹萬兩餘、都合金拾八萬四千兩餘、臨時御出方有之候得共、前書臨時納等も有之候に付、御有餘に相成候、

文化七年年中

御收納高一、金百三拾萬三千六百八拾八兩餘

御入用高一、金百四拾貳萬貳千七百七拾四兩餘

差引金拾壹萬九千八拾六兩餘不足 是は午年中、朝鮮信使來聘御入用高役國役金四萬四千兩餘、御拂米代金四萬五千兩餘、都合金八萬九千兩餘臨時納有之候得共、拂之方に朝鮮信使來聘に付、品々御入用并拜借金共拾萬五千兩餘、御買上米代金壹萬九千兩餘、國役普請御取替金八萬四千兩餘、都合金貳拾萬八千兩餘、臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候、

文化八未年中

御收納高一、金百貳拾三萬三千四百貳拾九兩餘

御入用高一、金百貳拾六萬三千六拾七兩餘

差引金貳萬九千六百三拾八兩餘不足 是は未年中、江州山門坂本 御宮、其外御修復御入用之内大名出金之分壹萬九千兩餘、朝鮮信使來聘御入用高役國役金四萬九千兩餘、都合金六萬八千兩餘臨時納有之候得共、拂之方にて朝鮮信使來聘に付、品々御入用金四萬千兩餘、川々國役普請御取替金五萬六千兩餘、都合金九萬七千兩餘、臨時御出方有之候に付、書面之通不足相立候、

文化九申年中

御收納高一、金百拾八萬五千八百貳拾六兩餘

御入用高一、金百壹萬七千五百五兩餘

差引金拾六萬八千三百貳拾壹兩餘餘る 是は申年中、江州山門坂本 御宮、其外御修復御入用之内、大名出金之分六千兩餘、朝鮮信使來聘高役國役金五萬七千兩餘、松前并箱館御收納金三萬兩都合金九萬三千兩餘、臨時納有之、尤拂之方にて川々御普請御入用金三萬兩餘相渡り、其餘廉立候臨時渡無之、其上御儉約初年にて諸向御入用も多分相減候に付、書面之通御有餘に相成候、

文化十酉年中

御收納高一、金百三拾萬九千八百五拾四兩餘

御入用高一、金百貳拾五萬貳千三百四拾三兩餘

差引金五萬七千五百拾壹兩餘餘る 是は酉年中、城州石清水八幡宮御修復、並川々御普請御入用之内、大名出金之分拾貳萬三千兩餘、朝鮮信使來聘高役國役金四萬貳千兩餘、松前箱館御收納金貳萬八千兩餘、唐金吹立納壹萬千兩餘、都合金貳拾萬四千兩餘、臨時納有之、尤拂之方にて日光並紅葉山御宮、其外御修復御入用金八萬五千兩餘、川々御普請並國役普請御取替金七萬三千兩餘、且御簾中様御臺並御誕生御入用金壹萬九千兩餘、水戸殿爲御替米代金壹萬兩、領分損毛に付南部大膳太夫拜借金壹萬兩、都合拾九萬七千兩餘、臨時御出方有之候得共、前書臨時納其他御

儉約に付、諸向御入用減等も、有之候に付、書面之通御有餘に相成候、

文化十一戊年中

御收納高一、金百貳拾六萬五千六拾四兩餘
御入用高一、金百拾七萬八千五百貳拾九兩餘

差引金八萬六千五百三拾五兩餘餘る 是者戊年中、日光並紅葉山 御宮、其外御修復御入用之内、大名出金之分金拾六萬兩餘、朝鮮信使來聘御入用高役國役金貳萬五千兩、松前箱館御收納金壹萬七千兩、都合金貳拾萬貳千兩餘、臨時納有之、尤拂之方にても、日光並紅葉山其外諸御場所御修復御入用、並御材木御買上代とも、金六萬八千兩餘、日光御法會御入用金壹萬七千兩餘、且御簾中様御臺并御誕生、其外峯姫君様御引移、御入用金三萬千兩餘、水戸殿爲御替米代金壹萬兩、都合金拾貳萬六千兩餘、臨時御出方有之候得共、前書臨時納其外御儉約に付、諸向御入用減等も有之候に付、書面之通御有餘に相成候、

文化十二亥年中

御收納高一、金百貳拾五萬九千三百四拾六兩餘
御入用高一、金百四拾萬貳千拾壹兩餘

差引金拾四萬貳千六百六拾五兩餘不足 是は亥年中、朝鮮信使來聘御入用高役國役金貳萬五千兩

松前箱館御收納金四萬五千兩、唐金銀吹立納金四萬兩餘、都合金拾壹萬兩餘臨時納有之候得共、拂方にて日光御法會御入用、並道中筋人馬繼立御入用共、金拾四萬六千兩餘、上野本坊向御普請御入用金壹萬七千兩餘、川々御普請並國役普請御取替金とも、九萬三千兩餘、御材木御買上代金貳萬九千兩餘、都合金貳拾八萬五千兩餘、臨時御出方有之候に付、書面之通御不足相立候、右之通御座候、以上、丑九月

(下け札)本文寛政元酉年より同十年迄、十ヶ年之間御有餘と御不足差引金貳拾六萬貳千五百兩餘、御有餘有之候處、同十一未年より文化十二亥年迄拾七ヶ年之間、御有餘と御不足差引金四拾四萬九千百兩餘 全不足

右御不足相立候分、十七ヶ年に割合候得ば、平均一ヶ年金貳萬六千兩餘宛之御不足相當り申候、

明和七寅年

金銀合一、金百七拾壹萬七千五百貳拾九兩餘	十二月晦日	奥御金藏御有高
金銀錢合一、金貳萬七千五百六拾四兩餘	同	蓮池並大坂御金藏 定式御遣方御有高
金銀錢合一、金百五萬九千五拾五兩餘	同	蓮池並大坂御金藏別 に御除金口々御有高
金銀合一、金貳拾萬兩	同	大坂御金藏内仕切 御有高
四口合金三百萬四千四百四拾八兩餘	同	惣御有高

天明八申年

五四

金銀合一、金四拾壹萬七千五百貳拾九兩餘

十二月晦日

奥御藏金御有高

金銀錢合一、金拾八萬三千拾七兩餘

同 斷

蓮池并大坂御金藏
定式御遺方御有高

金銀錢合一、金拾九萬六千九拾五兩餘

同 斷

蓮池并大坂御金藏別
口御除金口々御有高

金銀合一、金貳萬五百六拾六兩餘

同 斷

大坂御金藏内仕切
御有高

四口合金八拾壹萬七千貳百七兩餘

同 斷

惣御有高

明和七寅年と差引金貳百拾八萬六千九百四拾壹兩餘

寛政十年年

天明八申年之方相減

金銀合一、金三拾七萬七千五百貳拾九兩餘

十二月晦日

奥御金藏御有高

金銀錢合一、金九萬五千九百五拾四兩餘

同 斷

蓮池并大坂御金藏定
式御遺方御有高

金銀錢合一、金四拾萬六千貳百八拾兩

同 斷

蓮池并大坂御金藏別
口御除金口々御有高

金銀合一、金貳拾萬兩

同 斷

大坂御金藏内仕切
御有高

四口合金百七萬九千七百六拾三兩餘

同 斷

惣御有高

天明八申年と差引金貳拾六萬貳千五百五拾六兩餘

文化十三年子年

寛政十年年之方相増

金銀合一、金三拾七萬七千五百貳拾九兩餘

十二月晦日

奥御金藏御有高

金銀錢合一、金三萬四千八百八拾八兩餘

同 斷

蓮池并大坂御金藏
定式御遺方御有高

金銀錢合一、金貳拾五萬貳千四百四拾三兩餘

同 斷

蓮池并大坂御金藏別
口御除金口々御有高

金銀合一、金六萬兩

同 斷

大坂御金藏内仕切
御有高

四口合金七拾貳萬三千八百六拾兩餘

同 斷

惣御有高

但金壹萬兩小石川御守殿御合力金御不足之節、御手當御貸附金貳萬兩之内え、去る戌年書面之

通町方御用金之内より繰替御貸附に相成候分、

金六萬三千兩御繰合不宜候に付、去る午未兩年に町會所積金九萬兩之内より、繰替御遺方え入

候分、

小締金七萬三千兩(但以下朱書)

右朱書之分町方、御用金并町會所積金之方え戻入候得ば、残る

金六拾五萬八百六拾兩餘

金御有高

寛政十年年と差引金四拾貳萬八千九百三兩餘

文化十三年子年之方 相 減

右之通御座候、以上、丑九月

(下げ札)本文御有高金六拾五萬八百兩餘

明和七寅年と差引金貳百三拾五萬三千貳百兩餘 文化十三子年之方
天明八申年と差引金拾六萬千三百兩餘 同

相減 同 斷 相減

○御勘定所控

一、御勘定所役所は、御材用出入の事を承られ、公儀の御用支配の御役、其數多き所にて候、然るに近世の風俗に習ひ、古來の法式に違ひ候事共有之、或は御代官を始、諸御役所の御勘定仕申、或は御加増所替の知行所割方、すべて此等の事に就て、御勘定組頭并御用懸りの面々、其吟味等の次第正路ならざる事有之由風聞候、若其事の子細風聞のことくに候においては、甚以不可然事共に候、自今以後御勘定奉行吟味役中、此旨を存せられ、御勘定所組頭以下の役人中は不及申、各々召仕候下々に至る迄、常々嚴密に法式を相正され、依怙最負賄賂財利の事一切に禁施せられ、公事訴訟等相滞る所無之様に、急度其沙汰あるべき事、

一、諸國御料林御仕置を始、地方御用吟味の次第等、御代々御條目定書重疊分明に候處に、是又近世に及び違法の事共有之に就いて、今度御代官中并諸國御料所百姓の制條を相定られ候、御勘定奉行吟味役中、此旨を存せられ、自今以後御年貢取立、上納未進辨納諸國の運漕御藏の納方、并在々所々御普請の事等を以て、今度相定られ候條目に準し、御勘定所吟味の次第、常々怠慢有まじき事、

一、御代官中、其支配所并役所仕置の様子、御年貢取立上納の次第等、すべて御役儀の勤方宜しき面々は、其支配の地をも増加せられ、其所から宜しき地へも引替られ、又御役儀勤方あしき面々は、其御沙汰可有之候、御勘定奉行吟味役中、此旨を存せられ、御代官中勤方常々吟味有べき事、附、御代官支配所の中、或は國郡相隔り、或は方角相遠ひ常々の仕置、年々の檢見等、其吟味も及び難く、其支配所百姓共公事訴訟有之時、難儀の事も候由相聞候、此等之事御勘定所において詮議の上、自今以後其便不宜支配所無之様に、其心得有べき事、
右條々宜被得其意候者也

正徳三年癸巳四月廿三日

御勘定奉行中 御勘定吟味役中

○御料所控

一、諸國御料所御仕置の次第、前々よりの御條目御定書等有之候處に、近年に及び在々の法度ゆるび所々の風俗正しからず、其業とすべき耕作の事に怠り、其職にあらざる藝能の事を翫び、屋作衣類食物を始め、萬事につきて其分限に過ぎ、或は五穀に宜しき地を費やし、衣食のたすけにならざる物を作り、或は持高十石以下の百姓其心に任せて、田畑を配分し、すべて此等の類古來の定法に背き候事共有之由相聞え候、自今以後名主庄屋等はいふに及ばず、末々の百姓共に至る迄、前々の御

條目、御定書等の旨を相慎しみ守り、少も分限に過候事共無之、専ら農業に精を出すべき事、
一、近年に及び、御代官中検見の時、御取毛付の次第、御料の名主庄屋以下、其手代役人共に相頼み其禮物をば村中の者共出し合せ候て相贈り候につきて、御取も年々に下免に成來り古來の免相に引合せ候へば、其半分にも及ばざる所々有之候、然れども其所々の村方も、古來よりにぎはひ候體は相見え候事は、此等の類私の事申合せ候に就て、常々手代役人への音信付届等を始て、種々の物入共多く有之故と相聞え候、御料の御百姓と申し候て、公儀の田地を耕作し、其妻子從類をも心やすく養ひ候者共、當作相應の御年貢をば上納仕らせ、御後聞き事共に、其財寶を費やし候事、冥加の程をもかへりみす、尤以て愚昧の致す所にて候、自今以後は御代官中諸事吟味の上、其手代役人等の仕置を相正され、御取毛の次第急度相改めらるべく候、御料大小の百姓共皆々此旨を存し、農業に精を出し、收納の事に油斷あるべからず候、御取毛の次第は相改り候といへども、手代役人共の様子は相改らず候においては、百姓共のため難儀の事に可有之候間、もし音信付届等相止め候事に就て、手代役人等非道の事共申懸候て迷惑に及ばせ候ものも有之においては、其の事の子細ありのまゝに、御代官に訴申すべし、若又手代役人共のために、物入等の事は只今迄のごとくにして、却て御取毛高免の訴訟等申出候輩有之においては、多年の罪過を糺明の上、急度重科に行はるべき事、附、名主庄屋等も其の下の百姓共に對し、或は最負により或は賄賂につきて、無理非法の事と

も有之由相聞え候、是又音信付届等の類一切にこれを制禁し候、若違犯の輩有之においては、贈り候者も受け候者も、其科同罪たるべき事、

一、多年御代官より相渡し候、御取毛割付並村懸り諸事入用の帳面等、其村中の惣百姓立合ひ披見の上加判せしめ候事は、古來よりの定法に候處に、近年に及び未々の百姓は委細の事を存するに及ばず、名主庄屋等私の事共有之、御年貢米金納方並御城下御藏納の次第にも、村方物入の費多く、未々の百姓共難儀に及び候由相聞え候、自今以後は其名主庄屋等古來よりの法のごとく、御取毛割付はいふに及ばず、村入用の事共一々帳面にしるしたて、村中惣百姓共に披見せしめ、皆々得心有之上をのゝ判形仕り置き、毎年其村限に差出し、御代官の吟味を請べき事、

一、公儀の山林はいふに不及、百姓所持の山林といふとも、竹木猥りに伐採あるべからざる事、是又古來之定法有之處に近年に及び村方之普請有之時、其普請の場所相應せざる大木、其入用の外の物數等猥に伐採り候由相聞候、自今以後たとひ其奉行役人以下申付候共、心得がたき事有之においては早速御代官に申届べき事、附、前々竹木伐採候跡にも、苗木等植立ざる所に有之由相聞候、是又古來より之定法に違ひたる事に候間、公儀之山林はいふに及ばず、百姓所持の山林に候共、其時節を違へず、苗木等植付候様にすべき事、

一、御料所の堤川除井堰坎樋橋の類、すべて在々御普請の場所近年に及び、御普請請負御仕事出來、

前々百姓自分普請の場所も、公議御入用を以仕候所も多く出来候處に、彼請負輩は當分の利徳有之所を専らしし、無程破損有べき事をかへりみず候、故に諸事の仕方粗略多く堅固ならず、これによりて年々所々に御普請弛ること無之候、自今以後は御普請請負の輩一切に停止せられ、其の村々の百姓普請に申付、若百姓其の力に及びがたき所には其の支配の御代官吟味有之上、公儀御物入の米金等、百姓共に被下、御普請申付らるべく候、惣じて普請有之場所、公儀のわけへだてなく、其所の諸百姓力を合せ、小破の時に取締、大破に及ばしむべからず、若又御普請の奉行役人以下、諸事の仕方粗略にして堅固ならざる所有之はいふに及ばず、或は公儀御物入の事みだりに多く、或は百姓共被下候米金等おさへ留め、すべて此等の類私の事共有之にあつては、早速御代官に申届くべき事、

一、所により大庄屋割本惣代など、申者有之、其外一村限の名主庄屋等も有之、此輩の給米も多くして、村入用に懸り來り、大勢の中宜しからざる者共有之、身の上を高ぶり私の事をいとなみ、御代官の手代役人等と申合、末々の百姓共の難儀に及ばせ候事共相聞候、自今以後大庄屋割本惣代の類一切御停止せられ、一村限の名主庄屋五人組共、其村々の事承るべく候間、其名主庄屋五人組等、各諸事を相慎しみ、其役儀を相勤べく候、若大庄屋割本惣代の類なくして、難叶所も有之候にあつては、其子細を以其御代官に、訴申すべき事、

一、御料の百姓共、公事訴訟の者有之候とき、御代官所え、手代役人、其村々名主庄屋等差押へ置き御代官に相達せざる事有之由相聞候、若いはれもなき事によりて、争論に及び訴訟を企て候者共有之にあつては、其理非有る所を以て、異見をも申聞せ、和談をも取あつかひ候事は可有之候得共、此事の子細もなく一切に差押へ置候にあつては、末々の百姓共難儀の事も相止難く、御仕置の事行と、かざる所も有之にあつては、名主庄屋の類私のはからひとして、みだりに押へ置ず、御代官に達して其裁斷に任ずべき事、

一、御年貢納方に付て、御城下御藏役人の方にあつて、相滞候様子も有之、名主宰領等逗留の間も久しく、惣じて御用之事并公事訴訟の時、御城下を罷出候にも、御代官之手代役人どもの所縁有之、百姓宿と申す者定まり候て、過分の雜用をつかひ、此等の類無用の物入其數多く、村中百姓の難儀に罷成候由相聞候、自今以後此等難儀之事共、たとひ何様の子細に候とも、其事の次第ありのまゝ、に御代官に訴申すべき事、

一、御料の百姓共、或は公事訴訟の事有之時、御役人中迄内證を申入れ、本望相叶候様に仕るべきを申し、或は御加増所替等の事有之時、御勘定衆を取成しを頼入、私領に相渡らざる様に仕るべき由を申輩有之候に付て、其禮物等の料として無益の事に財寶を費し候事有之由相聞候、惣て 公儀御沙汰の事、内證取成し相かなはざる事に候、宜しく其道理を分別し、彼謀計を察し知り候て、自今

以後何者の申所と云とも、一切に信用すべからざる事、右條々去年中被 仰 出候、諸國御料巡檢の面々見及び聞候處に就て、急度御穿鑿を遂らるべき事に候へども、當御代始の時にも候故、別儀を以てまつ共事に及ばれず候、自今以後御國目付巡檢の御役人等、度々に可被差遣御事に候間、若其村に至ても只今迄の様子相改らざる所有之におゐては、重犯の罪科のかるべからず候、御料所諸百姓急度此旨を相心得候て、相慎み守るべき事に候、然上は其村の名主庄屋等の事はいふに不及、たとひ御代官所手代役人等の事に候とも、公儀御制條に違犯の輩有之におゐては、其事の子細ありのまゝに御代官に訴申すべし、御代官中宜しく裁許の上訴出候者の爲に、其怨をなし候輩無之様に其沙汰可有之候、若又訴申出べき事有之とも、隠し置き候て御仕置の事、未々の所に至ては行届かず、百姓共の難儀も不相止候様に仕しな候事有之におゐては、年月を経候後に相顯れ候といふ共隠し置き候輩もこれ又違犯の罪科に同じかるべく候者也。

正徳三癸巳年四月廿三日

諸國御料所諸百姓

○人勾引

- 一、人勾引之事
- 一、人賣買之事、 附男女長年季を定め、奉公に出しか、へ置等之事、

一、其由緒たしかならざるものを、請人なくして所にさし置き候事、 附人別帳并宗門改にもれ候ものを所にさし置候事、

- 一、田畑等永代に賣買之事
- 一、田畑等質に取り候ものは、年貢諸役相勤めずして、質に出し候ものには、年貢諸役相勤させ候事、
- 右 御代々の御制禁に候と雖、下賤之輩其由を相心得ずして、犯罪の者度々に出來候、總て此等の事に限らず、御制禁の事共をば、下賤之輩迄相心得候様に、常々其沙汰可有之候者也、 正徳六申年四月八日

○侍奉公

覺

- 一、百姓之子供を始、諸親類之内、輕き侍奉公に出し、其後在所へ引込候ても、其儘刀持候族も有之由相聞候、自分以後如此之類在所へ歸居候は、先主より少々合力なと受候共、刀差候儀は停止候、若詮議怠におゐては、名主曲事たるべき事、
- 一、浦方山方かせぎ事は格別、其外之在々有來候物之外諸商賣停止之事、
- 一、在々新規に小さほこら、或は佛像建立停止の事、惣て百姓共、博奕諸勝負はいふに及ばず、其外遊事に懸り、或は似合ざる風俗をまなび、耕作隋怠致し候儀は、前々より重き御法度候條、能々

可申聞者也、享保六丑年閏七月

○三分一銀納

惣て上方筋御料所御物成之内、三分一等之銀納場所、當國冬より銀にて成共金にて成共、百姓勝手次第に相納させ候は、百姓のため可宜候、前々は銀之兩替六十目替に定り、上納候義に付御代官、又は在々名主庄屋等手前にて、兩替之儀に紛敷事有之候由、今程は兩替時之相場次第相納候付、村々百姓前より銀にても金にとも、名主庄屋方を請取候儘にて、御代官を可納候、御代官は名主庄屋より納候儘にて有可上納候、但兩替之儀は江戸大坂を相納候時節之兩替を以、御金奉行納札に可書載候間其旨可被相心得候、以上、享保六丑年十一月

○惣百姓印形

一、諸國村々大小之百姓共、年貢并諸役懸り物、或村入用等に至まで、毎年名主組頭念入帳面にしるし、惣百姓立合勘定無相違に於ては、銘々印形取置可申上候、尤名主組頭も右帳面に奥判可仕事、一、右は定りたる事なりといへども、端々に年來之仕くせを以て、毎年勘定帳面、惣百姓印形をも不取置、出入に及び候儀間々有之候條、自今以後此旨急度可相守事、

右之趣、知行村々を可相觸候、若此以後出入に及び候節延吟味、件之觸書不致承知村方有之ば、地頭可爲越度候、以上、元文五甲年九月

○川除普請

覺

諸國堤川除或旱損所等之普請之儀、一國一圓又は廿萬石以上之面々は、唯今迄之通たるべく候、其以下自普請に難成打捨置候ては、亡所に可成程之儀にて、其領主之力にも難及、大き成普請に候は、其所御料私領之無差別、國役割合にて出来、尤公儀よりも右入用被加にて可有之候間、自分普請に難成節は、其段可被申出候、委細御勘定奉行を承合可被申候、但二十萬石以上にても、高之内國を隔て小分之領知はなれ候場所は、二十萬石以下同前たるべく候、以上、享保五子年五月廿一日

○新田畑開發

惣て自今新田畑可有開發場所は、吟味次第障り無之におゐては、開發可被仰付候、夫に付右地所私領村附之地先にて、只今迄開發可致筋にても、此度新田御吟味に付、未だ開發不仕有之候場所之分は、山野又は荒地等或は海邊之出洲内川之類、新田畑に可成所は、公儀より開發被仰付候、乍然私領一圓

之内に可開發新田は、公儀より御構無之候、爲心得此通相通し候、享保七寅年九月廿九日

○川除

覺

一、在々堤川除等之御普請、向後十月中より帳面差出、冬普請に可成所は申付、又は春中を限、御普請廻候様に可被致候、尤古來百姓役に致し來候場所は、吟味之上取役に可被申付候、當年は出水に付、御普請所も大分可有之候間、御代官之申渡無油斷、吟味可有之候事

一、御代官御役被 召放、又は相果候跡にて、引負有之節、其手代不殘、吟味は無之候得共、向後は懸僉議候様に可被相心得候、此旨御代官之も可被申渡候事、以上、
享保七寅年九月

○大井川

大井川御普請、此度被 仰付候間、常々心を付、小破之所々不捨置、早速修復申付、尤出水之時分無油斷精出し防候様に可仕候、此以後金貳百七十兩餘迄之小破入用は御料私領之通、并右川より用水取候井組村々之割懸け可爲差出候、但宿場并定助大助之村々は、半金其外之村々付本金割合たるべく候、入用多村役にて難成節は、其餘は 公儀より足御普請可被 仰付候、小破も無之普請料不入節は勿論、

村役金不及差出候、折々見分も可被遣候間、小破之取捨置修復懈り候に於ては、役人中可爲不念候、此旨能々相心得候、以上、

右は水野和泉守殿被仰渡如此候、以上、
享保九辰年三月

○惡水池

惡水不滯用水引渡之儀、在方肝要之儀に候處、惡水川用水堀小溝等迄、掘さらへ不仕、剩双方よりせばめ、或竹木はへ出、水道差支候所々有之由相聞候、當年は此節、自今は年々三四月之内、隣御申合村限掘さらへ、竹木伐拂、水草は根共掘取、又は度々刈捨可申候、土砂埋多堀幅せばめ候所々には、二三年之内段々以前之通掘立可申候、右之通申付候上、若掘浚不仕村方有之、隣村之相障候は、堀浚仕候村方より、其旨可訴出候、吟味之上急度可申付候、附、水上之村、惡水堀有之候處、水上村々惡水堀埋潰し候所々も有之由に候、以前之通掘立勿論、惡水堀無之處は可訴出候、右之通關東筋御料は御代官、私領は城主地頭、并寺社方支配限り、在々之入念可被申付候、以上、
享保十一年十月

○七分積金

惣町 名主共 地主共 家主共

當地之儀は、萬物諸國より入來候て、自由をたし候事に候得共、天明午未年米直段甚引上候節、二十萬兩之御金被下、買米相渡候ても、末には及困窮候程之事にて候、都て國々には諸大名園穀を初として、京大坂其外共、夫々に凶年之備有之といへ共、江戸表にては其備も無之に付、此度町法改正之上町入用之費用を省き、是を以非常之備園穀并積金致し置べく候、

一、町入用減金之七步通を以、町々永續之板園且積金致し、貳分通は地主共、増手取金たるべし、殘壹歩は町入用之餘分として差加可申候、全體町入用之儀其所々にて悉不同に有之、惣町中へならし候ては餘程之減にも見え候得共、銘々地主共之所得に遣候ても、纔之儀又地代賃金引下させ候にも軒別に割配り候得ば、至て少分之事にてかろきものとも、渡世之一助に可成程にも無之、其の上一旦之事は無證議に候、一同永續之手當金石園置候にしく事なく候間、右之次第能辨可申候、但町入用に壹分之餘分を加ふる事は、臨時之入用有之時も、右之餘分を以可相辨ために候間、臨時之入用等有之候共、此度定置金高より不相増様勘辨可致候、尤右之内にても猶又減候はゞ、夫は家守共出精之事に付、褒美として爲取可遣候、萬一右之外入用多く相懸り、地主之方より入用増候儀に及候はゞ、早々地主より可訴出候、難儀ならざる様取計可遣候、

一、此度一統減書差出候得共、一體不同にて減方少なきも有之、又一向に減なきも相見へ候、再應糺も可申付處、町役人其外至て煩雜之事にも聞へ候に付、先凡糺之趣を以、主法相立候事に候間、此上逆も無益之入用有之候はゞ、早々地主共可訴出候、右減金は前書割合之通、積金手取増入用之餘分等に加可遣候、但町々より番錢芥錢と唱、家別に月々取集候金高も不少候、右は年來之仕癖宜からざる儀に付、右之分は地借店借よりは、尙後出させ申間敷候、

一、右積金等之儀は、町々永續之備に相成候儀に付、從公儀も御金壹萬兩、惣町中へ被下、右積金之差加場所をえらび追々に米藏を建致園穀、年々餘金は積置、往々非常之備に相成候様可致候、尤園穀は格別之凶年、實に一同及困窮飢にも至り可申時之手當にて、常に米價高直成節々等渡遣候筋には無之候、割渡遣し候儀は奉行所より之沙汰たるべく候、但右積金は素地主共より差出候筋に候間後、々に至り物高も連に多相成候はゞ、地主共實に難立行災難等有之節は、糺之上其の時宜に應じ貸付又は相應に金高見計遣し切にも可致候、或は店借之者等老年にて、夫并妻子にはなれ、幼年にして父母をうしない、いづれ可便方なく飢にも可及ものえは、糺之上手當にも致可遣候、

一、右積金取集方致世話候に付、名主等えは積金高に應じ、世話料相應に可差遣候、

一、場末町々之内には、地主共手取金無之程成も候由、右體之場所は素より積金之沙汰には不及候、此度之町法改正に付、聊にても手取金相増候分は、積金として其七歩を差出候儀にて、多少を可論筋には無之候、積金無之程之町には常とても、右町々えも行商候爲め、旁々御差加金も被成下儀にて、一體積金之儀利安貸付等にも相成、右利分を以積金無之町にも非常、其外之御手當は同様に可被

成候間左様可存候、此度右體永續之主法被 仰出候は難有儀に付、若惣町々之内にも、身元相應にて志有之、積金に加里度と存候ものも有之候は、勝手次第之事候間其段可申出候、右之通、町中御救として不時之備を立被置候、猶取斗方之儀は追て夫々委敷可申付候、右は町方永續之基本に候間、名主持家共精々申合此上町法たがわざる様、永く相守べきもの也、右之趣、役人並地主共、店々之もの迄も不洩様可申通候、尤町觸も申付候間、其旨可存候、寛政三年十二月

○市中圍糶

町會所之儀、起立以來五十餘年にも及び、市中積金追年利倍致し、貸附高等重大之金高に罷來候處、圍糶高當時拾六萬八千九百四十八石ならで無之、尤文政十二丑年、天保五年年之大火、同申年凶作之節、窮民御救等に付夥敷出高には有之候得共、當時之圍高いかにも手薄有之、同所之備充實に無之候ては、寛政度之御趣意に觸れ、御仁政之基本相立不申儀に付、取調候處御府内町方々分共、丑五月書上人別高、町方並寺社門前町屋町人物員數、五拾六萬三千六百八十九人、
 内男三拾萬六千四百五十一人 女貳拾五萬七千貳百三十八人
 右之内、其日暮し之もの半分と見積 貳拾八萬千八百四十四人半

男凡拾五萬三千貳百貳十五人半 女凡十貳萬八千六百十九人

糶有高 十六萬石高に積 摺立 八萬石 但五合摺之積 此白米七萬貳千石 但一割減之積

男壹人に付一日五合宛之積 白米七百六十六石壹斗貳升七合五勺

女壹人に付同斷三合宛之積 白米三百八十五石八斗五升七合

二口白米 千百五十壹石九斗八升四合五勺

但二十八萬千八百四十四人半一日之飯米高

右白米七萬貳千石を以、一日分千百五十一石九斗八升四合五勺づ、之渡高に、日數六十二日半餘之御救渡方ならでは無之候間 凡百萬石を目當に致し取調候處、右之通御座候、

糶百萬石 摺立 玄米五十萬石 但五合摺 此白米 四千五萬石 但壹割減

前書一日分御救渡 千百五十一石九斗四合五勺にして、三百九十日半餘之食料に相成申候、

右之通に付、相場下直之節を見合、追々買入充全之上は、一廉之備も相立、且米相場下落之砌、相場引立之ためにも相成、武家町家一同之御救可相成と奉存候、

米價下直にては、武家方困窮は申迄も無之、町人共も渡世薄く、百姓も耕耘辛苦之詮も無之、僅之價に替候に付、餘作之利を走り、自ら奢侈之風俗を醸し候儀に付、是以下薄之甚敷に至り候ては、定利之外之難溢にて、既に文化度米價下直之砌、市中之ものを買、持米申付候得共、全一時の儀にて無際限持圍も難相成、無程拂出候節は元之姿に相成、御世話之詮も無之哉にて、右體下落之砌買